

西東京市第3次男女平等参画推進計画  
西東京市配偶者暴力対策基本計画  
実績5力年総評価報告書

平成 26～30 年度

令和 2年 3月 30 日

西東京市男女平等参画推進委員会

# 目 次

はじめに .....	1
重点課題別評価 .....	2
I－1 男女の固定的性別役割分担意識の解消	
I－6 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	
II－2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	
III－1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり	
IV－1 男女平等推進センターパリティの事業の充実	
資料 .....	9
1. 事業評価割合 .....	10
2. 平成 30 年度各課事業評価報告 .....	22
I あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進	
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	
III ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	
IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化	
これからの課題 .....	98
資料 .....	99
3. 課題ごとの指標及び目標値 .....	100
4. 第3次計画の評価活動 .....	101

## 第3次男女平等参画推進計画実績5カ年総評価報告書(平成26～30年度)

### はじめに

平成30年度は「西東京市第3次男女平等参画推進計画」の最終年度に当たるため、平成26年度から30年度までの5カ年の総評価報告書となっている。

西東京市の男女平等参画推進計画は、第1次計画（平成16年度から20年度）の策定から15年が経過したところであるが、第3次計画の評価の経過を見ると、下の表の通りとなっている。

		事業数	A	B	C	D
平成25年度 (第2次計画最終年度)		272	109	100	62	1
		100%	40%	37%	23%	0%
第3次計画	平成26年度	226	113	81	32	0
		100%	50%	36%	14%	0%
	平成30年度	226	131	77	18	0
		100%	58%	34%	8%	0%

第3次計画ではA評価の割合が5年間で8%増え、男女平等参画施策は着実に進んでいる。C評価の割合が大きく減ったことも評価できる。5年間で改善・充実した事業がある反面、改善が見られなかった事業もある。いくつかの事業については5年間C評価というものもあり、課題の改善に向けての重点的な取り組みが必要である。第4次計画に引き継がれた課題については具体的な改善策を検討されたい。

第1次計画の評価項目（平成16～20年度）	第2・第3次計画の評価項目（平成21～30年度）
①成果目標 ②執行状況 ③達成成果 ④課題 ⑤担当課事業評価	①具体的な事業又は取組み計画 ②執行状況・事業評価 ③次年度の課題

評価	第1次計画の評価基準（平成16～21年度）	第2・3次計画の評価基準（平成22～30年度）
A	目標・計画が明確で、計画どおり十分実施されている。	事業・取組み計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
B	目標・計画・実施のどれかに改善の余地がある。	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
C	施策に沿った目標・計画が立てられていない。または未実施のもの。	事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
D	報告がなく空欄のもの。	未実施のもの、または、空欄のもの。

# 重点課題別評価

## I—1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

日本では男女共同参画社会基本法が誕生して以来、今年で 20 年になろうとしているが、未だに「女性だから、男性だから」という男女の固定的性別役割分担意識が未だに根強く残っていると言わざるをえない。性別にとらわれず、市民のひとりひとりが社会の構成員として自らの意思により、いきいきと個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するために、男女の固定的性別役割分担意識の解消をすすめていかなければならない。

今回の評価では、委員会において高い評価を示しているものが多数ある一方、担当課評価に対し、委員会評価が低い項目がある。また、前年と比べ低い評価を下された項目に関しては理由を追求していくことが望まれる。これまでの評価と本年の評価を生かし、市民のニーズをどのようにしたら掌握できるかを検討していただきたい。

### (1) 男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供

学習人材情報の登録者を見ると、女性が約半数を占めており女性の地域活動への意識向上が窺える。

情報誌「パリテ」の内容や見易さは年々向上している。今後は、情報を届けたいターゲットの明確化・配布場所・SNS の閲覧数をどのように増加し、周知していくかが課題であると考えられる。

特に SNS においては、Twitter、Facebook、Instagram 等、使用されているアプリケーションにより年齢層が異なることもあり、それらを分析し情報を届けるターゲットを明確化できる。

「パリテ」を発行するだけでなく具体的な数値目標を設け、実際に手に取り内容に目を向ける市民が増える様な工夫を考えていかなければならない。

「パリテまつり」においては、バラエティーに富んだ講座が企画されている。今後も幅広い年齢層の多くの市民が参加することにより男女平等参画について発信されることが望ましい。

### (2) 男女平等に関する学習機会の提供

数多くの魅力ある講座が開催されている。その中で父親支援事業の成果が上がっていることは高く評価できる。これらの講座が市民に更に浸透するような周知方法の工夫と、講座内容の質の向上を期待したい。また、保育付きの講座が増えたことで育児期の女性の参画につなげることができている。

一方で、「男女平等参画」の意識に関する蔵書が約 1,000 冊あるが貸し出された図書は 234 冊と、前年に比べると増加はしたが今後も図書の配置を工夫するなど市民が手に取りやすい環境を整えることも重要である。

### (3) メディア・リテラシーの普及と教育

庁内においてガイドラインや事例集の周知に努力されているが、今後は市民への普及が課題と思われる。

今後、「メディア・リテラシー」に関する講座を開催することが検討されている。積極的に多くの市民が学べる講座が開催されることに期待する。

委員会評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	6	5	4	0
H 2 7 年度	8	3	4	0
H 2 8 年度	8	7	0	0
H 2 9 年度	8	7	0	0
H 3 0 年度	8	6	1	0

担当課評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	9	3	3	0
H 2 7 年度	9	2	4	0
H 2 8 年度	12	3	0	0
H 2 9 年度	12	3	0	0
H 3 0 年度	12	2	1	0

## I-6 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進

地球環境の変化によるものなのか、ここ数年一部地域に集中した豪雨により土砂災害や河川の氾濫による災害が日本各地で起きている。災害は地震だけに限らないと思い知らされる。西東京市内に大きな山や川は無いが、雨水が最終的に流れ着く川が既に溢れてしまったなら低地に逆流して来る事が想像できる。その様な事が起こるかもしれないと考え、危機管理室と協力しながら各小中学校の避難所運営協議会の平時での活動に期待する。と同時に、市民一人ひとりが自分の命を自分で守る意識付けが必要ではないだろうか。そのためにも全市民に配布される市報や「暮らしの便利帳」を有効活用し、平時の備え・いざという時の行動・避難所の確認等、折に触れ啓発して頂きたい。避難所に全市民が収容出来ない事も事実だ。多くの現役世代が不在の時間帯であっても、その時市内に居る人達が、男性であっても女性であってもリーダーシップを発揮し 20 万人の安全を守るには何が必要なのか行政と市民が知恵を出し合う必要がある。

### (1) 防災対策における女性の参画拡大

防災会議がどのような立場の方々からなり、どのような話し合いがもたれているのか市民への情報の共有はなされていない。せめて避難所運営協議会で、市民に求められている課題や行政が関わって取り組んでいる内容等を明示してはどうかと思う。単年度持ち回りのような避難所運営協議会の構成メンバーもいるが、小中学校の保護者として関わった方々も被災時を想定した視点での意見を出し合い、引き継いで欲しい。どの避難所を選んでも、最低限の備えが全市民に届けられるようにするにはどんな会議を持てば良いのか危機管理室の指導に期待する。

### (2) 男女平等参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進

避難所での困難を聞くたびに、性別によるニーズの違いがあることに気づかされる。特に家事育児介護を担いがちな女性の視点は重要であるが、その視点を活かすための発言の場も必要である。避難所ではもちろん、その準備段階で、力仕事は男性が、食事や介護は女性が担当という固定的性別役割分業に捉われず、それぞれが得意分野を活かしながら活動する男女平等参画意識を持つことが有事を乗り越える鍵になると考える。

委員会評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	0	6	2	0
H 2 7 年度	1	6	2	0
H 2 8 年度	1	7	0	0
H 2 9 年度	1	2	5	0
H 3 0 年度	0	4	4	0

担当課評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	2	5	1	0
H 2 7 年度	2	5	1	0
H 2 8 年度	1	7	0	0
H 2 9 年度	1	7	0	0
H 3 0 年度	1	7	0	0

## II-2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）の前文には男女平等の実現を妨げる最大の要因は女性に対する人権侵害であり、中でも女性に対するあらゆる暴力であると明記されている。国際社会の中で女性への暴力は根絶されるべきものであり、人権の尊重の視点でのあらゆる分野の取り組みは重要である。

その観点から子どもの頃からの男女平等推進の視点に基づいた人権教育の必要性があり、学校での現場において課題への取り組みが行われていること、また多様な性に対する理解などの講座等を実施し、人権に対する裾野をひろげていることを評価し、今後は小学校などへ出前講座を実施するなど普及にむけて積極的に取り組んで欲しい。

配偶者等からの暴力防止、被害者の支援に関しては、西東京市男女平等に関する市民の意識に関する実態調査（平成30年）によるとDV防止法が成立して19年間に理解・相談機関の認知度等もたかまってきたように思える。これはあらゆる機会をとらえて啓発活動（講座、情報誌の発行）を提供してきた結果だと思える。今後はさらなる周知を目指し、人目を引く、わかりやすい広報活動、そしてWEB等を様々な媒体の検討も必要に思える。

また、DV被害者支援に対する具体的な取り組みとしては、西東京市の相談機関の認知度は4割弱と他市に比べて高いように見え、相談体制は真摯に取り組んでいるように見受けられる。今後は様々な当事者の相談を受けることになるように見え、中でも多文化共生センターとの連携の中で外国籍の方への支援は益々必要となり、より良い支援ができる体制づくりをはかっていただきたい。

また当事者の抱えている具体的な問題解決のためには庁舎内の連携体制は必須といえる。そのためのワンストップサービスの実施、仕組みづくりを充実させて欲しい。

DV被害の問題は老若男女等全ての人に関わる人権問題である。被害者にならないためにも未然防止という視点からのデートDV防止のための講座やPR誌などの取り組みは評価するとともに実際に被害にあった当事者が相談できる場所の確保と広報を積極的に取り組んで欲しい。児童虐待防止法にも明記されている子どもの前での面前DV、DV被害の裏には子どもの虐待と子どもの人権の保障という視点からもDVを根絶する必要がある。

そのため女性に対する暴力なくす運動週間、男女共同参画週間等においては児童虐待防止ともリンクさせ、周知することにより女性を守る、子どもの守る、様々な弱者の人を守る事が人権尊重の輪に広がり生まれるように思える。

相談体制の充実が図られている中、そして組織内でも連携がより必要となるための今後は連携体制の中での情報の共有化、研さんを行う必要性が生じてくるように思う。担当者は煩雑な業務を抱えながらの事例検討、研修等になると思う。現場担当者が疲弊しないような仕組みづくりを検討し、今後もよりよい支援体制継続して行っていただきたい。

委員会評価	A	B	C	D
H26年度	23	11	0	0
H27年度	24	10	0	0
H28年度	30	4	0	0
H29年度	31	1	2	0
H30年度	30	3	1	0

担当課評価	A	B	C	D
H 2 6 年度	24	10	0	0
H 2 7 年度	28	6	0	0
H 2 8 年度	28	6	0	0
H 2 9 年度	30	3	1	0
H 3 0 年度	28	5	1	0



### Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり

2007年に政労使の合意により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章が策定された。憲章の前文では、「我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。」とある。

それから10年以上たち、ワーク・ライフ・バランスの推進は図られているもの、その社会的要請、重要性は益々高まっており、ワーク・ライフ・バランスの意識づくりという本重点課題に対する期待は大きい。その本重点課題であるが、3つの施策、8つの事業、11の担当課計画から成り立っており、第3次計画の最終年度であるため、今年も進捗に重点をおいた評価をした。委員会評価の結果としては、昨年度評価のBが7個、Cが4個からやや改善し、Aが1個、Bが6個、Cが4個となった。

啓発、情報提供という施策が多いなか、積極的にセミナーの開催がなされており、女性の多様な働き方の推進や、男性の家事や育児への参加の推進に繋がるセミナーなど、素晴らしい取り組みが多い。

一方で、毎年の指摘であるが、依然として種々の情報提供が、「ポケット労働法の配布」に集約されてしまったことは残念である。なぜ何年も改善されないのか理解に苦しむ。年に数回のセミナーのみでなく、日ごろの意識づくりにつながる情報提供資料について、改めて検討していただきたい。

委員会評価	A	B	C	D
H26年度	3	5	3	0
H27年度	4	7	0	0
H28年度	6	5	0	0
H29年度	0	7	4	0
H30年度	1	6	4	0

担当課評価	A	B	C	D
H26年度	3	5	3	0
H27年度	5	6	0	0
H28年度	7	4	0	0
H29年度	2	8	0	0
H30年度	1	9	1	0

#### IV-1 男女平等推進センターパリテの事業の充実

男女共同参画社会基本法の制定（1999年）以来、国、地方自治体において様々な男女共同参画のへの取り組みが行われてきた。西東京市においても男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画を策定し対策を実施してきたところである。第3次計画期間内においても、事業内容の充実など着実に成果を重ねてきたと評価できる。次期計画においても目指す男女平等社会の実現に向けて今後も継続的に取り組んでいく必要がある。その中で、パリテで実施されている様々な普及啓発活動、情報発信等は大変重要な取り組みであり、引き続き着実に実施されていくことを期待する。

- (1) 女性相談（婦人相談を含む）については、年間約 1,000 件の相談があり市民のニーズが高い。今後は男性相談も含めた、利用者の多様で専門的なニーズに迅速に応えられるよう、相談体制を充実されたい。
- (2) 各種講座の開催については、男女平等参画に関わる様々な問題についてテーマを設定し、多くの市民が参加している。また、LGBTに関する新たなテーマにも取り組まれた。今後は参加者の意見や要望を参考に、男女平等意識につながる講座を実施されたい。
- (3) 情報収集、情報発信については、図書、資料の収集、充実が図られている。また、貸出数も前年度に比べ増加している。引き続き施設の案内や事業の紹介などの PR を強化されたい。また、情報誌パリテを通じ多くの市民に関心を持ってもらえるような普及啓発活動を進められたい。
- (4) パリテまつりについては、運営に市民が参加するなど、行政と市民が共同で開催する大変よい取り組みである。このようなイベントを通じさらに多くの市民に男女平等参画社会実現にむけた市の取り組みの紹介や男女平等意識の普及に努められたい。

委員会評価	A	B	C	D
H26年度	4	1	1	0
H27年度	5	1	0	0
H28年度	3	3	0	0
H29年度	4	2	0	0
H30年度	5	1	0	0

担当課評価	A	B	C	D
H26年度	5	1	0	0
H27年度	5	1	4	0
H28年度	3	3	0	0
H29年度	5	1	0	0
H30年度	5	1	0	0

# 資 料

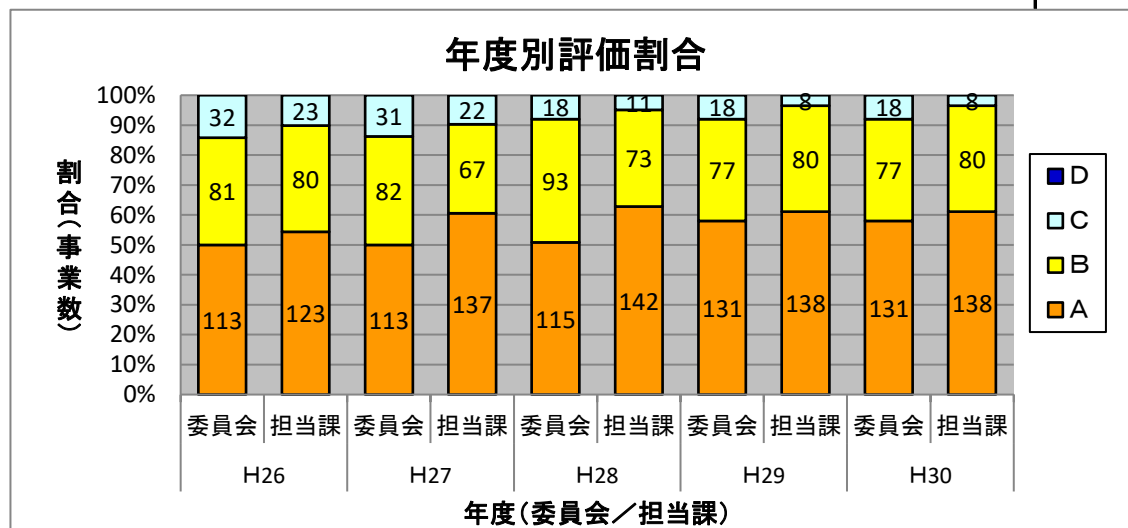
1. 事業評価割合
2. 平成 30 年度各課事業評価報告

# 1. 事業評価割合

## 平成30年度評価基準

- A: 事業・取組み計画が施策の内容に合致し、着実に執行され、課題が明らかになっているもの。
- B: 事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれかに改善の余地があるもの。
- C: 事業・取組み計画や執行状況、課題のいずれも不十分なもの。
- D: 未実施のもの、または、空欄のもの。

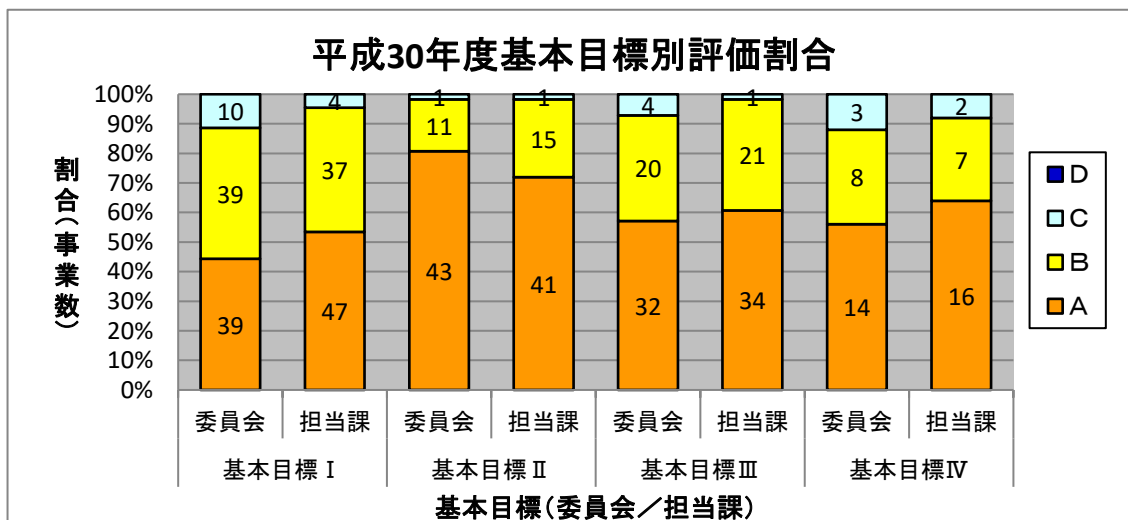
全体 (226)	H26		H27		H28		H29		H30	
区分	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課
A	113	123	113	137	115	142	131	138	131	138
B	81	80	82	67	93	73	77	80	77	80
C	32	23	31	22	18	11	18	8	18	8
D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



## 基本目標

- I: あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進
- II: 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
- III: ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進
- IV: 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

全体 (226)	基本目標 I		基本目標 II		基本目標 III		基本目標 IV	
区分	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課	委員会	担当課
A	39	47	46	41	32	34	14	16
B	39	37	10	15	20	21	8	7
C	10	4	1	1	4	1	3	2
D	0	0	0	0	0	0	0	0



# I あらゆる分野への男女平等参画の意識づくりと推進

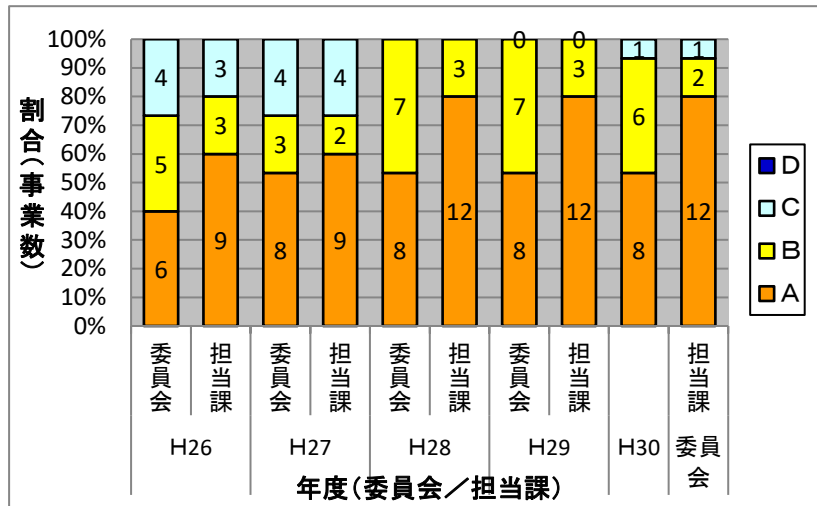
## I-1 男女の固定的性別役割分担意識の解消

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	6	8	8	8	8
B	5	3	7	7	6
C	4	4	0	0	1
D	0	0	0	0	0
計	15	15	15	15	15

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	9	9	12	12	12
B	3	2	3	3	2
C	3	4	0	0	1
D	0	0	0	0	0
計	15	15	15	15	15



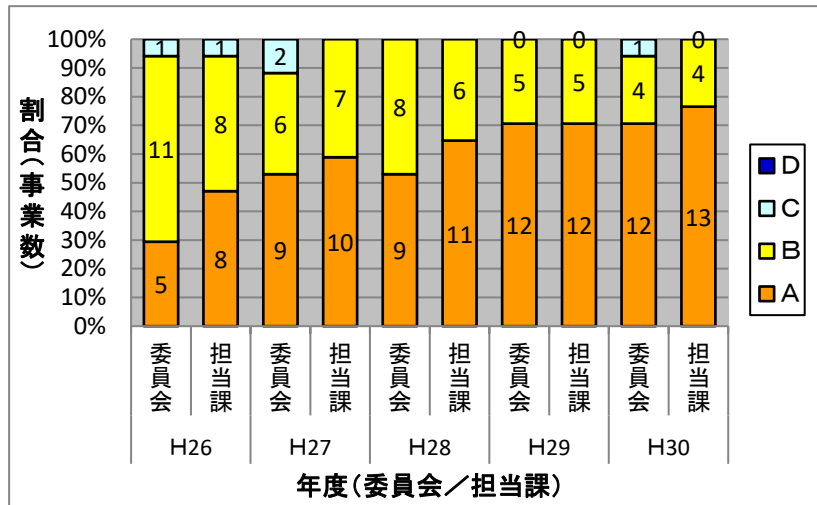
## I-2 家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	5	9	9	12	12
B	11	6	8	5	4
C	1	2	0	0	1
D	0	0	0	0	0
計	17	17	17	17	17

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	8	10	11	12	13
B	8	7	6	5	4
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	17	17	17	17	17



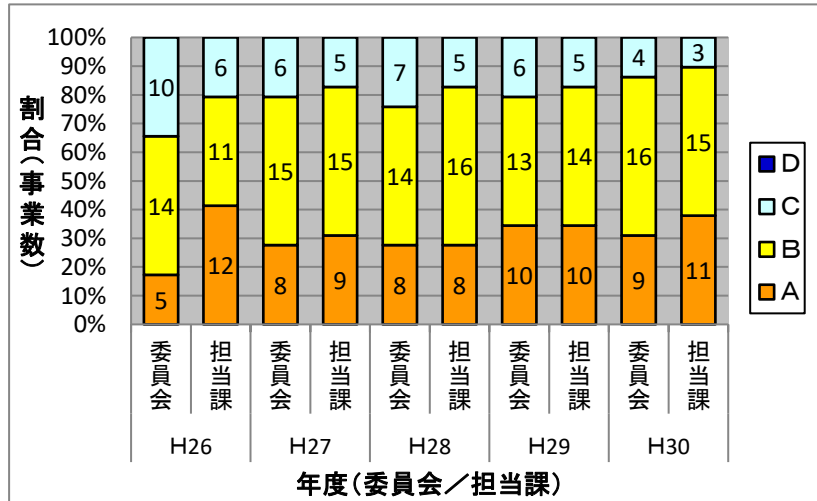
## I-3 政策・方針決定過程への男女平等参画の推進

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	5	8	8	10	9
B	14	15	14	13	16
C	10	6	7	6	4
D	0	0	0	0	0
計	29	29	29	29	29

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	12	9	8	10	11
B	11	15	16	14	15
C	6	5	5	5	3
D	0	0	0	0	0
計	29	29	29	29	29

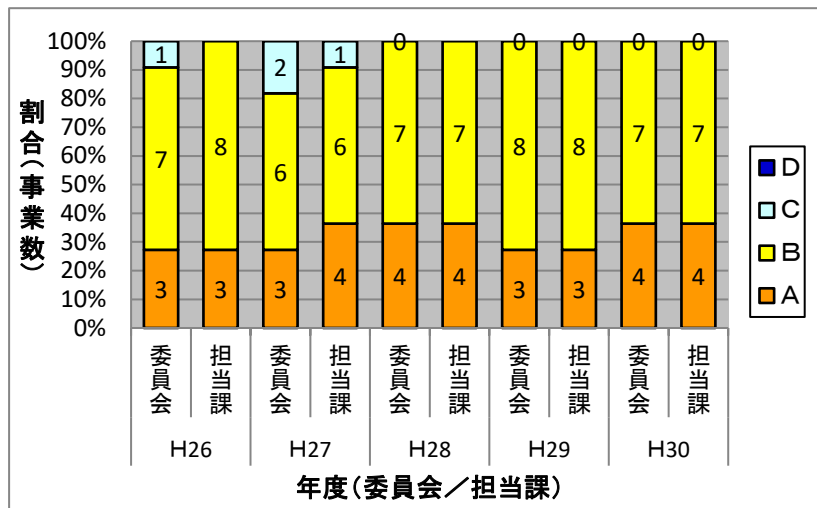


I-4 経済活動における男女平等参画の推進  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	3	4	3	4
B	7	6	7	8	7
C	1	2	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	11	11	11	11	11

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	4	4	3	4
B	8	6	7	8	7
C	0	1	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	11	11	11	11	11

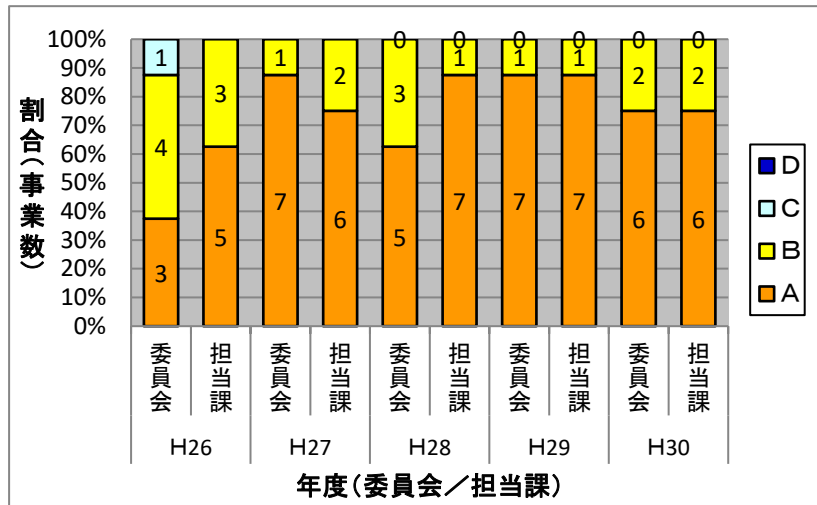


I-5 地域活動における男女平等参画の推進  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	7	5	7	6
B	4	1	3	1	2
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	5	6	7	7	6
B	3	2	1	1	2
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8

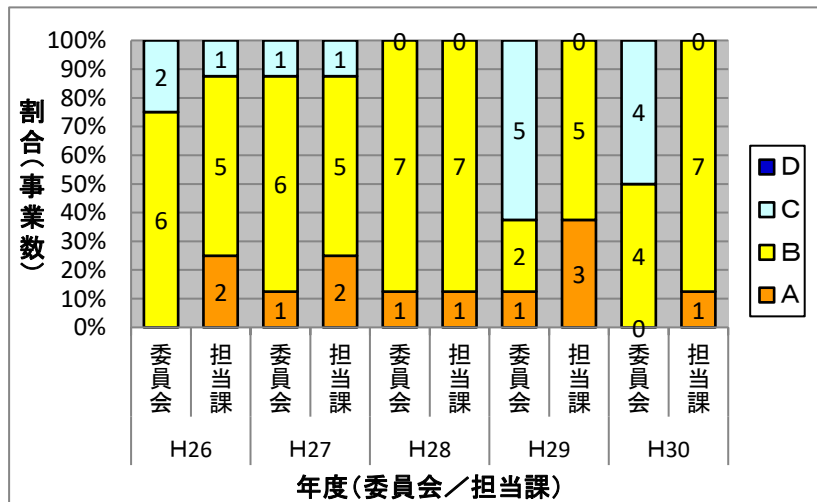


I-6 男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	0	1	1	1	0
B	6	6	7	2	4
C	2	1	0	5	4
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	2	2	1	3	1
B	5	5	7	5	7
C	1	1	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8



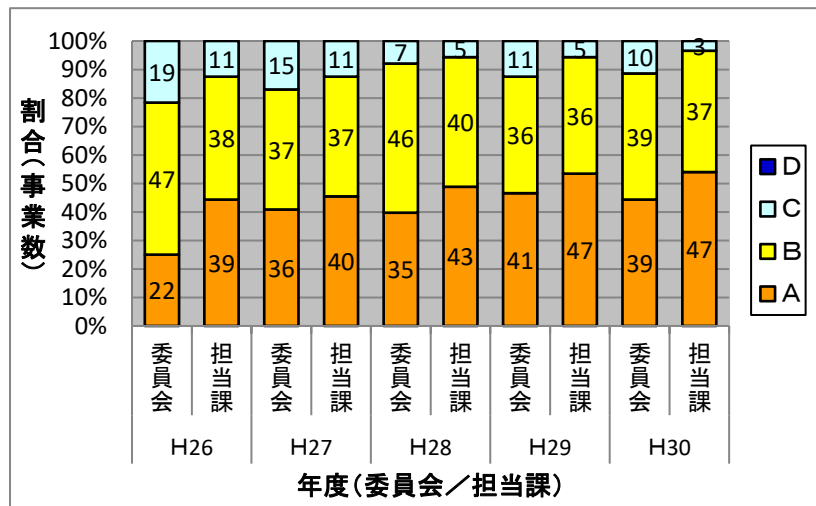
基本目標 I (計)

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	22	36	35	41	39
B	47	37	46	36	39
C	19	15	7	11	10
D	0	0	0	0	0
計	88	88	88	88	88

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	39	40	43	47	47
B	38	37	40	36	37
C	11	11	5	5	3
D	0	0	0	0	1
計	88	88	88	88	88



## II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

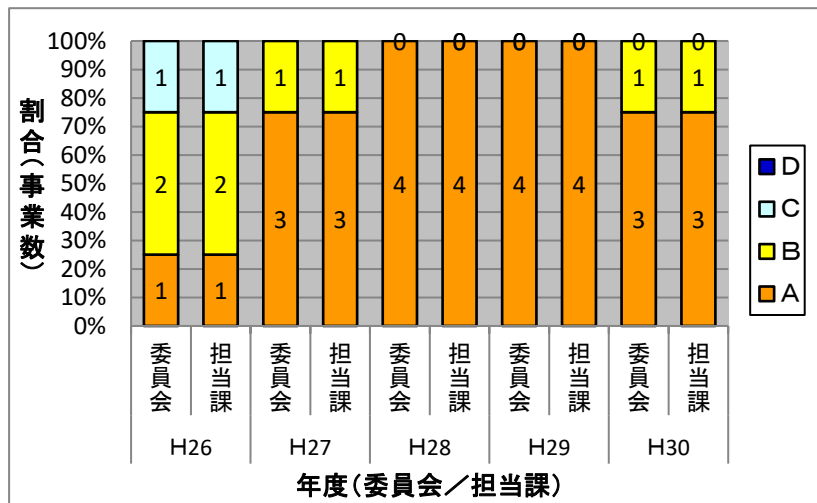
### II-1 人権を尊重する意識の醸成

#### 委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	1	3	4	4	3
B	2	1	0	0	1
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	4	4	4	4	4

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	1	3	4	4	3
B	2	1	0	0	1
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	4	4	4	4	4



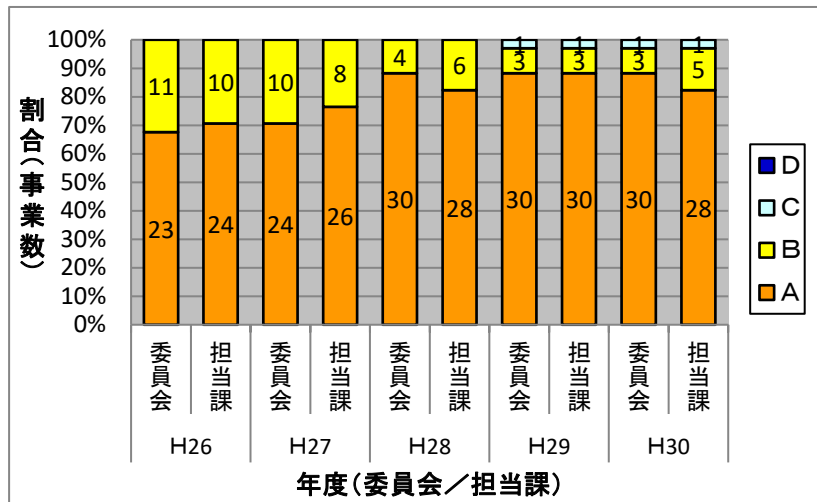
### II-2 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援(西東京市配偶者暴力対策基本法)

#### 委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	23	24	30	30	30
B	11	10	4	3	3
C	0	0	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	34	34	34	34	34

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	24	26	28	30	28
B	10	8	6	3	5
C	0	0	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	34	34	34	34	34



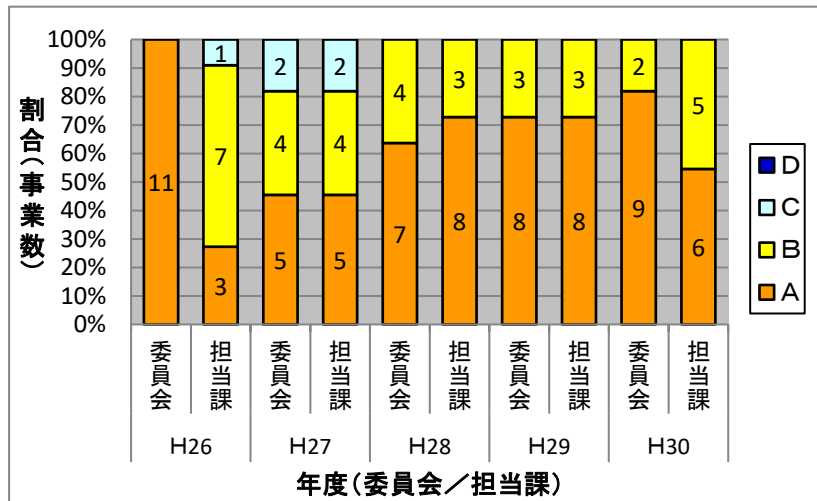
### II-3 男女平等を阻む暴力の防止(セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力等)

#### 委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	11	5	7	8	9
B	0	4	4	3	2
C	0	2	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	11	11	11	11	11

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	5	8	8	6
B	7	4	3	3	5
C	1	2	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	11	11	11	11	11



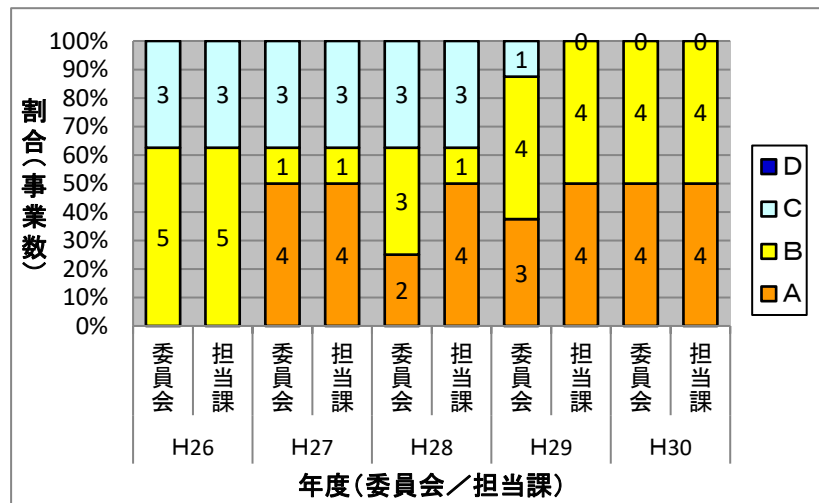


Ⅱ-4 性と生殖に関する健康支援  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	0	4	2	3	4
B	5	1	3	4	4
C	3	3	3	1	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	0	4	4	4	4
B	5	1	1	4	4
C	3	3	3	0	0
D	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8

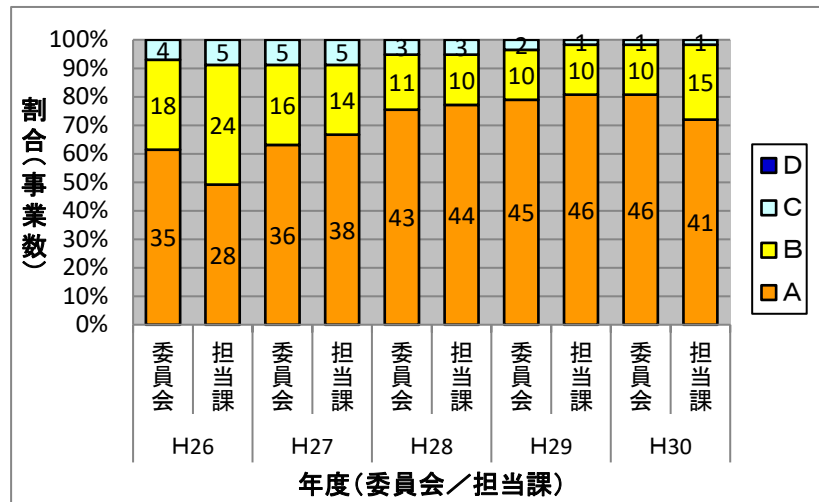


基本目標Ⅱ(計)  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	35	36	43	45	46
B	18	16	11	10	10
C	4	5	3	2	1
D	0	0	0	0	0
計	57	57	57	57	57

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	28	38	44	46	41
B	24	14	10	10	15
C	5	5	3	1	1
D	0	0	0	0	0
計	57	57	57	57	57



### Ⅲ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

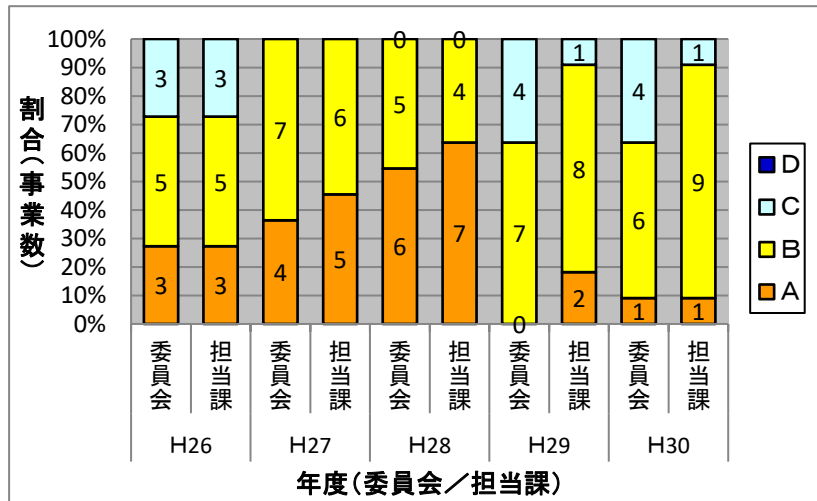
#### Ⅲ-1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識づくり

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	4	6	0	1
B	5	7	5	7	6
C	3	0	0	4	4
D	0	0	0	0	0
計	11	11	11	11	11

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	5	7	2	1
B	5	6	4	8	9
C	3	0	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	11	11	11	11	11



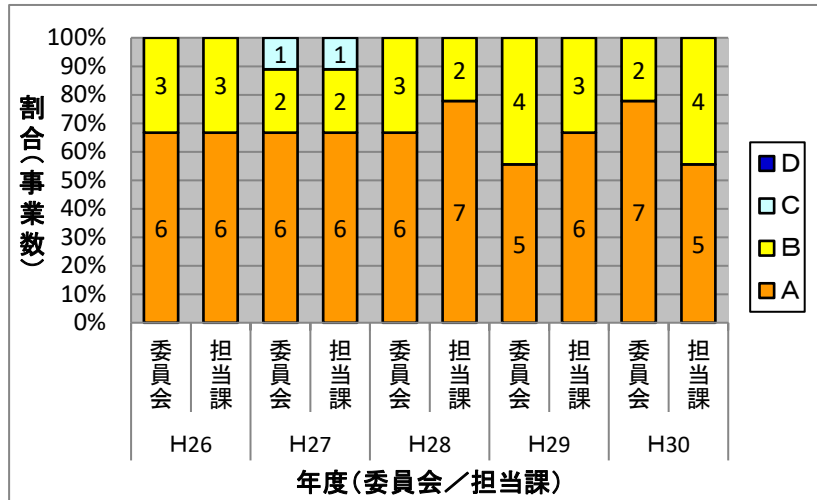
#### Ⅲ-2 男性の家事・育児・介護への参加促進

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	6	6	6	5	7
B	3	2	3	4	2
C	0	1	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	9	9	9	9	9

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	6	6	7	6	5
B	3	2	2	3	4
C	0	1	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	9	9	9	9	9



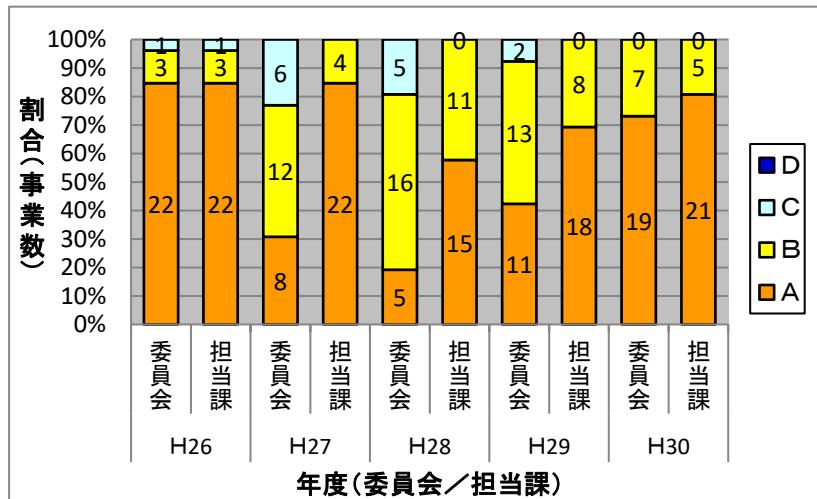
#### Ⅲ-3 子育てへの支援

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	22	8	5	11	19
B	3	12	16	13	7
C	1	6	5	2	0
D	0	0	0	0	0
計	26	26	26	26	26

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	22	22	15	18	21
B	3	4	11	8	5
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	26	26	26	26	26



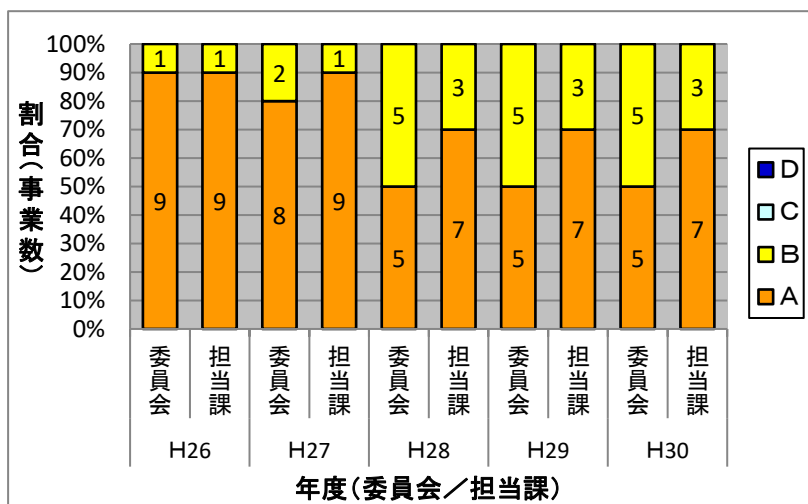
### Ⅲ-4 介護への支援

#### 委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	9	8	5	5	5
B	1	2	5	5	5
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	10	10	10	10	10

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	9	9	7	7	7
B	1	1	3	3	3
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	10	10	10	10	10



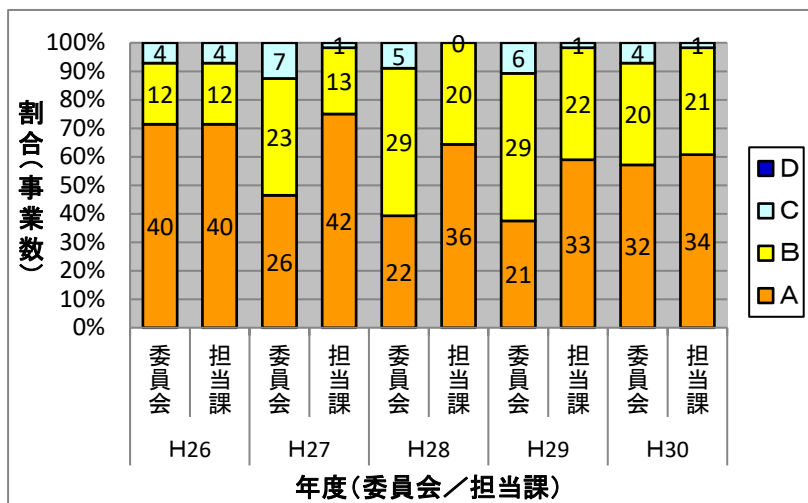
### 基本目標Ⅲ(計)

#### 委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	40	26	22	21	32
B	12	23	29	29	20
C	4	7	5	6	4
D	0	0	0	0	0
計	56	56	56	56	56

#### 担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	40	42	36	33	34
B	12	13	20	22	21
C	4	1	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	56	56	56	56	56



#### IV 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化

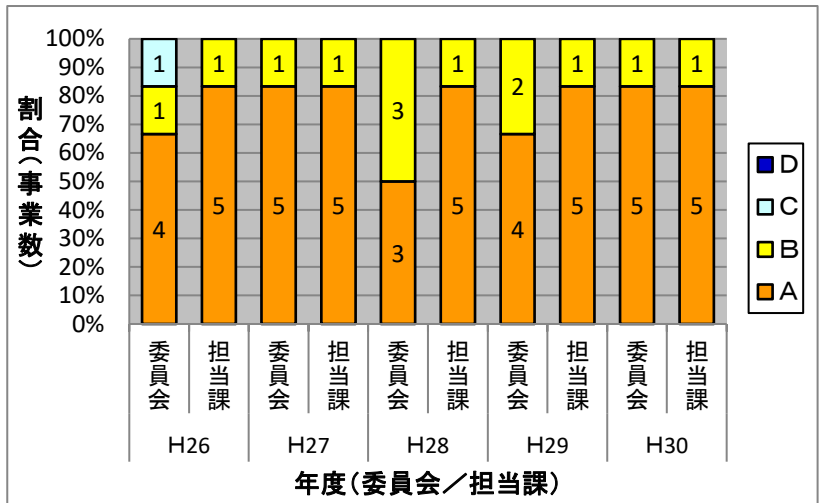
##### IV-1 男女平等推進センターパリティの事業の充実

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	4	5	3	4	5
B	1	1	3	2	1
C	1	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	6	6	6	6	6

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	5	5	5	5	5
B	1	1	1	1	1
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	6	6	6	6	6



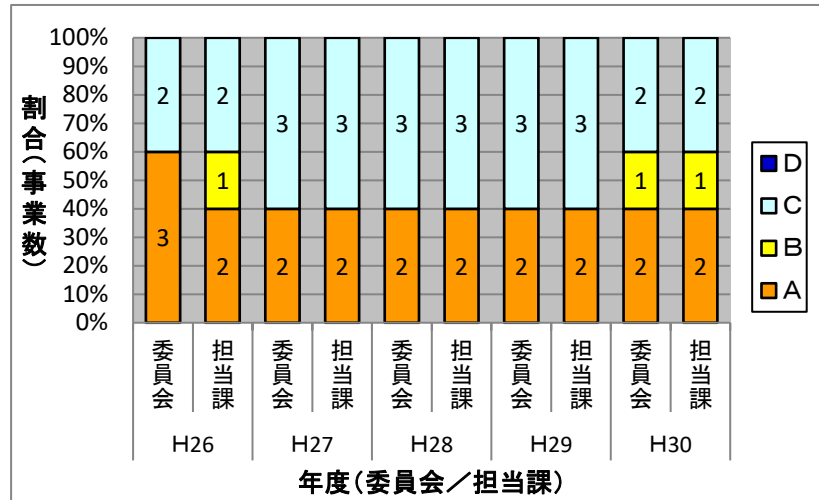
##### IV-2 推進体制の整備と充実

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	3	2	2	2	2
B	0	0	0	0	1
C	2	3	3	3	2
D	0	0	0	0	0
計	5	5	5	5	5

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	2	2	2	2	2
B	1	0	0	0	1
C	2	3	3	3	2
D	0	0	0	0	0
計	5	5	5	5	5



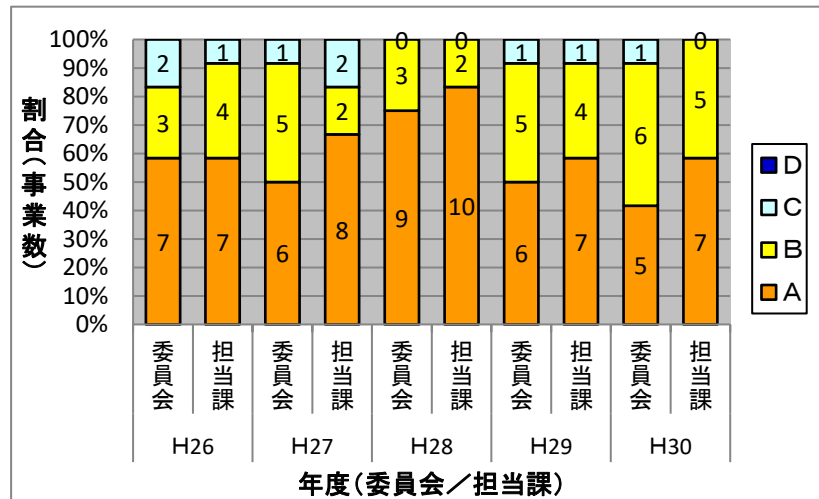
##### IV-3 庁内の男女平等参画の推進

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	7	6	9	6	5
B	3	5	3	5	6
C	2	1	0	1	1
D	0	0	0	0	0
計	12	12	12	12	12

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	7	8	10	7	7
B	4	2	2	4	5
C	1	2	0	1	0
D	0	0	0	0	0
計	12	12	12	12	12

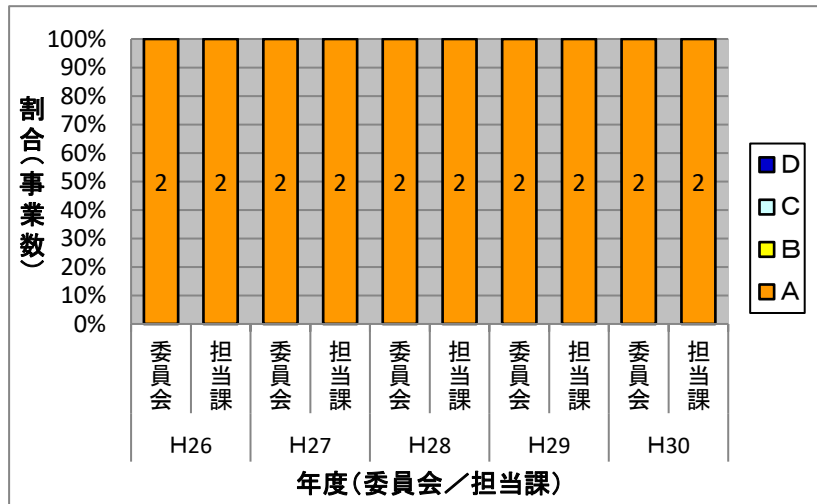


IV-4 男女平等参画推進計画の進行管理  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	2	2	2	2	2
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	2	2	2	2	2

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	2	2	2	2	2
B	0	0	0	0	0
C	0	0	0	0	0
D	0	0	0	0	0
計	2	2	2	2	2

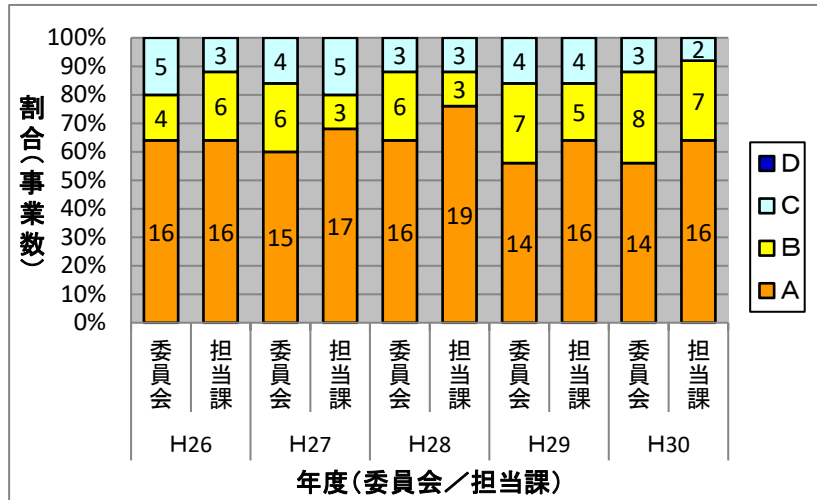


基本目標IV(計)  
委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	16	15	16	14	14
B	4	6	6	7	8
C	5	4	3	4	3
D	0	0	0	0	0
計	25	25	25	25	25

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	16	17	19	16	16
B	6	3	3	5	7
C	3	5	3	4	2
D	0	0	0	0	0
計	25	25	25	25	25



## 重点課題

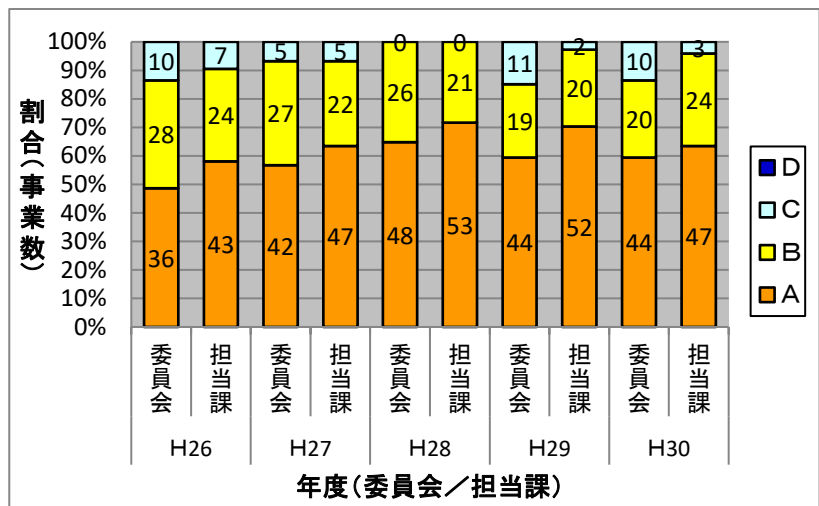
年度別重点課題(計)

委員会

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	36	42	48	44	44
B	28	27	26	19	20
C	10	5	0	11	10
D	0	0	0	0	0
計	74	74	74	74	74

担当課

評価	年度(事業数)				
	H26	H27	H28	H29	H30
A	43	47	53	52	47
B	24	22	21	20	24
C	7	5	0	2	3
D	0	0	0	0	0
計	74	74	74	74	74



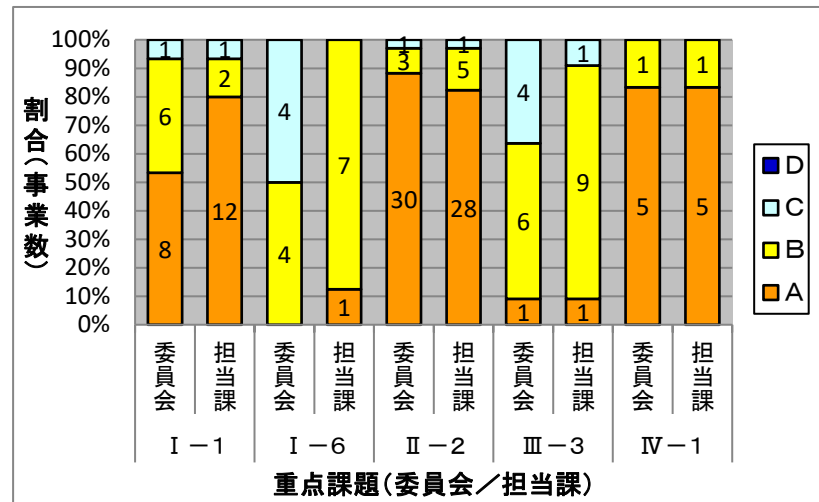
平成30年度重点課題

委員会

評価	年度(事業数)				
	I-1	I-6	II-2	III-1	IV-1
A	8	0	30	1	5
B	6	4	3	6	1
C	1	4	1	4	0
D	0	0	0	0	0
計	15	8	34	11	6

担当課

評価	年度(事業数)				
	I-1	I-6	II-2	III-1	IV-1
A	12	1	28	1	5
B	2	7	5	9	1
C	1	0	1	1	0
D	0	0	0	0	0
計	15	8	34	11	6





## 2. 平成30年度各課事業評価報告

★（重点課題）

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
1	I-1★（1）	①情報誌バリテの発行と配布	情報誌バリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透及び男女の固定的役割分担意識の解消を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌バリテを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行うが、今年度は委員改選を行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
2		②情報の提供	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	男女平等意識や男女平等参画について、市報、市ホームページ、パネル展また、センターの資料などを充実しセンター内の展示なども工夫をして、さまざまな媒体を通し、情報提供を行う。
3				秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。）を最大限に活用しながら、引き続き紙面およびホームページ画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。
4				社会教育課	求めに応じた適切な情報提供ができるよう、事業のPRに努め、学習人材情報の収集整備に努める。
5				公民館	男女平等意識、男女平等参画に関する情報提供施設であることを意識し、積極的な情報収集と提供に努める。
6				図書館	年次計画の中に盛り込むことにする。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	情報誌パリティを11月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。編集支援事業者の変更・企画運営委員の改選に伴い、より市民が読みやすい、目を引く構成にすることを重視して、内容・表紙等の色の選定やイラストについて検討したり、分かりやすく、読みやすい文章表現を心がけて編集を行った。特集記事について、「それってハラスメントです」・「あなたの性であなたらしく～心も体も大切に生きよう（リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から）」とし、市民の方々に興味を引く内容を掲載した。	市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については引き続き市民参画で実施し、分かりやすく、読みやすい構成を実施する。多くの市民が読めるように配布先について工夫する。	A	情報誌「パリティ」の発行部数を増やす工夫が必要である。西東京市の市民の少なくとも10%はパリティを「手に取ったことがある」という状況がのぞましい。
A	「男女共同参画週間事業」「女性に対する暴力をなくす運動週間事業」及び講座11回（内連続講座2回あり）実施を市報、ホームページ、市民掲示板等に掲載して、啓発を行った。市の講座の情報提供として、講座のテーマ・内容にあった配布先を選定し、配布した。センター内に常設の啓発パネル掲示を行った。国際女性デーパネル展示を今年度新たに実施した。引続き東京ウィメンズプラザなど啓発事業のポスターやチラシなど、パリティでの掲示を行い、東京ウィメンズプラザフォーラムパネル展にも参加し、西東京市の男女平等参画をPRした。	男女平等意識や男女平等参画について、引き続き市報、市ホームページ、パネル展などさまざまな媒体を通して、情報提供を行う。また、配布物やセンター利用の若年層にも分かりやすい表現での情報提供を工夫する。	A	男女平等意識や男女共同参画の意識は、時代の変化もあり、少しずつ広まりを見せている。
A	市報・ホームページともに、常に男女平等の視点を持つことを係員および委託業者の共通認識として持ち、男女平等の情報発信を行った。また、協働コミュニティ課の実施する男女共同参画週間のPR、講演会・パリティまつりの開催情報など、男女平等に関する啓発の情報提供も行った。ツイッターおよびフェイスブックにより、視覚的な効果特性を活かした情報も発信した。	市民に情報を発信する際に複数の広報媒体を用いるとともに、引き続き市報紙面およびホームページ画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。	B	西東京市民に配布される市報が「男女平等」の視点を常に意識することが肝要であり、イラストなども含め、毎回、チェックする機能があることがのぞましい。
A	生涯学習人材情報のデータ更新、整備を行い、ホームページ等で制度のPRを行った。平成31年3月31日現在の登録者は56人（98件）で、登録者56人のうち女性登録者は27人となっている。地域活動への女性の積極的参画促進に向け、市民からの求めに応じて講師紹介を行った。	求めに応じた適切な情報提供ができるよう、事業のPRに努め、学習人材情報の収集整備に努める。	B	生涯学習登録人材は現在56名ということであるが、西東京市や近郊から人材を発掘し、市民の要望に応じられるよう、登録人材に発掘に努められたい。
B	男女平等に関する市内の催しものの情報を、館内の掲示板などを活用して提供した。	男女平等や男女共同参画に関する学習機会の情報提供に努める。	A	学習人材情報が市民に活用され、男女平等、男女共同参画が市民に広がるよう努力されたい。
A	谷戸図書館・柳沢図書館で産業振興課の企画「ハンサムママプロジェクト」の協力時に、男女平等参画関連資料を展示貸出しを行った。	「男女共同参画週間（6/23～6/29）」に関連資料の展示貸出しを実施する。	A	「ハンサムママプロジェクト」での展示を評価する。今後も継続を期待したい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
7	(1)	③パリテまっりの開催	パリテまっりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	協働コミュニティ課	パリテまっりを開催し、多くの市民に向けて、前年度の反省を踏まえ、より集客効果のある宣伝方法を採用し、男女平等参画について啓発発信する。
		①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、基礎講座・共通講座・DV被害者支援のための自立支援講座・パリテまっりでの講座等を開催する。
8	I-1★	(2)			

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>24人の実行委員と23の参加団体により、「今-自分らしく輝く社会を！！」をテーマにして、第11回パリテまつりを開催した。来館者は887人であった。</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会 「日本の男女平等はどこまで来たか?」、講師：上野千鶴子さん（社会学者・東京大学名誉教授・認定NPO法人WAN理事長）参加人数145人（託児2人）</li> <li>○講座 回数：5回、参加人数：169人（託児12人）</li> <li>○体験会 回数：4回、参加人数：63人（託児5人）</li> <li>○パネル・作品展示</li> <li>○喫茶・軽食・手作り雑貨・生花販売、イー・イン休憩コーナー</li> </ul> <p>今年度はオープニングに地域の小学校（住吉小学校）合唱団を招いたり、保谷高校生がボランティアで参加する等地域との繋がりも深めた。</p>	<p>パリテまつりを開催し、多くの市民、と広い年齢層の参加により、男女平等参画について発信します。</p>	A	<p>企画運営委員会の企画により、基礎講座、共通講座、週間事業講演会、パリテまつりなど、パリエティーに富んだ講座を企画していることを評価したい。</p>
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 基礎講座4回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「女性のための経済・金融入門」 参加者30人 託児4人</li> <li>2. 「女性の多様な働き方～小さい子どもがいながら働くということ～」参加者11人 託児5人</li> <li>3. 「今だから聞きたい！おとな女子の保健室」参加者11人 託児7人</li> <li>4. 「知っ得！片付け術～家庭でも3S(整理・整頓・清掃)～」参加者29人 託児9人</li> </ol> <p>○共通講座5回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「パパ's絵本プロジェクト15周年ライブ」参加者親子20組50人</li> <li>2. 「ペンで個性をひきだすゼンタングル®・レッスン」参加者19人 託児11人</li> <li>3. 「一歩、一歩、ありがとう 妻・田部井淳子と歩いた道」参加人数：39人 託児2人</li> <li>4. 2回連続講座 「ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティング（CSP）幼児版紹介講座」参加者延べ22人 託児延べ22人</li> <li>5. 「性は一人ひとり違う～LGBTの視点から多様性を考える～」参加者22人</li> </ol> <p>○週間事業講演 2回</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「女性の生きにくさを考える～母娘関係、産後のしんどさ、母がキレちゃう、その他いろいろ考えます」参加者49人 託児10人</li> <li>2. 「NO!ハラスメント～日本で#MeToo運動が広がらないのはなぜか～」参加者21人 託児4人</li> </ol> <p>○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここからはじまる。～わたしのトリセツ～</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「パーソナルカラー＜基礎編＞」</li> <li>2. 「知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～」</li> <li>3. 「パーソナルカラー＜応用編＞」</li> <li>4. 「わたしの護り方～セルフディフェンス～」</li> <li>5. 「相手も自分も大切にするコミュニケーション」</li> <li>6. 「モラハラ、発達障害～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～」計6回 参加者 延べ97人 託児 延べ26人</li> </ol> <p>○【第11回パリテまつり】 1/28から2/8まで実施の間、講演会1回、講座5回、体験会4回開催した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々に知ってもらおう工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>	A	<p>企画運営委員会による多彩な講座が準備され、一定の成果をあげていることを評価したい。さらには、アクティブ・ラーニングによる参加者自身が問題解決していく講座の企画も見られ、今後の成果を期待する。</p>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
9          10          11          12          13          14          15	I-1★	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催	男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	子ども家庭支援センター	子育てひろばにおいて父親支援事業を開催する。	
				公民館	地域社会における女性の参画を支援するために、女性を対象にした学級・講座を10講座程度開催する。	
		(2)	②資料の収集と図書の貸し出し	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。
					図書館	資料収集および提供を継続する。
		(3)	①情報誌パリティや講座等によるメディア・リテラシーの教育の実施	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーの普及と教育を実施します。	協働コミュニティ課	情報を取捨選択し活用する能力など、メディア・リテラシーについて配架図書の充実と活用をしながら普及と教育を実施する。 メディアリテラシーに関する講座の実施について検討していく。
					協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインに代わる取り組みを実施する。
		(3)	②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	父親支援事業(乳幼児と父親の遊びを通じた交流と、父親同士の意見交換)を、市内2ヶ所の子育て広場で継続実施した。実施回数は12回(各広場6回ずつ)延べ参加者は、667人(内父親138人)であった。土日を含め父親の利用は、定着している。広場での掲示と、HPの子育て広場のページでも、企画内容・日程(年間行事も)等を記載して、参加を呼びかけている。父親と子どもが、過ごせるスペースも準備した。のどか広場は、駐車場もあり参加者が多い。	引き続き父親支援事業の充実を図る。	A	父親支援事業は着実に成果を見せている。特に父親と子供がともに過ごせるスペースの拡大が、週末の市内でも活用されていることが成果の一つと考える。父親の子育て参加を容易にするための具体的な方法が「場所」の確保と言える。今後に期待したい。
A	社会とのつながりが希薄になりがちな育児期の女性等が受講できる保育付き講座を9本実施し、地域社会における女性の参画を支援した。	引き続き、地域社会における女性の参画を支援する。	A	地域参画を容易にするための講座は、保育付きの講座を増やしたことは育児期の女性の参画につながっている。土日に男性も参加できる講座を増やすことで夫婦での参加が「男女共同参画」の意識向上にはのぞましい。
A	各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるような環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に絵本コーナーを設置するなど工夫した。男女平等参画に関する図書の紹介として、「パリティブラリーニュース」を発行し、市内関係部署や施設に配布した。HPにおいてもライブラリーニュースの他、新着図書を掲載した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 今年度189冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1359冊(内ビデオ53本) ○28年度貸出し 132冊 ○29年度貸出し 118冊 ○30年度貸出し 234冊	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを継続して行う。 蔵書内容についてのPR方法を引き続き工夫する。	B	市内の図書館に「男女平等参画」の意識に関する蔵書が約1000冊あるが、貸し出された図書は100冊あまりと少ない。図書コーナーの配置に工夫し、市民が手に取りやすい環境を整えることも重要である。
A	資料収集および提供を行った。	資料収集および提供を継続する。	B	図書収集の工夫がさらに必要である。ここ数年、パリティブラリーニュースなどが活用されているが、一般市民の目の届く「図書コーナー」が必要であろう。
C	講座等では参加者が知識・情報等を取捨選択できるよう会場に関連図書を設置し、案内を行った。メディアリテラシーについてどのように啓発していくかを検討した。	引き続き、様々な手段での情報提供を検討する。	C	メディアリテラシーについては、情報提供では十分は言えない。関連図書を置くよりも、参加者がアクティブに学べる講座が必要であろう。
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介した。	庁内関係部署への周知を行う。	B	市報、市発行物を「男女平等」の視点があるかを見るためのガイドラインが作成されたことは評価できる。さらには、庁内で活用できるよう、勉強会の企画などが望まれる。
A	ガイドラインを活用し、男女平等の視点で市報・ホームページの記事についてチェックした。	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。	B	ガイドラインを活用し、ホームページの記事などをチェックしたことの結果、庁内に周知できる方法を考えられたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
16	I-2 (1)	①男女平等の視点に立った名簿等の活用	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点にたつて児童・生徒一人ひとりが自分らしく自立し、生き生きと個性と能力を発揮できるよう留意します。	教育指導課	引き続き、学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立つよう引き続き留意させる。また、それぞれの教育活動のねらいや児童・生徒の発達段階を踏まえながら、児童・生徒一人ひとりの心情を考慮した教育活動が推進されるよう支援していく。
17		②固定的な性別役割にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を発揮できる進路を選択できるように、幅広い進路を提示し、指導します。	教育指導課	次年度の職場体験学習においても、受入事業所の決定に当たっては、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、一人ひとりの個性を尊重できるようにする。また、進路指導主任会等で、生徒が主体的に、自己の能力・適性を生かした進路を選択できる能力や態度を育てられるよう、進路指導の充実に向けた指導・助言を行う。
18		③学校等における男女平等教育の実施	男女共修や妊婦体験、介護体験など、あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施します。	協働コミュニティ課	男女共修や妊婦体験、介護体験など、あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施する。
19				教育指導課	家庭科の男女共修が実施されており、将来において社会と家庭に男女が共に寄与する資質の形成が図られている。また、引き続き人権教育の一層の充実を図っていく。
20		④男女平等参画の視点にたった公民館事業の実施	広く市民に向けて、男女平等意識の浸透と定着を図るため、男女平等の視点にたった講座を実施します。	公民館	男女平等の視点に立った学級・講座を複数開催する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立つよう留意させた。各学校が教育活動のねらい等をふまえ、男女別または男女混合名簿を選択し活用している。	引き続き、学校における名簿等の作成にあたっては、男女平等の視点に立つよう引き続き留意させる。	C	「男女混合別名簿」への推進は西東京市の中学校では依然としてなされていない。世界、東京都でも「男子が先、女子が後」という名簿はほとんど見られなくなっているにもかかわらず、なぜ西東京市は「男女混合名簿」に変更できないのか？子供への男女共同意識への「見えないカリキュラム」としても重要な視点であり、取り組みが必要である。
B	キャリア教育において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と能力を伸ばすとともに、一人ひとりの個性を尊重できるようにした。また、進路指導主任会等で、生徒が主体的に、自己の能力・適性を生かした進路を選択できる能力や態度を育てられるよう、進路指導の充実に向けた指導・助言を行った。	引き続き、児童・生徒が、性別にとらわれず、個々の能力を發揮できる進路を選択できるように、幅広い進路を提示し、指導します。	B	性別役割にとらわれない進路指導が行われたことは評価するが、職場体験学習などでは「固定的な性別役割分担意識」が依然根強い。進路指導のあり方をどのように改善していくかが問われている。
A	男女平等参画に関する情報誌「パリテ」を全中学校生徒向けに配布した。	あらゆる場における人権教育を通じて、男女平等教育を実施する。	A	西東京市内の全中学生にパリテが配布されていることは中学生に男女平等参画の意識を持たせることで有効である。さらに、単に配布するだけでなく、授業の中でも取り上げられるような工夫が望まれる。
B	家庭科の男女共修が実施されており、将来において社会と家庭に男女が共に寄与する資質の形成を図った。	引き続き人権教育の一層の充実を図る。	A	家庭科の男女共習のあり方も着実に根付いている。今後、共生社会の実現のためにどんな新たな取り組みが必要とされているのか、「人権教育」とは何か、考える段階に来ている。
A	男女の子育てや家事への参加の視点に立った家庭教育力向上講座を実施し、お父さんお母さんが言葉遊びや絵本の読み聞かせ、子どもを勇気づける心構えを学んだ。また、女性の生き方、働き方を考える講座として、社会環境・女性の働き方の変化や男女間格差、仕事と家事・育児の両立について学ぶ講座を開催した。	記入不要	A	若い父親、母親が子供と一緒に参加できる講座の企画など有意義な企画が増えている。読み聞かせの本も推薦することで子供たちが男女平等の意識を持って育って行くことを期待したい。



体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
21	(1)	⑤保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった関係図書の紹介	保育園や児童館、図書館などにおいて、男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介します。	協働コミュニティ課	保育園や児童館、図書館などにおいて、継続して男女平等の視点をもった本・絵本・児童書などを紹介する。
22				保育課	男女平等の視点をもった図書の情報把握、共有に努め、意識啓発に努める。
23				児童青少年課	引き続き男女平等の視点を持った児童図書の紹介し、意識を啓発する。
24				図書館	児童向け発行物の掲載図書に 関係図書を選書するよう努める。
25	I-2	①男女平等の視点にたった子育て情報誌の作成・配布	男性と女性がともに子育てに携わり、男女平等の視点をもって子育てができるように、子育てハンドブック等を作成し、配布します。	子育て支援課	子育てハンドブックを作成し、配布します。作成に当たっては男女平等の視点に留意して編集します。
26				子育て支援課	幼稚園補助金として、幼稚園教諭の研修参加費の補助を実施します。 (市内私立幼稚園13園、類似施設3園)
27					保育課
28	(2)	②保育士等職員を対象とした男女平等意識の啓発研修への参加促進	幼児や子どもの育成に携わる保育士や幼稚園教諭、学童指導員等が、男女の固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女平等意識に基づいて、保育や教育等ができるよう、研修への参加者を増やします。	児童青少年課	学童指導員新人研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。
29				教育指導課	引き続き「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による学校訪問時の指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識をさらに高める。 また、東京都教育委員会から人権尊重教育推進校の指定を受け、研究に取り組む。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	男女平等に関する絵本・児童書として、3冊を新規蔵書とした。また、センター内に男女平等に関する絵本のコーナーを新設し、来所する親子や小学生に対し手に取りやすい環境を設定した。パリテライブラリーニュースを発行し、保育園、児童館、図書館にも配布した。	関係図書を手に取りやすい環境づくりを引き続き実施する。	A	男女平等に関する絵本のコーナーの新設だが、手に取りやすい書棚の工夫が望まれる。
A	各基幹型保育園においては、乳児連れの親子に読み聞かせ等を通じて図書（絵本）の紹介を行うとともに、各園において在園児向けに読み聞かせ等を等を通じて図書（絵本）の紹介を行った。また関係機関紙や関連研修時等の推薦図書を参考に、図書を選択するよう努め、保育における意識啓発に取り組んだ。	今後も引き続き、男女平等の視点をもった図書の情報把握・共有に努め、意識啓発に取り組んでいく。	A	乳幼児をかかえた親のための「読み聞かせ」などの情報提供にさらに努められたい。
A	パリテが作成した男女平等の視点を持った図書が紹介されたリーフレット「パリテライブラリーニュース」を各館で紹介・配布した。	引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。	A	パリテライブラリーニュースは男性にも地域参加促進を促すものとして有意義である。他の公的な施設でも情報が得られるよう、配布場所の拡大に留意されたい。
A	「夏休みすいせん図書」で関係図書を選定し、全小中学生に配布し、同時に資料の展示を行った。	児童向け発行物の掲載図書に関係図書を選書するよう努める。	A	夏休み推薦図書が各学校でどのように生かされているかも把握する必要がある。
A	子どもを育てる家庭への情報提供として、子育てハンドブックを作成しました。作成に当たっては、男性・女性が、ともに子育てを行うことを想定して、男女平等を意識しつつ編集しました。	引き続き、子育てハンドブックを作成し、男性・女性ともに子育てに必要な情報を提供します。	A	子育ては男女双方が協力して行うことが当然であるという視点を今後より努められたい。
A	幼稚園補助金により、幼稚園教諭の研修参加費等を補助しました。（市内幼稚園13園・類似施設3園）	幼稚園補助金を継続します。	B	幼稚園補助金を単に継続するだけでなく、その補助金がどのように使用されているかを把握し、今後につなげる必要がある。
A	各保育士研修及び各園OJT等により継続的に意識啓発を行い実践した。	意識啓発を図り実践していく。	B	保育士研修において、具体的にどのような意識啓発が行われているのか、今後どの点に着目して意識啓発を行うのか、記載がない。
A	学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた研修を行い、業務に反映させることができた。	引き続き、学童指導員研修の際に、男女平等の意識に基づいた指導ができるよう研修を行い、業務に反映させる。	A	学童指導員研修において、男女平等の意識をもって指導することは、子供たちへの意識の橋渡しとして評価できる。
B	「人権教育プログラム」の全教職員配布、教員研修会の実施、人権教育推進委員会の設置、指導主事による指導・助言等の活動により、教員の男女平等意識や人権意識を向上を図った。	東京都人権尊重教育推進校（田無第二中学校）の研究発表会を実施し、成果を各校に広め、人権教育の一層の充実を図る。	B	「人権教育プログラム」の内容はよくできているが教員に配布する方法やなるべく多くの教員が参加できる「研究発表会」にするような工夫が必要である。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
30	I-2	(2)	④民生委員・児童委員や地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。
				生活福祉課	新任者・現任者に限らず継続的に研修を実施するなど意識の醸成を図っていく。
31	I-2	(2)			
32		(3)	①関係部署を対象とした男女平等意識の啓発 市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。	協働コミュニティ課	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会の多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図る。
33	I-3	(1)	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	協働コミュニティ課	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努める。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行う。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	情報誌「パリテ」について、民生委員協議会において配布した。パリテまつりでの地域コミュニティの拠点を目指す新たな団体との結びつきができた。	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーが男女平等参画の必要性を理解して、地域活動を推進できるように、意識の醸成を図る。また地域各団体との連携を図る。	A	民生委員・児童委員や町内会長など地域のリーダーへの積極的な情報提供を期待する。「パリテ」の他にも「デートDV」「DV」のリーフレットの配布やパリテまつりなどを利用した民生委員・児童委員向けの研修や出前講座なども検討されたい。
A	東京都の実施する様々な民生委員対象研修の機会や、都や市の関係機関の実施する、様々な講演会等への参加を促すことにより、意識の醸成を図った。	引き続き、新任者・現任者に限らず継続的な普及啓発を行う必要がある。	A	普及啓発の一環として、男女平等」「DV（デートDV）」「LGBT」などの研修も検討されたい。
A	新人職員研修にて男女平等についての研修を実施した。情報誌を庁内各部署に配布し（年2回）、回覧を実施した。職員向けに「パリテ通信」を発行した。	市の各種相談窓口等、日常生活において市民が接する機会が多い関係部署の職員を対象に、男女平等参画の必要性と意識の醸成を図ります。	A	新人職員向け「男女平等について」の研修、職員向け「パリテ通信」の発行を高く評価します。あらゆる施策に男女平等の視点が必要であること（ジェンダー主流化）、政策・方針決定過程への男女平等参画推進への理解を深めることが重要なので、今後の取組みに期待する。
A	【男女平等参画推進委員会】 H26. 7～H28. 7 男6人 女9人 登用率60% H28. 7～H30. 7 男5人 女10人 登用率66% H30. 7～ 男5人 女10人 登用率66% 【企画運営委員会】 H26. 6～H28. 6 男2人 女6人 登用率75% H28. 6～H29. 7 男4人 女4人 登用率50% H29. 7～（委員辞任に伴い）男4人 女3人 登用率42% H30. 6～ 男3人 女4人 登用率57%	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	B	①男女平等参画推進委員会、企画運営委員会とも男女の比率が偏らないよう、男性の参加への配慮にも努めていただきたい。 ②③2019年度からスタートする第4次男女平等参画推進計画において「政策・方針決定過程への男女共同参画の推進」が重点課題として掲げられている。計画が実効性をともなうように、協働コミュニティ課だけではなく、全庁的に取り組んでいただきたい。 これまでの実績を振り返り、女性委員のいない、あるいは比率の低い審議会・委員会の担当課へのヒアリング等を行い、ポジティブアクションなど女性の比率をあげる具体的な方策を検討し、実践につながることを期待する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
34	I-3 (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会等における女性の参画状況調査の実施 ③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	企画政策課	<p>【行財政改革推進委員会】 任期：H29. 1. 18～H31. 1. 17 委員改選に向けて、学識経験、委員適正等、選考基準に則って選定することとなるが、公募市民委員については、評価得点が同点となった場合には、積極的に女性を登用するなど配慮する。(現委員会の女性登用率：25.0%)</p> <p>【使用料等審議会】 任期：H30. 5. 25～H31. 5. 26 委員選定の際には女性の登用に留意し、女性登用率の向上を図る。 (審議会の女性登用率：20%)</p> <p>【総合計画策定審議会】 任期：諮問に係る審議が終了したときまで 委員に欠員があった際には、学識経験、委員適正等を勘案して選定することとなるが、多角的な視点を含める意味でも、女性登用率の向上に努めていきたい。</p>
35				情報推進課	<p>【情報政策専門員】 現任者以外の登用を行うこととなった場合は、女性の採用も含めて検討する。</p>
36				総務法規課	<p>審議会に子育て中の委員がいるため、保育園等の送迎に影響が少ない時間帯に会議日時を設定し、会議室も同じ場所で開催できるように努めます。</p>

担当課評価		男女平等参画推進委員会評価		
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価 今後の課題や改善点等	
B	<p>【行財政改革推進委員会】 H26. 11. 7～H27. 5. 28 男6名 女2名 登用率25.0% H27. 5. 29～H27. 7. 28 男6名 女2名 登用率25.0% H27. 7. 29～H28. 11. 6 男6名 女2名 登用率25.0% H29. 1. 18～H31. 1. 17 男6名 女2名 登用率25.0% 今年度中は委員の改選はなかった。</p> <p>【使用料等審議会】 H27. 12. 18～H28. 12. 17 男4名 女1名 登用率20% H29. 4. 20～H30. 4. 19 (29年4月～9月) 男3名 女1名 登用率25% (29年10月～30年3月) 男4名 女1名 登用率20% ※年度途中で欠員補充で男性1名増 H30. 5. 25～H31. 5. 24 男4名 女1名 登用率20% 女性の登用に留意したが、適任者の候補の女性が1名だったため、1名の登用にとどまった。</p> <p>【総合計画策定審議会】 H29. 8. 23～諮問に係る審議が終了したときまで 男8名 女4名 登用率33.3% 平成30年度は、1名の学識経験者について人事異動に伴う変更があり、男性委員から女性委員となった。</p>	<p>【行財政改革推進委員会】 次期委員改選に向けて、学識経験、委員適正等、選考基準に則って選定することとなる。公募市民委員については評価得点が同数となった場合等において、積極的に女性登用を行っていく。</p> <p>【使用料等審議会】 委員改選に当たっては、学識経験、委員適正等を勘案して選定することとなるが、多角的な視点を含める意味でも、女性登用率の向上に努めていきたい。</p> <p>【総合計画策定審議会】 課題なし (審議終了により審議会解散)</p>	B	<p>政策・方針決定過程への男女平等参画推進の重要性への理解を深めていただき、女性登用率が上がらない原因、改善点について検討されたい。</p> <p>学識経験者の委員選考にあたって、積極的に女性の登用を図り、肩書きや職種にこだわることなく、広く人材を求めらるるよう検討されたい。女性が参画しやすい会議の環境整備への配慮も要望する。</p>
B	<p>【情報政策専門員】 情報政策専門員 (H30. 4～H31. 3) 男性1人 西東京市専門委員設置規則 (平成13年規則第10号) により権限と定数が規定されており、男女の区別はない。 また、現時点では専門員を複数名設置すべき特段の理由もないため、規則の改訂は検討していない。 今後も適任者がいれば男女の区別なく登用していきたいと考える。</p>	<p>【情報政策専門員】 登用を男性に限っているわけではないが、検討した結果、現在の専門員以上の適任者がいない。規則で定められた登用が1名なので、男女いずれかの性別になってしまうが、引き続き広く情報を収集し、女性の積極的な採用を考慮しながら、適任者を登用したい。</p>	B	<p>引き続き、広く情報を収集し、女性の積極的な登用を期待する。また、男女を交互に登用する方法も検討されたい。</p>
A	<p>【個人情報保護・情報公開審査会】 任期：平成29年10月1日～平成31年9月30日 4人 (男2人、女2人) 女性登用率50% 【個人情報保護審議会】 任期：平成29年10月1日～平成31年9月30日 7人 (男5人、女2人) 女性登用率28.6% 【行政不服審査会】 任期：平成28年3月23日～平成31年3月22日 3人 (男2人、女1人) 女性登用率33.3%</p> <p>子育て中の委員に配慮した時間帯に会議時間を設定しました。</p>	<p>審議会委員等の更新の時期のため、女性の委員の登用に努める。</p>	A	<p>会議日時への配慮を評価する。改選の際にも、女性の積極的な登用を期待する。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
37		①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会等における女性の参画状況調査の実施 ③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	管財課	財産価格審議会は、財産の処分等に関し、適正な価格等を評定することを目的に設置している。 現在の委員は学識経験者として不動産鑑定士3人(うち女性1人)と市職員1名を委嘱又は任命している。 財産の価格等を評定するという点で、その専門家である不動産鑑定士に委嘱しているが、女性の不動産鑑定士の数が非常に少ない為、女性登用率の40%を達成することは非常に困難な状況であるが、女性に適任者がいれば、積極的に登用を検討する。
38	I-3	(1)		契約課	西東京市入札等監視委員会は学識経験を有する者3名で構成され、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するため、発注した工事等に係る入札及び契約手続の運用状況等について審議を行っている。 来年度に任期替えとなるが、再任とならず改選となる場合には、女性委員1名の登用ができるよう人選について努力する。
39				危機管理室	意欲のある女性の発掘に努める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	<p>【財産価格審議会】 任期：平成29年8月1日～平成31年7月31日 男性3人、女性1人 女性登用率25%</p> <p>29年度任期満了に伴う委員の改選が実施されたが、引き続き男性3名、女性1名で、会長職が女性委員でなかったものである。</p>	女性登用に引き続き努力するが、女性不動産鑑定士が少ない現状で、当市の公有財産事情に精通する女性不動産鑑定士を更に増やし、委員半数を選び出すことは、非常に困難である。	B	会長職が女性であることを評価する。 引き続き、女性登用への努力を期待する。
C	<p>西東京市入札等監視委員会 任期 平成29年11月1日～平成31年10月31日 男3人、女0人 登用率0%</p>	平成31年度は、任期2年の改選期を迎えるが、再任は妨げていない。 改選する場合には、男女の性差に寄らず適切な人選に努めたい。	C	大学教授、弁護士、公認会計士の学識経験者で構成される委員会の改選の際には、女性の学識経験者の候補者が含まれる人選を期待する。
B	<p>【消防委員会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はH29. 8. 1～H31. 7. 31 男8名、女0名 登用率0%【H29. 3. 31現在】 男8名、女0名 登用率0%【H30. 3. 31現在】</p> <p>【防災会議】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中又はH28. 4. 1～H30. 3. 31 男30名、女3名 登用率9%【H29. 3. 31現在】 男31名、女3名 登用率9%【H30. 3. 31現在】</p> <p>【国民保護協議会】 任期：各委員の所属機関等における職在職期間中 男30名、女1名 登用率3%【H29. 3. 31現在】 男31名、女1名 登用率3%【H30. 3. 31現在】</p> <p>充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではある。</p>	意欲のある女性の発掘に努める。	C	<p>防災基本計画（平成28年2月16日中央防災会議決定）において、予防（平時）、応急、復旧・復興等のあらゆる局面において、男女のニーズの違いに配慮するとともに、防災・復興に係る意思決定の場への女性の参画を推進するよう求めている。</p> <p>地域の安全、安心を守るには、多様な視点（女性、生活者の視点など）が欠かせない。女性の参画が進む取組みを検討、実践いただきたい。</p> <p>女性の登用率が上がらないのは、委員会、会議の構成員として、充て職が多いなどの要因も考えられる。多様な視点が反映されるように、ポジティブアクションなどによる女性登用率の向上、女性の声が反映される仕組み（ワーキンググループの設置など）の検討、実践を要望する。</p> <p>また、どのように意欲のある女性の発掘に努めるか、具体的な記述を要望する。 意欲のある女性の発掘については、協働コミュニティ課と連携を期待する。</p>



体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
40	I-3 (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会等における女性の参画状況調査の実施 ③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	保険年金課	国民健康保険運営協議会は任期が2年間であるため、平成30年度は推薦・一般公募は行わない。
41				健康課	【予防接種健康被害調査委員会】委員7名の選定は、公募ではなく、医師会・保健所等の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。関係機関に女性の登用が求められていることを引き続き周知する。 【西東京市健康づくり推進協議委員会】においては委員15名中女性4名が登用されている。平成31年度の選任でも同数名以上の女性を登用できるよう努力する。
42				生活福祉課	委員の推薦母体に委員の推薦を依頼しているため、推薦の際に依頼をすることなどの検討を行う。
43				高齢者支援課	改選時に男女比に配慮する。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	<p>【国民健康保険運営協議会】 任期：H29. 7. 1～H31. 6. 30、男13名、女2名 登用率13% 任期は2年間だが、H30. 4. 1に推薦枠であるが女性の委員へ変更があった。 H30. 4. 1～H31. 6. 30、男12名、女3名、登用率は20%となった。</p>	次年度の委嘱の際には可能な限り積極的に女性の採用に努める。	B	推薦枠で女性の委員が登用されたことを評価する。次年度の委嘱の際にも積極的な女性の登用を期待する。
B	<p>【予防接種健康被害調査委員会】 任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日 男性7人、女性0人 女性登用率0% 委員7名の選定は、公募ではなく、医師会・保健所等の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。関係機関に女性の登用が求められていることを周知する。</p> <p>【西東京市健康づくり推進協議委員会】 任期：平成29年10月1日～平成31年9月31日 男性11人、女性4人 女性登用率26.7% 委員15名中女性4名が登用されている。平成29年度の選任でも4名以上の女性を登用した。</p>	<p>【予防接種健康被害調査委員会】委員7名の選定は、公募ではなく、医師会・保健所等の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。関係機関に女性の登用が求められていることを引き続き周知する。</p> <p>【西東京市健康づくり推進協議委員会】においては委員15名中女性4名が登用されている。平成31年度の選任でも同数以上女性の女性を登用できるよう努力する。</p>	B	引き続き、関係機関に女性の登用が求められていることの周知、また、団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、指定された役職についての委嘱についての検討も要望する。
A	<p>【民生委員推薦会】 任期：平成28年12月1日～平成31年11月30日 男性5人、女性12人 女性登用率70.6%</p> <p>【保健福祉審議会】 任期：平成29年9月1日～平成31年8月31日 男性8人、女性3人 女性登用率27.3%</p> <p>【地域福祉計画策定・普及推進委員会】 任期：平成28年5月27日～平成30年5月26日 男性5人、女性6人 女性登用率54.5% 任期：平成30年5月27日～平成32年5月26日 男性5人、女性5人 女性登用率50.0%</p> <p>平成30年度においては、保健福祉審議会において任期の更新があり、委員11名のうち2名が女性の委員である。地域福祉計画策定・普及推進委員会については、年度中の任期の更新が無かったため委員11名のうち、5名が女性委員である。</p>	両会議ともに、推薦母体に委員の推薦を依頼しているため、推薦の際に依頼をするなどの検討を行う。 市の保健福祉施策及び地域福祉に関する事項を所管する諮問機関等であるため、推薦母体が一定程度固定化することはやむを得ない。	A	保健福祉審議会の任期の更新で、女性登用率が下がったのは残念。 関係機関への女性の登用が求められていることの周知、また、団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、指定された役職についての検討も要望する。
B	<p>【高齢者虐待防止連絡会】 (平成30年4月1日～平成32年3月31日) 男性：8名 女性：5名 計13名 全体における女性登用率：38.4% ・高齢者虐待防止連絡会について、平成30年度に委員改選があったが、市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。</p> <p>【地域包括支援センター運営協議会】 (平成29年4月1日～平成31年3月31日) 男性：5名 女性：8名 計13名 全体における女性登用率：61.5% ・地域包括支援センター運営協議会については、平成30年度は改選がなかった。</p>	地域包括支援センター運営協議会については、平成30年度で任期が終了したため、平成31・32年度任期の市民委員選考時に性別により差別された選考がされないよう留意する。	A	女性比率が40%を超えていることを評価します。新たな改選においても、男女比のバランスのとれた構成になることを期待する。  参考のため、性別による差別されない選考、女性の登用率が高い要因、またその効果について、次年度表記を要望する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
44	I-3 (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会等における女性の参画状況調査の実施 ③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	障害福祉課	①②地域自立支援協議会計画策定部会、有償ボランティア輸送運営協議会における女性委員登用に努める。 ③多くの委員が参加できるように会議日程の調整を行う。
45				子育て支援課	会議開催時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）したり、保育付きの会議にする等、女性にも参加していただきやすいように対応しました。
46				文化振興課	改選時には、関係団体へ趣旨を説明し、女性委員を積極的に登用するよう努める。
47				スポーツ振興課	委員改選に当たっては、女性登用率に留意する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	<p>【有償ボランティア輸送運営協議会】 任期：H29. 4. 1～H31. 3. 31 男8名、女2名 登用率10%</p> <p>【障害支援区分認定審査会】 任期：H29. 4. 1～H31. 3. 31 男9名、女6名 登用率 40 %</p> <p>【地域自立支援協議会】 任期H29.11. 9～H32. 3. 31 男9名、女7名 登用率44%</p> <p>【地域自立支援協議会相談支援部会】 任期H29.11. 9～H32. 3. 31 男5名、女8名 登用率62%</p> <p>【地域自立支援協議会権利擁護部会】 ※平成30年度委嘱なし</p> <p>【地域自立支援協議会計画策定部会】 任期H30. 5. 21～H31. 3. 31 男7名、女4名 登用率36%</p> <p>・各会議の委員については、法人の代表・関係機関の責任者等役職が決まっている場合が多く、性別のバランスを取ることが難しい。公募の委員については各会議の機能を損なわない範囲で、目標とする女性の登用率を達成するために配慮を行った。</p>	<p>会議体について調整を図った結果、おおむね目標を達成した。今後は未達成の会議体について会議体の目的を損なわない範囲で工夫をしていく。</p>	A	<p>調整を図られた点を評価する。また、今後の工夫を期待する。関係機関への女性の登用が求められていることの周知、また、団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、指定された役職についての検討も要望する。</p>
A	<p>子ども子育て審議会 任期：H29. 8. 22～H31. 8. 21、男性6人、女性10人（専門委員 男性3人、女性2人）、女性登用率63%（専門委員を含むと57%） ※会長は以前から女性が務めています。 ※子ども子育て審議会は、必要に応じて専門委員を置くことができます。 ※女性の委員にも参画していただきやすいよう、会議の候補時間を多様に設定（午前・昼間・夜間）し、保育付の会議として実施しました。保育利用者1人</p> <p>青少年問題協議会 任期：H29.11. 1～H31.10. 31、男性7人、女性7人、女性登用率50% ※副会長は以前から女性が務めています。（会長は市長）</p>	<p>男女比の比率については、関係機関からの推薦者もいるため、調整が難しいところがあります。会議開催時間の設定や、保育については、今後も継続できるように努めます。</p>	A	<p>女性登用比率が高く、男女比のバランスがとれていることを評価します。今後とも会議開催日時、保育等への配慮も期待する。関係機関への女性の登用が求められていることの周知、また、団体の長や役員等に女性が少ない現状を考慮し、指定された役職についての検討も要望する。</p>
B	<p>文化芸術振興推進委員会、任期：H28. 8. 1月～H30. 7. 31、男8名、女2名 登用率20%</p> <p>文化芸術振興推進委員会、任期：H30. 8. 1～H32. 7. 31、男7名、女3名 登用率30%</p> <p>・文化芸術進行推進委員会について、平成30年度に委員の一部に改選があったが、市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。</p>	<p>委員の任期が平成32年7月31日までであるため、当面はこの登用率は変わらないが、人事異動等があった場合などに女性委員を推薦いただけるよう働きかけたいと思う。</p>	B	<p>女性の登用率が上がったことを評価します。改選時には、女性の登用率目標の40%に達するよう、情報収集等に努められたい。</p>
B	<p>【スポーツ推進審議会】 任期：平成29年7月1日から平成31年6月30日まで 組織：男性8人、女性2人（女性登用率20%）</p> <p>※公募委員1人は女性（他の委員9人は各団体からの推薦委員）</p>	<p>引き続き、委員改選時には女性登用に留意する。</p>	B	<p>女性登用率の向上に向けて、情報収集、関係団体への周知を図られたい。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
48	I-3 (1)	①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会等における女性の参画状況調査の実施 ③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	産業振興課	改選する際には、女性の登用を検討する。(平成30年9月改選)
49				環境保全課	環境審議会委員については、平成30年7月に改選を控えており、学識経験者(2名以内)、市民公募(4名以内)、事業者代表(2名以内)、関係行政機関(2名以内)の依頼を行う際は男女比に配慮した登用を検討する。
50				ごみ減量推進課	審議会委員の女性の占める割合が38.5%となってしまうため、今後は40%を下らないよう女性の登用に努める。
51				都市計画課	【都市計画審議会】 学識経験者に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。  【専門部会(都市計画審議会)】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。  【地域公共交通会議】 女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。
52				下水道課	審議会開催の予定なし 改選時には、女性適任者がいれば積極的に登用に向け検討する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
C	<p>【農業振興計画推進委員会】 任期：H28.9.29～H30.9.28 男9人、女3人 登用率25% 任期：H30.9.29～H32(2020).9.28 男10人、女2人 登用率16.6%</p> <p>・農業振興計画推進委員会について、平成30年度に委員改選があったが、学識経験者・農業団体職員・農業関係者・関係行政機関の職員の指定された役職にある方に委嘱すると決まっている。また、3名の市民委員は公募により選考しているが、選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。</p>	改選時の女性委員の登用	C	女性登用率の向上に向けて、情報収集、関係団体への周知を図られたい。
B	<p>環境審議会、任期：H28.7.1～H30.6.30 男7名、女3名 登用率30% 環境審議会、任期：H30.7.1～R2.6.30 男7名、女3名 登用率30%</p> <p>・環境審議会について、平成30年度に委員改選があったが、市民委員選考の採点段階において応募者の性別等を示さない等、性別による差別のない選考を行った。次期改選時には、関係行政機関、民間事業者に対し、女性の委員の登用が求められていることを周知したい。</p>	平成31年度は改選の予定はないが、欠員が生じた際にはできる限り女性を登用し、女性登用率40%を目指す。	B	女性登用率の向上に向けて、情報収集、関係団体への周知を図られたい。
B	<p>【廃棄物減量等推進審議会】 任期：H29.7.1～H31.6.30 男8名、女5名 登用率38.5%</p> <p>今年度は、委員の変更等がなかったため、女性委員の登用を推進することができなかった。</p>	6月末で現委員が任期満了になるため、新たに女性委員の登用に努め、40%以上を目指す。	B	女性登用率の向上に向けて、情報収集、関係団体への周知を図られたい。
B	<p>【都市計画審議会】 任期：2年間（ただし、関係行政機関の人事異動があった場合、後任は前任者の残任期）</p> <p>任期 平成27年10月1日～平成29年9月30日 男13人 女4人 23.5% (29.3.31現在) (議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2) 任期 平成29年10月1日～平成31年9月30日 男12人 女5人 29.4% (31.3.31現在) (議員6、関係行政機関3、学識6、市民委員2)</p> <p>【専門部会（都市計画審議会）】 平成29年10月1日から、都市計画審議会の特定の事案が終了するまで 任期 平成29年10月1日～ 男4人 女2人 33.3% (31.3.31現在)</p> <p>【地域公共交通会議】 平成25年7月1日より「地域公共交通会議（法定会議）」として発足</p> <p>任期 平成27年8月1日～平成29年7月31日 男10人 女1人 9.1% (29.3.31現在) 任期 平成29年10月1日～平成31年7月31日 男11人 女0人 0% (31.3.31現在)</p>	<p>【都市計画審議会】 審議会委員のメンバー構成が学識経験者6名以内、市議会議員6名以内、関係行政機関の職員が3名以内、市民代表が2名以内と限定され任期が2年間となっている。構成員の選定は、充て職、書類選考によるものが多く、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。</p> <p>【専門部会（都市計画審議会）】 学識経験者等に女性に適任者がいれば積極的に登用を検討する。</p> <p>【地域公共交通会議】 関係団体・関係機関の職員が大半を占め、各団体の指名により参画してもらうものである。 また、公募市民については、論文提出による選出であるため、女性委員に限定した募集はできないので、意図的に女性の登用割合を上げることは難しい。</p>	B	構成員の選考が充て職、書類選考によるものなどで意図的に女性の登用割合を増やすことが難しいことは理解できる。女性学識経験者の情報収集や、公募の人数が増える試みが必要。また審議会等に登用しているメンバーから、委員になりうる女性リーダーの情報収集するなどの工夫も図られたい。
D	今年度は、審議会の開催はなし。 平成28年度4月末をもって、審議会の任期は終了しており、新たな委員は募集していない。	次年度も、審議会開催の予定はないが、委員を委嘱する場合には、女性適任者がいれば積極的に登用を検討する。	C	審議会開催と委員を委嘱する場合を想定し、女性委員を積極的に登用しやすい環境を整える必要がある。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
53		①審議会・委員会等における女性委員登用率の向上 ②審議会等における女性の参画状況調査の実施 ③審議会・委員会等に参画しやすい環境整備	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	教育企画課	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。
54				学校運営課	【学校給食運営審議会】 任期：H29. 9. 1～H31. 8. 31 男3人、女13人  任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際には、可能な限り男性を登用したい。
55	I-3	(1)		教育支援課	人事異動等による委員の選出を行う。固有の校長職等への委嘱のため調整は難しいが、教育支援課の就学支援委員会における教員の推薦について、目標比率を満たすよう配慮する。 委員会の終了時間が勤務時間を超えないよう、内容の調整、審議人数の調整、簡潔な進行などに努める。
56				社会教育課	平成31年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。
57				公民館	公民館運営審議会（平成29年5月1日～平成31年4月30日） ・地域づくりや社会教育に関心の深い委員をバランスに配慮して登用する。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>【西東京市教育計画策定懇談会】 任期：平成29年7月12日～平成31年2月22日 男性5人、女性8人 登用率62%</p> <p>【奨学生選考委員会】 平成30年度：男性4人、女性1人 登用率20%</p> <p>【西東京市立小・中学校の児童・生徒数の変動への対応に関する地域協議会】 任期：平成30年6月1日～平成31年3月31日 男性9人、女性14人 登用率61%</p>	引き続き、委員全員が参加しやすいよう配慮し、会議日時の調整を図りたい。	B	目標とする割合が達成できている懇談会・評議会もあるが目標よりも下回っている委員会もある。引き続き女性委員が参加しやすい環境整備に努めていただきたい。
A	任期:H29.9.1～H31.8.31 H30.4.1付職員の人事異動に伴い 男2人、女14人に変更	任期中の学校職員の異動や退任があった際の欠員の補充の際には、可能な限り男性を登用したい。	B	男性の比率が低いので男女の比率が偏らないよう、男性も参加しやすい環境の整備が必要かと思う。
A	平成30年度の状況 ○就学支援委員会委員等名簿（小委員会A）27人中 男17人、女10人、女性登用率37% ○就学支援委員会委員等名簿（小委員会B） 男9人、女9人、女性登用率50%  固有の校長職等に委嘱するため調整が難しい。各委員会の効率化を図り、勤務時間内で終了するよう努めた。	平成30年度は明保中学校に通級が開設されたため、委員が増員となった。固有の校長職等への委嘱のため、割合としては平成29年度より少なくなりました。教員の推薦について、目標比率を満たすよう学校に通知する。 また、委員会の終了時間が勤務時間を超えないよう、準備や片付け、議事進行などの見直しを行い、ワークアンドライフバランスが取れるような委員会の運営を行った。近年の審議児童生徒数の激増にあっても審議時間の圧縮に努めた。	A	概ね目標が達成されている。積極的に「教員の推薦について目標比率を満たすよう学校に通知する」ことを行っていただきたい。審議時間の短縮等の成功例は他の課にもぜひ共有していただきたい。
B	<p>【社会教育委員の会議】 H29.7.1～H31.6.30 男8名、女5名（公募委員2名中0名女性） 女性委員の占める割合38%</p> <p>【文化財保護審議会】 H29.7.1～H31.6.30 男7名、女1名 女性委員の占める割合12%</p>	平成31年度の改選時に、登用率の維持、向上に努める。	B	改選時の登用率向上に関して、女性委員をどのように登用していくか具体的な取り組みを明示していただきたい。
A	公民館運営審議会第9期（平成29年5月1日～平成31年4月30日） 女性8名、男性6名、計14名 女性委員登用率 57%	令和元年5月に改選予定。	A	男女の比率に偏りがなく前向きに評価することができる。改選後も比率に偏りが出ないことを期待する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
58	I-3	(1)	①審議会や委員会等において、女性委員の占める割合が40%になるよう、女性の登用に努めます。 ②すべての審議会や委員会等に女性委員が登用されること、また、特定のテーマにおいて男女の比率が大きく偏らないように、女性の参画状況調査を行います。 ③審議会や委員会に女性が参画しやすいように、会議日時の配慮等、環境整備に努めます。	図書館	図書館協議会委員 任期：H29. 5. 1～H31. 4. 30 男5名女5名登用率50% (西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出) 図書館計画策定懇談会委員 任期：H30. 4. 24～H31. 3. 31 男7名女3名登用率30%
59				選挙管理委員会	「明るい選挙推進委員会」で、推進委員の男女登用率の平均化を図る。
60		(2)	①地域における女性のロールモデルの発掘と活用	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用します。	協働コミュニティ課
61	②リーダー養成講座の実施		審議会や委員会、地域活動等、あらゆる場で男女を問わず男女平等参画の視点をもったリーダーを育成する。加えて女性がリーダーとして参画できるよう、リーダー養成講座を実施します。	協働コミュニティ課	引き続き、女性リーダーの育成に努める。
62	I-4	(1)	①ハローワーク等との連携による就職相談の実施と情報の提供	産業振興課	就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。 ・就職情報コーナーにおける就職相談・情報提供等 ・就職支援セミナー（6月と10月） ・就職面接会（7月） ・合同就職面接会の実施<未定>
63				協働コミュニティ課	出産や子育て等で就労を中断した女性のために、保育付きの就労準備講座、再就職支援講座等を開催します。
64		産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。 就職支援セミナー（6月・10月に各3日間実施）において、保育サービスを実施予定		



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	図書館協議会委員 任期：H29. 5. 1～H31. 4. 30 男5名女5名登用率50% (西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出) 図書館計画策定懇談会委員 任期：H30. 4. 24～H31. 3. 31 男7名女3名登用率30%	西東京市図書館設置条例第6条に基づき選出する。	A	引き続き条例に基づいた選出を期待する。
A	【明るい選挙推進委員会】 平成30年度内訳：男性4人、女性30人(30年度末人数：現委員任期H30. 4～H32. 3、任期内での増減有) 登用率 88.2%	女性委員の割合を40%以下の数値以下にすることなく、男女比率の平均化に向けて、さらなる人材確保を進めていく。	B	過去の登用者の比率をみると、男性の比率が明らかに低下している。男性の比率が上がるような工夫がなされているか検討されたい。
A	地域で活躍する女性起業家や地域産婦人科医を迎え講座を実施した。委員会委員においても地域で活躍する女性のを登用した。	地域でリーダーとして活躍する女性の情報を収集し、ロールモデルとして市民に広報するとともに、審議会や委員会等の委員、各種講座の講師として登用する。	A	地域で活躍する女性を迎え、講座等を開催していても良い。講座ごとに参加人数の差があるので広報の方法や参加者の調査を行い、内容等を検証しながら今後につなげていただきたい。
B	平成29年度実施の沿線3市連携事業において、災害時における女性リーダー養成を視野に含めた連続講座を実施した際の講師の勧めで国立女性会館ヌエック男女共同参画推進フォーラム2018でのワークショップに講座参加者と参加した。防災分野におけるリーダー養成の一環の事業となった。	引き続き、女性リーダーの育成に努める。	B	女性リーダーを中心としたグループとの接点を切らさず、防災以外の分野でもリーダー養成の事業を計画することが望ましい。
B	①ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。 ②就職支援セミナーについては、ハローワークと共催で6月と10月それぞれ3日ずつ実施、受講者は162人(内女性105人)となっている。 就職面接会は7月に実施し、参加企業11社で内定者は4人であった。 ③地域就職面接会は、東京しごとセンター主催で近隣市との共催で実施した。 ④就職情報コーナーについては、現行の規模でハローワークと今後も継続実施していくとともに、関係機関の協力のもと就職支援セミナーなど就業対策に取り組む。	就職面接会は近隣市と共催で、平成30年度も本市のきらっとで実施した。 次年度以降も近隣市との会場確保など調整し決定する。 参加者数の増員については、就労環境の影響が大きいと考えている。 引き続き事業継続により、就労環境の改善を推進していく。	B	担当課、近隣市と共催することで求職者支援、就労の機会の幅が増すことはとても良い。就職支援セミナー参加者も女性の比率が高いことから女性がどのような事を望んでいるかを分析して参加される企業の選定や依頼がしやすくなるかと思う。
A	講座・自立支援講座の中で、自立の一步としての就労準備講座を保育付で実施した。 ・女性のための経済・金融入門 ・女性の多様な働き方～小さい子どもがいないが働くということ～ ・パーソナルカラー＜基礎編・応用編＞ ・相手も自分も大切にコミュニケーション	保育付講座で就労準備講座を開催する。	A	自立支援講座を保育付講座にしていることは良いが、利用者が増えるような工夫も求められる。継続していく中で参加者が増えることを期待する。
B	保育サービス利用者 6月・10月共に幅広く募集案内を行い、利用者は2名。 子どもを持つ求職者にとっては、就職活動環境改善の一助となるもので、今後も引き続き実施していく。	子ども2人につき1人の保育士を配置して、子どもの安全確保に配慮するとともに、今後も保育サービス需要への対応を図る。	B	保育士を配置し安全確保を行っていることは良いが、利用者が増えるような工夫も求められる。継続していく中で参加者が増えることを期待する。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
65	(2)	①ハローワーク等との連携による就職相談と情報の提供	ハローワーク等と連携し、就職相談や情報提供、就労支援セミナーを実施し、ひとり親家庭の就労機会の拡大を図ります。	子育て支援課	母子・父子自立支援プログラム策定員が、ハローワークと連携し、就労支援を実施します。また、アフターフォローを業務の流れに位置づけられるよう検討します。
66		②母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業の周知を図ります。	産業振興課	就労を希望する女性に対して、就職情報提供・就労機会の拡大を図る。
67		③母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業の周知を図ります。	子育て支援課	チラシ等により制度の周知に努めます。 ※「母子家庭自立支援給付金事業」は、平成25年4月から「母子家庭等自立支援給付金事業」に変わりました。「高等技能訓練促進費」は、平成26年10月から「高等職業訓練促進給付金」に変わりました。
68	(3)	①ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の働きかけ	国や東京都によるポジティブ・アクションについての取組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取組みを働きかけます。	協働コミュニティ課	国や東京都によるポジティブ・アクションについての取組み事例などを活用し、市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供し、取組みを働きかける。
69	(4)	①家族経営協定の普及	女性が単なる補助労働者としてではなく、共同経営者として意思決定に参画できるようにするために、認定農業者制度における家族経営協定の普及を図ります。	産業振興課	家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援します。
70		②女性農業者の育成の検討	女性農業者との意見交換の機会を通じ、有効な支援策を検討します。	産業振興課	農業イベント等におけるJ A東京みらい女性部のつながりを醸成します。また、農業者だけではなく、女性の援農ボランティアの交流の場も提供していきます。
71	(5)	①起業に関する情報提供と相談の実施	商工会が運営する西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて、相談や講座の開催など、起業に関する情報提供と相談を行います。	産業振興課	引続き起業相談及び経営革新の相談業務を充実し、市民周知を図る。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	一人ひとりの希望を尊重しつつ、ハローワークと連携を図りながら、ひとり親家庭の自立に結びつくような就労支援に努めました。 また、「ひとり家庭の方の支援や制度について」のチラシを配布したり、はなバスに車内広告を掲載したり周知に努めました。 アフターフォローについては、児童扶養手当の現況届提出時に窓口で状況確認を行うことで対応した。また、就労から半年経過した方には、気軽に相談していただける様にお知らせを送付した。 プログラム策定 32件	引き続きひとり親家庭の自立に向けて、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。また、プログラム策定後のアフターフォローは、窓口での状況確認だけでなく、郵送対応等業務の流れに位置づけられるよう検討します。	A	自立支援プログラム策定後、郵送対応等でアフターフォローを行っていることが評価できる。
B	平成29年度は、7名認定農業者が認定を受けた、その内1名の方が女性家族（1名）を含む家族協定を締結した。平成30年3月末現在、認定農業者52名のうち、31名の農業者が女性家族を含む家族協定を締結している。	記入不要	B	引き続き就労を希望する女性に対しての就職情報の提供と就労機会の拡大を期待する。
A	「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し周知に努めました。 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 7件 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 6件	引き続き、必要な方に情報が届くよう制度の周知に努めます。	A	引き続き支援が必要な方に情報が届くよう、チラシ以外にも広く情報が行き届くような試みに期待したい。
B	ポケット労働法の配布によりポジティブ・アクションについての情報提供を行った。 情報誌を市内企業に配布した。 市内企業・事業所への情報提供の仕方について検討した。	市内企業・事業所に、ポジティブ・アクションの意義や効果について情報を提供する。	B	産業振興課とも協力し、市内企業・事業所に対して更なる情報提供をしていただきたい。
B	平成30年度は、7名認定農業者が認定を受けた、その内4名の方が女性家族（6名）を含む家族協定を締結した。平成31年3月末現在、認定農業者53名のうち、33名の農業者が女性家族を含む家族協定を締結している。	今後も引き続き、農業者が認定を受ける際、家族協定の締結を促し、農業経営に女性が参画していくことを支援する。	B	共同経営者として意思決定に参画できるよう、女性家族を含む家族協定の締結を更に促していくことを期待したい。
B	「農のアカデミー事業」において、女性援農ボランティアの交流の機会を提供した。	引き続き、女性の援農ボランティアの交流の場を提供していく。	B	引き続き、より多くの女性農業者に交流の場を提供されることを期待したい。
B	創業支援・経営革新相談センターについては、毎月市報や市HP及びセンターHPによるPR活動による周知を行った。 また、平成30年6月及び10月に実施した創業スクールでは、参加者36名のうち、20名の女性の参加があった。	創業融資あっせん制度の推進、マッチング・コーディネート事業や創業スクールの実施など、センター機能を充実させ、創業のための環境整備を進める。	B	担当課、商工会における市民への継続と安定した業務を評価する。創業スクール参加者の内、女性の割合も多い。更なる業務の周知と環境の整備に期待する。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
72	I-4	(5)	②NPO法人の設立やコミュニティビジネス等に関する情報提供、相談、学習機会の提供	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、市民活動・コミュニティビジネスに関する講座などを開催し、情報提供や相談、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	市民協働推進センター「ゆめこらぼ」において、市民活動・NPOのための支援事業として各種講座を開催して学習機会を提供するとともに、市民協働推進センターのホームページなどを活用して市民協働推進センター登録団体が開催する事業や市民協働推進センターが開催する各種講座や事業の情報を提供する。事業計画の際には、男女平等参画の視点を念頭に置いて実施していく。
73			①女性リーダー比率の向上の啓発	自治会等の地域活動において、リーダーとして活躍する女性の割合が増えるように、団体等に働きかけます。	協働コミュニティ課	女性リーダーの育成に関する情報提供を行い、女性活躍推進に向けての意識啓発を行う。
74		(1)	②地域リーダーを担う女性の育成	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、リーダー養成講座を実施します。また、パリティ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図ります。	協働コミュニティ課	国や都で実施するリーダー講習会の情報を提供するとともに、リーダー養成講座を実施します。また、パリティ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図る。
75	I-5		①男性を対象とした男女平等参画講座の実施	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催し、地域活動への関心を高めます。	協働コミュニティ課	男性を対象に、地域活動に関する講座を開催する。
76		(2)	②地域活動、ボランティア、NPO等の情報提供と参加促進	地域活動、ボランティア活動、NPO法人などによる市民活動など、地域で行われているさまざまな活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図ります。	協働コミュニティ課	さまざまな情報提供を行い、男性の地域参加の促進を図る。
77				生活福祉課	様々な方が参加できるように、登録研修の実施時間や日時などに工夫を検討する。	
78				児童青少年課	引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。	

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>行政をはじめ様々な主体同士の協働推進並びにNPO等市民活動団体の活動推進や支援のため、次の事業を展開した。</p> <p>【主な実施事業】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 広報・PR事業 情報誌「ゆめこらぼ通信」の発行 NPO市民フェスティバルの開催 HPによる情報発信</li> <li>2. 人材、団体育成・研修事業 地域活動紹介ゆめサロンの開催 NPOパワーアップ講座の実施 おとぼ&amp;ミディアサロンの開催</li> <li>3. 地域連携促進事業 団体交流会の開催 協働のまちづくりワークショップの開催 テーマ「協働のロケットスタート～地域の暮らしやすさと男女平等の視点～」 まちづくり円卓会議の開催 地域コミュニティ支援施策への協力</li> </ol>	<p>これまで実施してきた事業内容を踏まえ、NPO等市民活動団体の一層の育成・支援に取り組む。</p> <p>その上で、NPO等市民活動団体同士、行政、その他多様な地域の主体との交流・連携をますます促進させていき、地域課題解決に結びつけていく。</p>	A	<p>様々な事業、イベント、講座等を行い情報提供や学習機会の提供が行えている。地域に対してリーダーシップを発揮できていることが評価できる。今後も男女平等参画の視点を置いた活動をお願いしたい。</p>
B	<p>女性起業家による講座（「女性の多様な生き方」）の実施や、パリテまつりの市川房枝についての講座の実施、情報誌への「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の解説記事の掲載をとおして、女性のリーダーシップ発揮についての意識啓発を行った。</p>	<p>引き続き、女性リーダーの育成に関する情報提供を行い、女性リーダーの比率向上に努める。</p>	B	<p>女性起業家の講座や、パリテまつりでの講座参加者、情報誌の記事等でより多くの女性に啓発されたと思う。</p>
B	<p>パリテ登録団体を中心としたパリテまつり実行委員会の委員長に女性が就任したため、主管課として、委員長のサポートをしながらリーダーとしての育成を図りながら、協働で事業を実施した。</p> <p>都で実施するセミナーについてセンター内にて告知した。</p>	<p>国や都で実施するリーダー講習会の情報提供とパリテ登録団体の活動の支援等を通して、女性リーダーの育成を図る。</p>	B	<p>パリテまつりに、多世代の女性リーダーが参画する事を期待する。都で実施されたセミナーの告知がセンター内だけでは勿体なかったのではないかと感じる。より広く多くの市民に広報頂きたい。</p>
A	<p>基礎講座として男性向け講座「知っ得！片付け術～家庭でも3S(整理・整頓・清掃)～」を実施した。</p> <p>参加者29人（男性または男女ペア優先としたため女性もさんか）</p> <p>共通講座として「パパ's 絵本ライブ」を実施し、男性の育児参加を促した。</p> <p>参加者親子20組50名</p>	<p>引き続き、男性の地域活動参加に関する情報提供を行う。</p>	A	<p>興味を引く基礎講座の開催が、多くの参加者に結びついたものと推測できる。引き続き、男性が参加したいと思われるような講座の開催を期待する。</p>
A	<p>共通講座として「パパ's 絵本ライブ」を実施し、男性の育児参加を促した。</p> <p>参加者親子20組50名</p> <p>情報誌パリテにてステキに男女平等参画！コーナーで男性の地域活動編として地域で小学校PTA会長をしている男性の記事を掲載した。</p>	<p>引き続き、さまざまな情報提供を行い、男性の地域参加の促進を図る。</p>	A	<p>男性が定年してからの地域デビューを待つのでは無く、子育て世代の男性をターゲットにした講座の開催に期待が持てる。情報誌のPTA会長の記事も、シリーズ化したら面白そう。</p>
A	<p>ほっとネット推進員の登録研修の日程を休日に設定するなど、新たな取り組みを実施した。</p> <p>新規で21名登録し、計377名の登録者となった。</p>	<p>引き続き、多くの方が参加できるように工夫を行う。</p>	A	<p>登録研修の日時を工夫され登録者を増やされた事は評価出来る。登録された方々が推進員として活躍される事を期待する。</p>
A	<p>「歩け歩け会」や「こそだてフェスタ」等、児童青少年課関連事業において、地域の男性が参加し子育てに積極的にかかわるきっかけになるよう、参加促進を行うことができた。</p>	<p>引き続き、地域で行われている活動を紹介し、男性の地域参加の促進を図り、できる限り参加人数を把握する。</p>	A	<p>事業が年々盛況となり、広く市民に周知されている事を評価する。</p>



体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
79	I-5	(3)	①市民活動団体 市民活動団体が男女平等参画の視 点をもち活動できるように、パ リテまつりでの講座や出前講座の実 施など、学習機会を提供します。	協働コミュニティ課	市民活動団体にパリテまつり 参加を呼びかけ、講座の実施 など、学習機会を提供する。	
80			②男女平等参画 の視点をもち 市民活動団体と の協働事業の実 施	パリテ登録団体など、男女平等参 画の視点をもち市民団体と協働 して地域活動等の事業を実施しま す。	協働コミュニティ課	パリテ登録団体を中心に市民 活動団体と協働事業を実施す る。
81	I-6★	(1)	①防災会議にお ける女性の参画	災害時の避難、避難施設の設置・ 運営、避難施設の備品等に女性の 意見が反映されるように、防災会 議に女性委員を増やします。	危機管理室	意欲のある女性の発掘に努め る。
82			②防災市民組織 における女性の 参画とリーダー の育成	防災市民組織に女性の登用を促 し、女性の意見が適正に反映させ られるように努め、防災市民組織 における女性のリーダーの育成に 努めます。	協働コミュニティ課	沿線3市男女共同参画連携事 業において、防災リーダーの 活躍の場として、避難施設運 営組織への女性参画に対し て、事業の実施準備として検 討をすすめる。
83					危機管理室	東京くらし防災を参考に女性 目線が考慮された防災講話を 実施し、防災市民組織等にお ける女性リーダーの育成に努 める。
84	I-6★	(2)	①避難施設運営 組織における女 性の参画	避難施設においては、避難物資の 整備やトイレの配置、着替え場所 の確保等、妊婦や子育て家庭を含 めた女性への配慮が必要となるこ とから、避難施設運営組織への女 性の参画を図ります。	協働コミュニティ課	平成29年度沿線3市男女共同 参画連携事業において、防災 リーダーの活躍の場として、 避難施設運営組織への女性参 画に対して、事業の実施準備 として検討をすすめる。
85					危機管理室	理解共有に努め、訓練をと おして、課題発見に努める。
86					教育企画課	避難所運営協議会に女性委員 の参画を募り、マニュアル等 作成において、特に妊婦・子 育て中の女性に配慮した意見 を聴取する。
87			②災害時要援護 者の支援	特に要介護高齢者、障害者等の避 難生活の支援において、男女双方 の視点を踏まえます。	危機管理室	避難生活に特化した課題を整 理し、継続して各学校避難所 運営協議会や各支援組織・支 援団体と連携して取り組みを 進める。
88			③男女のニーズ に配慮した避難 物資の整備	避難生活においては、男女のニ ーズに違いがあることから、男女双 方の視点に配慮して必要な避難物 資を整備します。	危機管理室	訓練、講話、避難所運営協議 会及び各イベントを通して避 難物資のニーズを把握しつつ 整備検討する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	第11回パリテまっりは実行委員会として15団体と個人のが企画・運営をし、8団体の協力により開催し、887人の市民が参加した。	市民活動団体が男女平等参画の視点をもち活動できるように、パリテまっりで講座や出前講座の実施など、学習機会を継続提供します。	A	知名度の上だったパリテまっりに年々参加者が増えている事に着目する。参加により、男女平等を考える良い機会となっているのではないかと。出前講座の状況についても記述されたい。
A	男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動週間事業のとしてパープルリボン・プロジェクト・ワークショップとカフェを開催した。	引き続き、パリテ登録団体を中心に市民活動団体と協働事業を実施するとともに新規団体について連携がでているよう検討する。	A	様々な登録団体との協働により、市民の参加を促して欲しい。魅力ある講座の開催を期待する。
B	充て職及び他機関からの推薦により委員を任命しているため、男女比率をコントロールすることは困難ではあるが、女性の意見を確保するため、女性団体の代表を委員に任命している。	意欲のある女性の発掘に努める。	C	No.39再掲
B	パリテまっり実行委員会に新たに地域避難所関係団体に参加してもらい、市民向け講座を実施した。	引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、今後の事業展開について検討する。	B	どのような実施準備をされたのか知りたい。パリテまっりでの防災講座により、市民の防災意識の高まりを期待する。
B	防災市民組織をはじめとする多くの市民を対象として、女性講師を招きリーダー養成講座を開催し、リーダーの育成に努めた。	東京くらし防災を参考に女性目線が考慮された防災講話を実施し、防災市民組織等における女性リーダーの育成に努める。	B	養成講座の開催された時期、参加人数、育成された女性リーダーの人数についても記述されたい。
B	パリテまっり実行委員会に新たに地域避難所関係団体に参加してもらい、市民向け講座を実施したが、前年度3市連携事業講座に参加者に対してアプローチができなかった。	引き続き、危機管理室やボランティアセンター、地域避難所運営協議会との連携を深め、情報提供を行う。	C	課ごと地域ごとの連携が取れ、いざという時に主体となって活動出来るリーダーの育成に期待する。
B	主体となっている学校関係者及び地域住民とともに教育企画課が所管する各避難所運営協議会における訓練等の取り組みのなかで、要配慮者に対して避難施設内で配慮すべき避難物資、トイレ、着替場所の確保等に関する助言等を実施して実際に資機材を展開するなど理解共有に努めた。	理解共有に努め、訓練をとおして、課題発見に努める。	B	どの避難所に避難したとしても最低限の支援が受けられるよう、平時の訓練を行う事を期待する。避難所運営協議会が発足してから一度も訓練をしていない所への働き掛けも必要だと思う。
A	児童・生徒の保護者会等の代表者を中心に女性が積極的に参画することが出来た。また、各校が作成する避難所運営マニュアルには、避難所に女性専用スペースを設けるなどの工夫がみられた。	引き続き、各学校及び危機管理室等と連携の上、避難施設運営組織における女性の参画を図りたい。	C	妊婦・子育て中の女性に対しての聴取の中で出された意見についても具体的に記述されたい。
B	介護を要する高齢者・障害者等、避難施設において必要となる配慮点について、訓練や避難所運営協議会で提案するとともに、プライバシー確保のためのパーテーション等物資の確保や実際に取扱いができるよう努めた。	避難生活に特化した課題を整理し、継続して各学校避難所運営協議会や各支援組織・支援団体と連携して取り組みを進める。	C	どのような課題を整理されたのか、支援団体とどのように連携されたのかについて具体的に記述されたい。
B	プライバシー確保のためのパーテーション等物資の確保や実際に取扱いができるよう努めた。	訓練、講話、避難所運営協議会及び各イベントを通して避難物資のニーズを把握しつつ整備検討する。	B	男女のニーズの違いを考慮した避難物資の整備はパーテーションだけでは無いので、その他の物資の取り扱いについても具体的に記述されたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
89	II-1 (1)	①学校における 人権教育の実施	学習指導要領等に基づき、授業や活動などで人権尊重や男女平等などについて指導の充実を図り、学校における人権教育を実施します。	教育指導課	各学校における人権教育の全体計画及び年間指導計画のさらなる改善を図り、学校における人権教育の一層の充実を図る。
90		②多様な性や生き方に関する理解の促進	講座・講演会や情報提供等を通して、性の多様化や家族形態の多様化等に対する理解の促進を図ります。	協働コミュニティ課	多様な性に関する情報提供を行う。
91		③情報誌パリティの発行と配布 (再掲)	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については市民参画で行います。また、多くの市民が読めるように配布について工夫します。	協働コミュニティ課	情報誌パリティを発行し、市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図る。作成については市民参画で行うが、今年度は委員改選を行う。また、多くの市民が読めるように配布について工夫する。
92		④国際交流等行事の実施	国籍、民族、文化、習慣等の異なる人々が互いを理解しあい、地域で共に暮らす多文化共生を推進します。	文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西東京市多文化共生センターの運営</li> <li>・外国人のためのリレー専門家相談会の実施</li> </ul>



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	人権教育推進委員会において、各学校の人権担当教員の人権課題に対する理解を高めるために、2回フィールドワークを実施した。また、東村山市及び武蔵村山市の人権尊重教育推進校研究発表会に参加した。	人権教育推進委員会において、引き続き人権課題についての理解を高めるフィールドワークの充実を図る。	B	人権教育は徹底してきたと認められる。前年度の課題であった男女平等の趣旨も盛り込まれ、道徳のみならず社会科、家庭科などの総合的学習での指導が充実し素晴らしい。
A	情報誌パリティ内で特集記事を掲載し、男女平等推進センター内において掲示を行った。市民に広く周知を図るため「性は一人ひとり違う～LGBTの視点から多様性を考える～」を夜の時間帯に外部施設で実施した。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。	A	注目されている分野であり、旬な話題で今が情報発信のチャンス。引き続き、ますますの意識定着の徹底に努められたい。
A	情報誌パリティを11月と3月に合わせて21,000部を発行・配布し、ホームページに掲載をした。編集支援事業者の変更・企画運営委員の改選に伴い、より市民が読みやすい、目を引く構成にすることを重視して、内容・表紙等の色の選定やイラストについて検討したり、分かりやすく、読みやすい文章表現を心がけて編集を行った。特集記事について、「それってハラスメントです」・「あなたの性であなたらしく～心も体も大切に生きよう（リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から）」とし、市民の方々に興味を引く内容を掲載した。	市民の男女平等意識のさらなる定着と浸透を図ります。作成については引き続き市民参画で実施し、分かりやすく、読みやすい構成を実施する。多くの市民が読めるように配布先について工夫する。	A	親しみやすく、読みやすい紙面、デザイン、タイトルや記事も適切なセンスで、市の刊行物として、洗練されている。引き続き多くの市民に届けたい。
A	<p>【西東京市多文化共生センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜日 午前10時～午後4時まで開所</li> <li>・外国人の日常生活相談80件、外国人支援活動先の紹介等54件、その他の施設利用1043件、通訳ボランティア派遣事業31件、多言語情報の提供6件、窓口通訳利用33件</li> </ul> <p>子どもに関わる通訳ボランティア派遣の依頼が多かった。今後も安定した需要が見込まれる。</p> <p>【外国人のためのリレー専門家相談会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年8月25日（土）、西東京市民会館で開催</li> <li>・専門家：弁護士、行政書士、社会保険労務士、税理士、フェミニストカウンセラー</li> <li>・言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語</li> <li>相談：10人16件</li> </ul> <p>外国人が円滑な社会生活を送ることができるよう、相談会を実施した。通訳及び運営に市民ボランティアが関わった。他の相談内容で相談にいらした相談者でもフェミニストカウンセラーがかかわってくることもあり、参加頂いている。</p>	以前より認知度のアップについて検討を重ねてきているが、引き続き検討していきたい。	A	とても充実した支援で、これからも引き続き活発な活動を期待する。対象となる在留外国人に向け、更なる認知度向上のために、何か工夫できることを検討したい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
93	(1)	①講演会やパンフレット等による啓発	暴力の未然防止と早期発見を市民に働きかけるため、講演会やパンフレット等による啓発を行います。	協働コミュニティ課	暴力についての講演・DV冊子の配布を行う。
94		②デートDV防止の啓発	恋人等親密な関係にある男女間の暴力の防止について、啓発を行います。	協働コミュニティ課	DV冊子の配布を行うとともに、センター内において掲示を行う。
95		③早期発見に向けた市民、職務関係者との連携	暴力の早期発見・早期対応に向けて、市民、市の相談窓口や警察等の職務関係者との連携をすすめます。	協働コミュニティ課	暴力の早期発見、対応に向け庁内相談窓口・警察との連携を進める。
96	(2)	①女性相談の実施	男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。	協働コミュニティ課	日々の暮らしの中で様々な悩みを抱える女性に寄り添い、自ら問題解決していく糸口を見出していくことを支える。
97		②一人ひとりの状況に応じた相談の実施	女性相談、子供家庭相談、母子相談など、一人ひとりの状況に応じた相談を実施します。また、外国語（英語・韓国語等）による相談対応を検討します。	協働コミュニティ課	相談者の個別状況に応じた相談の充実を図り、関係部署と連携し対応する。
98				生活福祉課	女性相談、子供家庭相談、母子相談などに特化した相談員である家庭相談員は、相談者に最も寄り添いやすい相談員であることから、相談者の希望に沿った支援に繋がる相談を行うことが可能であり、積極的に活用していきたい。また、前年度において仏語話者の相談の際に町内の外国語サポーターに多大な尽力を得たこともあり、今後とも各語の外国語サポーターとの連携を密にしていきたい。
99				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
100				子ども家庭支援センター	子供家庭相談を継続して実施する。
101		③男性相談のあり方の検討	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談についてのあり方を検討する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	女性に対する暴力をなくす運動週間（平成30年11月12日～25日）ではハラスメントに関する講座を実施し、参加者へDV冊子を配布した。今年度増刷したDV冊子では、市民の身近な問題として捉えてもらえるようH29年度に実施した市民意識調査の結果を記載した。	講演会の実施 DV冊子の配布継続	A	講座の実施、冊子の配布など企画がとても良い。更に充実した支援と、認知度も向上する工夫を期待する。
A	デートDV啓発についての若年層向けにリーフレットを作成した。	デートDVリーフレットの配布	A	引き続き、内容の充実と共に、配布の範囲、配置場所の増加、など工夫し多くの市民に広めたい。
A	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、庁内・警察等組織での連携を図った。支援個別対応として警察等と連携し、安全を確保したり、市の相談窓口担当者と連携を行った。早期発見の窓口となる市内医療機関へDV冊子を配布し女性相談窓口の案内を行った。	今後も継続実施する。	A	各関係機関との、連携強化と、情報交換、そして、更なる対応の迅速化を図り、ますます充実されたい。
A	女性相談・婦人相談事業で実施 田無庁舎での女性相談出張相談を実施 相談件数 女性相談447件 婦人相談526件	引き続き継続した相談体制の中で事業を実施する。	A	多数の相談案件に良く対応されていると評価する。様々な問題に対応している女性相談の案内を更に市民に親しんで貰えるように周知したい。
A	相談者の個別状況に合わせて関係部署と連携し支援を行った。外国語に関しては通訳を依頼することにより対応。	個別の状況をふまえながら関係機関と連携し対応する。今後も継続実施する。	A	これからも、様々な相談のパターンに合わせて臨機応変な対応を望む。
B	家庭相談員については医療や生活、養育等の家庭相談や、子の進路や進学、奨学金、不登校等の教育相談について長期的に相談を受け支援を行った。相談携帯も訪問や直接の相談だけではなく、電話やメールを使用し対象者にあった形で相談を実施した。外国後サポーターとの連携については今年度実績は無かった。	引き続き相談者にあった、アプローチを心がけ、必要に応じて制度の案内を行う。	B	相談者や相談の内容、どんなツールを使用するか、その方法なども多岐に渡るであろう。引き続き柔軟な対応を期待する。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 延べ相談件数1,000件	毎年相談件数が増えるとは限らないが、引き続き一人ひとりの状況に応じた丁寧な相談・助言を行うとともに周知にも努めていきます。	A	相談件数が増えることも勿論良いが、内容をよりきめ細かなものにするという姿勢はまた一層評価できる。さらなる周知徹底をお願いしたい。
A	育児に悩む女性やDVを受けているケースなどは、関係機関と連携を取りつつ対応している。子ども家庭支援センター平成30年度新規相談件数1138件、その内児童虐待相談363件(前年より6件増)、虐待以外の養護相談775件であった。児童本人からの相談は、18件であった。	平成31年度は児童相談所からの逆送致で警察で処理した夫婦喧嘩等の面前DV案件の対応等が見込まれるため、引き続き関係機関との連携強化を図る。	A	昨今の痛ましい事件など、過酷な状況だが、未然に防げたものもあったように感じる。対応と実行を是非徹底して貰いたいと期待、応援したい。
B	他市の実施状況について把握することはできなかった。 現時点では男性相談は東京都へ案内をしている。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。	B	実際の相談数や、内容など把握し、今後の在り方の再検討を望む。有意義な方法で、継続できればと期待する

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
102	(2)	④相談窓口の周知と情報の提供	さまざまな相談窓口を通してDVの被害者を発見し、適切な支援につなぐため、相談窓口の周知を図り、DVについて情報提供を行います。	協働コミュニティ課	配偶者暴力担当者連絡会議を行い、情報の提供を行う。外部相談窓口(警察・病院)とは日頃の連携の中で窓口の情報提供を行う。
103		①緊急一時保護の実施	DV被害者の安全を確保するため、緊急一時保護します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の安全を図るため緊急一時保護へつなげる。
104	(3)	②民間支援団体との連携	シェルターを運営している民間支援団体と連携し、DV被害者が安心して一時避難できる場所を確保します。	協働コミュニティ課	被害にあった女性が安心して一時避難できる場所を運営している民間シェルターへの運営費を支援する。
105		③緊急一時保護宿泊費等の支援	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。
106		④一人ひとりの状況に応じた連携による支援と情報の提供	DV被害者の生活・子育て等を支援します。また、子どもの心のケアへの支援や保育・就学等の行政サービスに関する支援を行います。	協働コミュニティ課	被害にあった女性の生活と子育て支援をおこなう。子どもの保育・就学について行政サービスにおいて早急に支援を行う。
107	(3)			健康課	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながらすすめる。
108				生活福祉課	女性相談、子供家庭相談、母子相談などに特化した相談員である家庭相談員はCWの補助的な位置付けであるが、家庭相談員でなければ対応できない局面も多く、今後とも、家庭相談員を活用し、直接のDV被害者だけではなく、健全育成に多大な影響を与えられた子どもの支援も積極的に対応していく。
109				子育て支援課	関係部署と連携し、DV被害者とその子どもの支援を行います。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	新たにはなバスへ女性相談の広告を掲載した。また女性に対する暴力をなくす週間に合わせて、市内商業施設に啓発のためのチラシを掲示した。引き続き配偶者暴力担当者連絡会議を実施し、庁内・警察・保健所・民生委員等の連携と情報提供を行った。	引き続き窓口周知の方法を模索していく。今後も配偶者暴力担当者連絡会議を定期的実施し、関係機関との連携を図る。	A	当事者にとって最も表面化させにくい問題。花バスなど通常の行動範囲で目視できる箇所への周知徹底は効果的だろう。より一層の周知徹底を望む。
A	DV被害者の安全の確保を第一とし、個々の被害者に適した支援が行えるように保護先の配慮や自己決定を尊重した支援を行った。	今後も継続実施する。	A	緊急一時保護後の見守りも大切なテーマの一つだろう。より一層の丁寧で柔軟な対応を期待したい。
A	多摩地域の民間シェルター連絡会への補助金を交付。	今後の団体との連携、支援の在り方について検討する。	A	補助金の交付を、是非、内容の充実に役立てたい。団体の活動状況の把握と応援を、支援者へのフォローにつなげたい。
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。平成30年度は実績は0である。保護施設で対応できない場合の実施事業であるため、既存の施設において保護の必要な女性に対し支援ができたと考えるが、今後も幅広いニーズを想定し実施する。	今後も継続実施する。	A	保護を必要とする年代的層にばらつきがあり、また被害の状況も多岐にわたる。そのため公的な保護では対象にならないようなケースもあり、市独自での補助金は意味あるもとと考えられる。今後も継続し、活用されることを期待したい。
A	被害にあった女性と子の生活支援と、子の保育・就学においては関係部署(生活福祉課・保育課・教育企画課等)と連携し当事者が早急に支援を受ける事ができるよう図った。各支援窓口における被害者の対応については、配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議においてDVへの理解や二次被害を防ぐよう基礎研修を実施した。	生活の安全と安心、安定の為に庁内関係部署と引き続き連携を図る。	A	DV被害と子どもへの虐待と関連性については昨年度痛ましい事件が起こる中で再認識されている。DVが子どもの与える影響を配慮し、被害にあっている、母子の支援に対しては関係機関が連携し、迅速によりよい支援体制が組めることを望む。
A	各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図りながら実施した。	引き続き、各事業等を通して情報提供に努めるとともに、個別の支援については、関係課と連携を図り実施する。	A	DV被害者の心の回復を連携を図りながら実施することを期待したい。また事業を通じて情報を共有し、役割分担の中での適切なサポート体制の充実を望む。
A	本年度は高校生の教育に関する支援が拡充されたため、家庭相談員と連携し、制度の説明や活用の推進を実施した。	各家庭の状況を把握し、教育に関する支援の説明を適宜行い、制度活用を促す。	A	DV家庭に育っている子どもたちはその影響を受けながら、子どもたち自身がSOSを上げにくい状況にある。その意味でも家庭相談員の役割は大きい。今後はさらに連携内容を明確にし、守秘義務を守りながら各家庭の状況を知り、適切なサポートをすることで子どもへの早期発見にもつながる。各課との連携も充実されたい。
A	婦人相談員や関係機関と連携して、母子生活支援施設への入所を通じた自立支援などを実施した。	引き続き、関係機関と連携しながら、きめ細かい支援に努めます。	A	母子ともに安全で心の健康が取り戻せるような自立支援の方法等も検討されたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
110	(3)	⑤ワンストップサービスの検討	DVに関する相談窓口において、必要な手続きが一括して行える「ワンストップサービス」の導入を検討します。	協働コミュニティ課	各窓口での手続きの確認と支援者への情報提供の仕方（ワンストップサービス）の検討。
111		⑥自立支援講座の実施	DV被害者の生活再建・自立を支援する講座を実施します。	協働コミュニティ課	自立支援講座を実施する。
112		①庁内関係各課との連携の強化	DV被害者が抱えているさまざまな問題の解決に向けて、庁内関係各課との連携を強化します。	協働コミュニティ課	DV支援に必要な庁内関係各課と連絡を密に行い連携を図る。
113	(4)	②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	協働コミュニティ課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催し連携を図る。
114				市民課	引き続き庁内外の研修や勉強会へ参加し、関係部署や関係各課との情報共有を図る。また、住民記録システムを参照している各課とのシステム上の連携を今後も図っていく。
115				保険年金課	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図る。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	DV被害者支援に関して必要な手続きを整理し、支援者に窓口と手続きについて情報提供を行った。支援者の同意を得た場合には関係部署への事前の情報提供を行った。	庁内の各部署での手続きがよりスムーズに行われるように関係部署と密に連携を今後も図る。	A	DV被害者がそこから自分で抜け出す一歩の相談のハードルはまだ高い。ワンストップサービスはその解決に重要な役割がある。その意味でも関係部署は連携を密にし、2次被害を出さないように配慮する。
A	平成30年度は「Do it!ここから始まる。～わたしのトリセツ～」と題し、「パーソナルカラー＜基礎編＞、＜応用編＞」、「知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～」、「モラハラ、発達障害～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～」、「わたしの護り方～セルフディフェンス～」、「相手も自分も大切に作るコミュニケーション」の全6回の講座を行った。	DV被害者以外にも相談を利用した方々への自立の支援のため講座を今後も行う。	A	DV被害者が自立への道へ進むためには切れ目のない支援が必要とされる。そのための自立支援講座の実施は意味がある。さらにこの講座をより多くの市民に参加してもらおうことで市民もDVに対する理解を深め、男女共同参画への気付きにもつながる。今後も継続していくことが望ましい。
A	日頃より庁内関係部署と連絡を取り合い確認し、関係部署でのケースカンファレンスに参加する事他に配偶者暴力担当者会議を行い連携強化を図った。	日常での庁内関係部署と密に連携を図る。また配偶者暴力担当者会議を継続して行う。	A	DV被害者支援には各課の連携により実施される。そのためワンストップサービスの提供が基本となる。その体制を迅速に行えるよう事例検討などを通して役割の明確化と連携の重要性を担当者が認識できる体制の強化を望む。
A	平成30年度配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を2回開催、情報交換を含め連携を図った。またDVへの理解、二次被害を防ぐためウィメンズプラザの相談員を招き、基礎研修を実施した。	今後も継続実施する。	A	庁内においての内部研修の充実を望む。研修は基礎編、中級編とし支援担当者よりDVに対する理解力アップさせる。このことによりDV被害者のサポート体制が強化され、よりよい支援へとつながることが期待できる。
B	住民記録システムを参照している各課とのシステム的な連携を図ることにより、これまでの市民課による被害者への支援措置から、市としての一体的な住所情報等の保護へと事務の取り扱いをしている。 具体的には、関係各課が参照できる支援対象者ファイルを作成し、データ更新があった際は更新通知を各課に行うことで、被害者の住所情報等の取扱いについて注意を促し、情報を共有する体制を構築している。なお、支援対象者ファイルや更新情報についてはパスワード設定を行い、担当者の方にパスワードを通知することでセキュリティを確保している。	被害者情報の共有について、各課の独自システムとの自動連携へ向け、協議を重ねたい。 また、被害の実態等に関する庁内外の研修や勉強会へ参加し、理解を深めることにより、今後も関係機関との連携をより強固なものとしていくように努める。	A	DV被害者の支援の役割としての非開示請求は意味は大きい。そのため、昨今システム化が複雑になっている住記については配慮が必要とされる。今後も被害者の状況、実態への理解を深め、安全性が担保されるような仕組みづくりが求められる。そのためにも関係機会は連携を強固にし、よりよい体制作りを寄与して欲しい。
B	担当者連絡会議に出席し、関係機関と連携を図ることができた。	今年度は参加することができたが、連絡会議が繁忙期と重なるため、出席可能な体制を整備する。	B	DV被害者が被害から逃れて自立していく過程の中ですぐ直面するのが諸々の手続きである。特に年金については変更がもめられるため、担当部署が理解し、連携しているとスムーズに運ぶ。今後も連絡会議等に参加していただき、共有化はかれるように努めていただきたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
116	II-2★ (4)	②各種関連機関・専門家との連携の強化	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を定例で開催し、支援に必要な関係機関、専門家との連携を図ります。	健康課	関係会議への参加、随時の連絡等によりさらに連携を図る。
117				生活福祉課	今後も積極的に担当者連携会議へ出席し、関係機関との協力体制をより強固なものにしたい。
118				高齢者支援課	・高齢者虐待防止連絡会の開催
119				障害福祉課	虐待防止の観点から支援に必要な関係機関、専門家との連携を図る。
120				子育て支援課	連絡会議への参加により、関係機関との連携を図ります。
121				保育課	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加するとともに、支援に必要な関係機関、専門部署との連携を図る。
122				子ども家庭支援センター	関係機関との連携を図る。
123				教育企画課	事例研究による対応力の強化を図りつつ、関係機関との連携しながら適切に対応できるように努めていく。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	関連する会議に参加し関係機関との連携の重要性を確認した。支援が必要な個別ケースについては赤ちゃん訪問を始め、母子保健事業にて把握につとめ必要時女性相談を紹介している。また婦人相談員との連携を図り支援した。	関係会議への参加、随時の連絡等によりさらに連携を図る。	A	赤ちゃん訪問など家庭を訪問してDV被害者の早期発見に至るケースも少なくない。そのため、育児相談、予防接種など小さなお子さんのいる女性との接する機会の多い健康課とはDVの理解を深めあうと同時に連携を密に図っていただきたい。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に出席し、関係機関との情報交換を行い、協力体制について確認を行った。本年度は東京ウィメンズプラザの出張研修があり、DVの基礎知識について再確認を行った。	引き続き連絡会議に出席し、DV関連の知識や経験の共有を図るため、情報交換や研修を積極的に行う。	A	DV被害支援の要となる生活福祉課との連携、DV被害の今日的状況の共有はよりよい被害者支援には不可欠である。今後も連絡会議を密にし、出張研修にも参加を促し、2次被害の防止に努めて欲しい。と同時に支援者の2次受傷にも配慮した体制を望む。
B	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、高齢者のDVケースについての情報共有や対応方法の検討を通して、関係機関との連携を図った。また、高齢者虐待防止連絡会を開催し、関係機関に高齢者虐待防止に関する情報共有や予防への取り組みの検討を行うとともに、関係機関との連携を図った。  高齢者虐待防止連絡会については、年2回開催	今後も積極的に担当者連携会議へ出席・開催し、関係機関との連携協力体制の構築に努める。	A	引き続き、積極的な参加・連携強化に努められたい。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、具体的なケース検討に当たっては、利用できる障害福祉サービスの情報提供を行うなど関係機関と連携を図った。	引き続き、継続実施に務める。	A	引き続き、積極的な参加・連携強化に努められたい。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関と連携を図った。	関係団体との連携強化を図るため、今後も、連絡会議等に積極的に参加します。	A	引き続き、積極的な参加・連携強化に努められたい。
A	連絡会議により、関係機関等との連携を図った。	継続実施により連携を図る。	A	引き続き、積極的な参加・連携強化に努められたい。
A	配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議に参加し、関係機関との連携を図っている。子ども家庭支援センターとしては、関係機関との連携として、代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会議180回(昨年より19回増)を実施した。顔の見える関係として情報共有を密に行い、面前DVが児童虐待となる周知等を含め連携を強化した。	引き続き今後も早期対応を目標に関係機関との連携を強化し、面前DVが児童に対する心理的虐待にあたるということの周知等に努めていく。	A	引き続き、積極的な参加・連携強化に努められたい。会議回数も増えており、負担が大きいは思われますが、早期対応実現のための体制づくりをお願いします。
A	関係機関と連携を図り、相談者の状況を確認しながら適切に事務手続などを実施した。	引き続き、関係機関と連携しながら適切に対応できるように努めていく。	A	引き続き、積極的な参加・連携を通じた対応力強化に努められない。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
124	II-2★ (4)	③相談員の増員及び資質向上とメンタルケア	相談・支援件数の増加にあわせ、相談員の増員を検討します。また、相談員の資質向上を支援するための研修やスーパーバイズ、相談員のメンタルケアに取り組みます。	協働コミュニティ課	相談員の資質向上のため研修の参加、スーパーバイズを実施する。
125		④職員研修の実施	相談窓口における2次被害を防ぐため、庁内関係各課の相談窓口等の職員に対してDVに関する職員研修を実施します。	協働コミュニティ課	庁内相談窓口職員に対して研修・啓発を行う。
126		⑤配偶者暴力相談支援センター機能の検討	DVの防止及び被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター機能について、検討します。	協働コミュニティ課	配偶者暴力相談支援センター設置についての検討を行う。
127	II-3 (1)	①暴力防止に関する情報提供と学習機会の提供	男女平等を阻むさまざまな暴力の防止に向けて、チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供する他、講座等の学習機会を提供します。	秘書広報課	持ちうる広報媒体（市報・ホームページ（SNSを含む。））を最大限に活用しながら、引き続き情報提供していく。
128				協働コミュニティ課	暴力の防止に向けて情報提供し、講座を実施する。
129		②市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布（再掲）	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課	市発行物の表現における状況把握の方法を検討する。
130				秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。
131	③市内事業所への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント等、職場の男女平等を阻む暴力の防止に向けて、市内事業所への啓発を行います。	協働コミュニティ課	パリティ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）するセクシュアル・ハラスメントが記載されている「ポケット労働法2016」を配布し、男女平等推進センターでも掲示を行う。	
132	④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	協働コミュニティ課	市職員に向けて暴力防止の情報提供を行う。	

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	精神科医、カウンセラー等に依頼しスーパーバイズを年5回実施する。東京都主催のスーパーバイズに参加する。	相談員の資質向上の為、経験に合わせ研修に参加する。今後も継続実施する。	A	相談員の資質向上は、事件の適切な対応の重要な要素であるので、引き続き、研修等に努められたい。
A	庁内相談窓口対応職員に対して、配偶者暴力被害者支援担当者会議の中でDVの基礎研修を実施し、理解を深める取り組みを行った。	担当者会議の際DVに関する情報提供を今後も行う。	A	2次被害防止、事件の正確な認知、適切な初動のため、窓口職員の資質向上に努められたい。
C	配偶者暴力相談支援センターの設置について、比較検討に十分な情報収集が行えなかった。	配偶者暴力相談支援センターの設置について検討するため情報収集を行う。	C	情報収集がないと検討作業に移行できないでしょうから、まずは、各自自治体の情報を集めてください。
A	チラシ・パンフレット・ホームページ等を通じて情報を提供した。ホームページでは、「HP来～る便」アプリの導入によって、情報を必要とする市民のスマートフォンに更新情報等をお知らせし、情報提供している。	市民に情報を発信する際に複数の広報媒体を用いるとともに、引き続き市報紙面およびホームページ画面について男女平等意識に留意し、情報提供していく。	A	引き続き、暴力防止のための啓発的な情報提供に努められたい。
A	DV冊子の配布・センター内における掲示の実施によりDVについての情報提供を行った。自立支援講座の実施、女性に対する暴力をなくす運動週間においてはHP上やチラシを活用し情報提供と啓発を行った。	今後も継続実施することにより広く理解を深める。	A	引き続き、暴力防止のための啓発的な情報提供に努められたい。
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介した。	庁内関係部署への周知を行う。	A	引き続き、継続的なガイドラインの時代に即した改善のための検討及びそのガイドラインの周知化に努められたい。
A	ガイドラインを活用し、男女平等の視点で市報・ホームページの記事についてチェックした。	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。	A	ガイドラインの活用及び共同コミュニティ課へのガイドラインに関する意見があればそのフィードバックをしてください。
B	情報誌パリティにおいてハラスメントの特集記事を掲載し、市内事業所を含む関係機関へ配布した。また女性に対する暴力をなくす運動においてもハラスメントをテーマに講演会を行い、周知に努めた。「ポケット労働法2018」を窓口にて設置・配布した。	引き続き、他の啓発方法も検討する。	A	セクハラ・暴力を含むパワハラ防止のためにポケット労働法を配ることに加えて、講演会も行えたことはよかったです。
B	情報誌パリティの配布による啓発を実施。新規採用職員に向けDVを含む男女平等に関する研修を行った。	今後も継続実施していく。	B	新規職員にDV含む男女平等の研修を実施していることは評価に値する。しかし、一昨年、昨年度と新人職員だけにとどまらず、全職員にも対しても研修を実施するよう改善点をお示ししている点は実施できるよう努められたい。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
133	(1)	④暴力の防止に関する市職員・教員への啓発・研修	市職員・教員に対し、男女平等を阻むさまざまな暴力についての啓発・研修を実施します。	職員課	継続して職員研修を実施する。7月にハラスメント研修を実施予定。	
134				教育指導課	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施していく。	
135	II-3	①相談の実施	教育相談、就学相談、スクールカウンセラーの相談などにおいてさまざまな暴力の事実が発覚したときは、緊急支援体制で、関連部署や関係機関と連携し、被害者の保護に努めます。また、過去の暴力被害による心理的問題のある児童・生徒に対しては、医療機関等の関係機関と連携しながら必要な支援をします。	教育支援課	学校ではスクールカウンセラーが、児童・生徒や保護者から相談を受けている。その中で、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て速やかに子ども家庭支援センターや警察等との連携を図り対応する。あわせて学校の状況を把握するため、スクールカウンセラーから性的虐待の報告（回数等）を依頼する。 教育相談センターでの相談（教育相談や就学相談）で発覚した場合も同様に対応する。	
136	(2)	②男性相談のあり方の検討（再掲）	男女平等の視点にたち、男性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業のあり方を検討します。	協働コミュニティ課	男性相談について情報収集をおこない、検討する。	
137		③緊急一時保護宿泊費等の支援（再掲）	緊急に保護が必要な女性の安全確保のため宿泊費等を助成します。	協働コミュニティ課	緊急に保護が必要な女性の安全及び自立支援のため、緊急一時保護宿泊費等を支援する。	
138	II-4	(1)	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだ性と性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	協働コミュニティ課	健康課、教育指導課による実施状況の把握をする。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	8月に管理監督者及び一般職、2月に特別職及び相談員を対象としたハラスメント研修を実施した。また、全職員を対象として2月にe-ラーニング研修を実施した。	継続した研修の実施と相談体制の強化を図る必要がある	A	e-ラーニングを取り入れ正規職員だけでなくとどまらず嘱託職員や臨時職員を含めるすべての職員に対して実施するなど、様々な角度からの研修を毎年工夫し実施していることは評価に値する。引き続き実施されたい。
B	「人権教育プログラム」の全教職員配布、研修会での指導、校長等による教職員に対する服務事故防止研修等を計画的に実施した。	職層に応じた服務事故防止研修を計画的に実施する。	A	昨年度に引き続き、研修を実施していることは、評価に値する。引き続き、計画的に研修の実施を継続されたい。
A	<p>幼児から高校生年齢までの児童・生徒やその保護者、または教員からの相談を、庁舎においては教育相談や就学相談、学校ではスクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーの巡回で受けている。また、当課の期間として適応指導教室や不登校ひきこもり相談室において家庭訪問を実施する等、様々な形態で支援を行っている。</p> <p>どの場面においても、人権を侵害するセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、性暴力などの被害が発覚した場合には、相談者にも同意を得て、速やかに子ども家庭支援センターに連絡をしたり、緊急の場合は警察にも電話することを伝えている。</p> <p>子ども家庭支援センター、女性相談、学校等関係機関と連携して支援体制を作るよう努めている。</p>	関係機関と連携がスムーズに行われるように、できる限り関係機関の職員が交流するようにしている（関係機関お互いが実施する研修への参加やケース会議への出席、ケースの経過報告等）。一方で、関係機関がそれぞれで独自に動いてしまい、足並みがそろわないこともある。今後は、まず、ケース会議を通じて「誰が」「いつ」「何を」かを関係機関同士で共有し、そのことをきちんと進捗管理していくことが必要と考える。	A	引き続き実施されたい。さらに、子ども条例が昨年度施行されたこともあり、子どもの人権を理解し子どもの最善の利益を共通の認識とた上で、足並みのそろった支援体制を作られるよう、努められたい。また、子どもの相談は「信頼される大人がいる」ことが大事である。子どもと直接対応する大人が、安心して心を開ける相手だと思ってもらえる大人であるよう、今以上努められたい。
B	他市の実施状況について把握することはできなかった。現時点では男性相談は東京都へ案内をしている。	男性相談のあり方について、他市の実施状況や利用実績等の情報収集しながら継続的に検討を行う。	B	他市の実施状況を把握することは必要であり、その上で西東京市としての在り方を一歩進められるよう検討の内容も工夫するよう努められたい。
A	平成20年度より西東京市緊急一時保護宿泊費等助成金交付要綱を制定。平成30年度は実績は0である。保護施設で対応できない場合の実施事業であるため、既存の施設において保護の必要な女性に対し支援ができたと思うが、今後も幅広いニーズを想定し実施する。	今後も継続実施する。	A	実績が「0」であっても、引き続き、助成金の支給制度は継続されたい。
A	男女平等推進センターの講座として「性は一人ひとり違う～LGBTの視点から多様性を考える～」を実施した。情報誌バリテにおいて女性の性について、リプロダクティブ・ヘルスライツの視点から感染症や検診といった内容を含む特集記事を通して啓発を行った。	今後も実施状況の把握に努める。	A	リプロダクティブ・ヘルスライツの視点から感染症や検診といった内容を含む特集記事を通して啓発を行ったことは、評価に値する。さらに発達段階に応じた基礎的性教育、自尊心尊重につながる教育が必要だと思われることから、引き続き、情報提供の場を継続されたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
139	II-4	①発達に応じた性教育の実施	幼児期・思春期・成人期に至るまで、発達に応じたからだ性と性に関する正しい知識を身につけ、自他ともに尊重した豊かな性教育を実施します。	健康課	母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだ性と性に関する正しい知識の啓発に努める。
140				教育指導課	今後も東京都教育委員会と連携し、次年度改訂される性教育の手引きを踏まえた、性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。
141		②性と生殖に関する健康支援情報の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の概念が社会に根付くよう、多様な機会を通じて情報を提供します。 また、いのちを育む妊娠・出産について、男女ともに正しい知識を持って、安心して迎えられるよう情報の提供に努めます。	協働コミュニティ課	パリエ内で掲示による啓発を実施する。
142		健康課	母性に関わる事業を通じ、個別性の高さにも配慮しながら、からだ性と性に関する正しい知識の啓発に努める。 (No.139に一本化して頂くよう、ご検討をお願いします。)		
143	(2)	①女性専門外来に関する情報提供	女性に特有のからだの不調や悩みに対応するため女性専門外来を設置している医療機関に関する情報を提供します。	協働コミュニティ課	女性相談等において、相談者の必要に応じて、女性専門外来を案内する。
144				健康課	情報集約とその周知に努める。
145		②女性特有の病気に対する予防と検査の実施	子宮がん、乳がん、骨粗しょう症の予防と検査の充実を図ります。また、更年期の心身の健康づくりや予防についての情報提供に努めます。	健康課	女性のがん検診、骨粗しょう症、更年期の教育の充実と周知に努める。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じて、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。妊娠届出時やファミリー学級時にはその方の生活状況や体調に応じて母子手帳と同時に配布している資料を用いながら相談・情報提供した。	情報提供と発信の仕方の工夫	B	個別性の高さにも配慮しながら、ファミリー学級などで啓発を実施したことは、今後も継続されたい。さらに、母性にかかわる事業という年代に限らず、幅広い年齢層へも啓発する事業（研修・講座）を取り入れるよう検討されたい。
B	各学校が学習指導要領に基づき、体育の保健領域及び保健体育の保健分野等において児童・生徒の発達段階に沿った性に関する指導を実施した。	東京都教育委員会が改訂予定の性教育の手引きを踏まえた性に関する指導が実施できるよう指導・助言を行う。	B	児童・生徒への発達に応じた性教育の実施は評価に値する。今後、改定が予定されている東京都教育委員会の性教育の手引きを踏まえて指導助言を行うことも大切だが、そのことにとらわれず、西東京市の独自性をもったものを民間団体の活用など官民協働での実施を検討されたい。
A	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、ライフプランニングやそのための予備知識について情報誌パリエにおいて特集記事を組み周知を図った。また女性の健康について産婦人科医や助産師を講師に招き、検診の必要性や妊娠・出産・更年期とライフサイクルに合わせた健康についての講座を実施した。	引き続き、情報提供を行う。	A	情報誌パリエ内での情報提供だけでなくとどまらず、講座の実施など啓発活動を実施することは高く評価に値する。引き続き実施されたい。
B	妊娠届やファミリー学級等、母性に関わる事業を通じて、個別性の高さにも配慮しながら、からだと性に関する正しい知識を提供した。 (No.139に一本化して頂くよう、ご検討をお願いします。)	情報提供と発信の仕方の工夫	B	今後も情報提供や発信に工夫されたい。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは個々に与えられた健康と権利を守り心身ともに健康で生きることにつながることであるため、No. 139とは伝えるべき情報の内容が異なる。一本化ではなく、個別の事業として実施するよう再検討されたい。
A	相談内容に応じて女性専門外来に関する情報を案内した。一人では病院受診につながることでできない相談者においては、他課と連携をとりながら対応をした。女性の健康について講座を実施し、情報提供を行った。	今後も情報収集し、相談者に応じて適切な情報提供を行う。	A	情報の収集と提供を引き続き実施されたい。また、庁内においても、適切な情報提供や対応が実施できるよう、連携体制も強化されたい。
B	健康課事業や健康相談等において、相談内容に応じて女性専門外来の情報提供を行った。	引き続き、健康課事業や健康相談等において、女性専門外来の情報提供を行う。	B	他の課や係とも事業などの情報を共有し、それぞれの事業においても、適切な情報提供や対応が実施するような連携を工夫されたい。
A	がん検診については継続して実施した。  更年期にとどまらず、女性の健康づくりの視点で健康教育を実施し、情報提供に努めた。	引き続き情報提供に努める	A	女性のライフスタイルによって生じる総合的な視点での情報提供の実施は評価に値する。引き続き、実施されたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
146	Ⅲ-1★	①ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供	市民を対象に、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護休業法、労働時間短縮等に関する講座の開催や情報提供を行います。	協働コミュニティ課	講座の開催等による情報提供を行う。
147		①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	市内企業・事業所を対象に、都や商工会等と連携して、労働時間短縮や育児・介護休業法の周知と啓発を行うとともに、仕事と子育て・介護等との両立支援のための情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業の実施や清瀬市・東久留米市・西東京市の3市で講座を開催する。また、男女平等推進センター内でチラシの配布等情報提供を行う。
148				産業振興課	市民や事業者等への普及啓発資料として「ポケット労働法2018」を出版・配布する。
149		②ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介	ワーク・ライフ・バランスを推進している市内企業について情報収集し、市内の企業・事業所、ならびに市民に向けて取り組みを紹介します。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。
150		①男女ともに働きやすい職場づくりに関する情報の提供	市内企業・事業所に向けて、都や商工会等と連携して、男女の固定的性別役割分担に基づく制度や慣行の見直しなど男女平等参画に関することや、労働関係法に関することなどの情報提供を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業の実施や清瀬市・東久留米市・西東京市の3市で講座を開催する。また、男女平等推進センター内でチラシの配布等情報提供を行う。
	(3)				



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	6月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・小平市・国分寺市共催で「女性が輝く職場づくりの処方箋～キャリアとライフの両立支援について～」と題して2回連続セミナーを開催した。 また、パリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2018」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により設置・配布したり、男女雇用機会均等法の内容を中心に女性労働者に対する保護等についてまとめた雇用平等ガイドブック「男女雇用機会均等法のポイント」（編集：東京都産業労働局）を設置・配布し、また各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	引き続き、情報提供に努める。	B	セミナーの開催は評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。事業対象である「市民」に対して、セミナーの周知方法の工夫、出席者を増やすための施策、出席者がどう感じたか等の分析についてが今後の課題や改善点である。
B	6月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・小平市・国分寺市共催で「女性が輝く職場づくりの処方箋～キャリアとライフの両立支援について～」と題して2回連続セミナーを開催した。 また、パリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2018」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により設置・配布したり、男女雇用機会均等法の内容を中心に女性労働者に対する保護等についてまとめた雇用平等ガイドブック「男女雇用機会均等法のポイント」（編集：東京都産業労働局）を設置・配布し、また各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	引き続き、情報提供に努める。	B	セミナーの開催は評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。事業対象である「市内企業・事業所」に対して、セミナーの周知方法の工夫、出席者を増やすための施策、出席者がどう感じたか等の分析についてが今後の課題や改善点である。
B	「ポケット労働法2018」を産業振興課窓口や市内公共施設、商工会等にて市民及び事業者に配布した。	今後も継続実施の予定。	C	事業・取り組み計画が不十分である。また、ポケット労働法より、育児・介護休業法の改正ポイントを示している厚生労働省のリーフレットなどが本事業の啓発資料としては効果があると思う。改善を促す。
B	東京都産業労働局のホームページで、ワークライフバランス推進企業を紹介しており、そのうち西東京市に住所のある2件の企業をパリティ内で紹介した。	引き続き、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業の紹介を行う。	B	ワークライフバランス推進企業の紹介はワークライフバランスの意識づくりに貢献する。引き続き取り組みを推進されたい。
B	6月に東京都主催、西東京市・武蔵野市・国分寺市・清瀬市・東久留米市後援で「”制約社員”の急増と仕事との両立支援・就業継続のあり方について」と題して2回連続セミナーを開催した。 2月に高齢者支援課が開催した介護保険連絡協議会全体会の中で行われた、ワーク・ライフ・バランスをテーマにした事業者向け研修会の中で、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するパリティの取り組み等を紹介した。 また、パリティの窓口に育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2018」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により設置・配布したり、男女雇用機会均等法の内容を中心に女性労働者に対する保護等についてまとめた雇用平等ガイドブック「男女雇用機会均等法のポイント」（編集：東京都産業労働局）を設置・配布し、また各自治体で作成した講座のチラシや情報誌を設置し、情報提供に努めた。	引き続き様々な機会を捉え、情報提供に努める。	B	セミナーの開催は評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。事業対象である「市内企業・事業所」に対して、セミナーの周知方法の工夫、出席者を増やすための施策、出席者がどう感じたか等の分析についてが今後の課題や改善点である。

151

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
				産業振興課	市民や事業者等への普及啓発資料として「ポケット労働法2018」を出版・配布する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	「ポケット労働法2018」を産業振興課窓口や市内公共施設、商工会等にて市民及び事業者に配布した。	(2) ①と統合のため記入不要	C	事業・取り組み計画が不十分であり、評価はCとする。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
152	Ⅲ-1★ (3)	②市内企業の男女平等意識調査の実施	市内企業・事業所を対象に、男女平等に関する意識やワーク・ライフ・バランスの取り組みについて実態調査を行います。	協働コミュニティ課	清瀬市・東久留米市・西東京市の3市で実施している事業で、「ワーク・ライフ・バランスに関する企業等意識実態調査」を実施する。
153		③市内事業者団体に対する情報の提供	市内事業者団体と連絡会を開催し、男女平等参画に関する意見交換会を行います。	協働コミュニティ課	平成27年度から3年間の予定で実施している、清瀬市・東久留米市・西東京市の3市の男女共同（平等）推進センター連携事業で、企業や人事労務管理部門の方を対象とした講座を実施する。
154		④市内企業との連携事業の実施	都や商工会、市内企業・事業所等と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて、啓発と情報交換を行います。	協働コミュニティ課	東京都と連携した事業、清瀬市・東久留米市・西東京市の3市の男女共同（平等）推進センター連携事業で、労働者・事業主等に対して情報提供をする。
155		⑤多様な働き方に関する情報の提供	市内企業・事業所、市民を対象に、都や商工会等と連携して、パートタイムや派遣労働、テレワーク等について情報提供を行います。	協働コミュニティ課	清瀬市・東久留米市・西東京市の3市の男女共同（平等）推進センター連携事業で、女性の起業支援事業を実施する。また、チラシや啓発誌などで情報を提供する。
156					産業振興課
157	Ⅲ-2 (1)	①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参加の促進につながるような情報を提供します。	協働コミュニティ課	講座の開催や情報誌「パリティ」等による情報提供を行う。
158				健康課	妊娠届出時、ファミリー学級、男性対象の栄養講座等の機会に、周知や情報提供に努める。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	平成29年度に行った調査結果の検証踏まえ、ワーク・ライフ・バランスについての啓発が引き続き必要であることから、男女平等推進センター内で啓発のための掲示を行った。 また、2月に高齢者支援課が開催した介護保険連絡協議会全体会の中で行われた、ワーク・ライフ・バランスをテーマにした事業者向け研修会の中で、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するパリエの取り組み等を紹介した。	事業は完了し、今後の事業展開に活用する。	A	本事業は昨年度までに完了している。その後の執行状況についての報告は良い取り組みであるが、その部分ではなく、事業が完了している事を鑑みてAとした。
C	意見交換や直接的な連携については、検討を行うに留まった。 2月に高齢者支援課が開催した介護保険連絡協議会全体会の中で行われた、ワーク・ライフ・バランスをテーマにした事業者向け研修会の中で、ワーク・ライフ・バランスの啓発に関するパリエの取り組み等を紹介した。	引き続き、様々な事業者団体と情報交換をしながら、連携の方法を検討していく。	C	難しい事業ではあるが、市内事業者団体との連絡会の開催、意見交換会の実施に繋がるよう、事業を加速されたい。
B	6月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・小平市・国分寺市共催で「女性が輝く職場づくりの処方箋～キャリアとライフの両立支援について～」と題して2回連続セミナーを開催した。 市内事業所等との連携については、検討を行うに留まった。	引き続き、東京都等と連携を図りながら、情報提供に努める。	B	セミナーの開催は評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。担当部署の事業評価にも記載のあるところだが、事業対象である「都や商工会、市内企業・事業所」との「連携」をどうするかが今後の課題や改善点である。
A	11月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・東村山市・国分寺市・東久留米市共催で「なるほど納得！知って役立つパートタイム労働の基礎知識」と題して2回連続セミナーを開催した。 また、12月に東京都主催、西東京市・立川市・昭島市・国分寺市共催、武蔵野市・国立市後援で「労働条件をめぐるトラブルへの対応～不利益変更など、もしもの時の対処法～」と題して2回連続セミナーを開催した。 パリエにおいては11月に「女性の多様な働き方～小さい子どもがいながら働くということ～」と題した講座を実施した（参加人数：11人）。 育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2018」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口に設置した。	引き続き、多様な働き方に関する情報提供に努める。	B	セミナーの開催は評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。担当課目標の具体的な事業としてある女性の起業支援事業についてどうするかが今後の課題や改善点である。
B	「ポケット労働法2018」を産業振興課窓口や市内公施設、商工会等にて市民及び事業者に配布した。	今後も継続実施の予定。	C	事業内容と担当課目標に乖離がある。取組み計画が不十分である。
A	7月に「パパ' S絵本プロジェクト15周年ライブ～子どもも、パパも、ママもみんなで笑って楽しもう！」と題して親子向け講座を（参加人数：親子20組、50人）、3月に「知っ得！片付け術～家庭でも3S（整理・整頓・清掃）」と題して男性や夫婦向けの家事講座を開催した（参加人数：29人）。 パリエまつりにおいて父子向けの「パパのはじめてのバルーンアート講座」を開催した（参加人数：親子10組）。	引き続き、男性を対象とした家事・育児などの情報提供に努める。	A	評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。
A	妊娠届出時、ファミリー学級、出産準備クラス、男性対象の栄養講座等の機会に、周知や情報提供に努めた。特にファミリー学級では夫妻でお世話の練習をしたり家事育児の分担について話し合う時間を設けている。また、参加者の妻と夫に別れ、夫同士で話し合う時間を設けたり、希望者には妊婦体験を実施している。	引き続き妊娠届出時の、ファミリー学級、当健康課事業にて情報提供に努める。	A	評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
159	III-2	(1)	①男性向け家事・育児に関する情報の提供	男性を対象に、家事や育児について関心や興味を高め、参加の促進につながるような情報を提供します。	公民館	男性の家事や育児への参加の促進につながる講座を開催する
160			②男性の育児休業取得の啓発	男性の育児休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を実施する。またバリテ窓口で、産業振興課が発行（東京都が編集）する育児・介護休業法が記載されている「ポケット労働法2018」を配布する。
161			健康課	冊子の配布を継続して実施する。情報の記述について、工夫改善に努める。		
162			職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。特定事業主行動計画に基づく研修実施にともない、制度や実際の取得者からの体験談などを紹介する。		
163		(2)	①介護休業取得の啓発	介護休業取得に向けて、育児・介護休業法の周知や取得事例を紹介するなど、啓発を行います。	職員課	庁内LANによる情報提供や個別相談による制度紹介を行う。
164			高齢者支援課	介護休業についての相談窓口の周知、介護休業法の紹介等啓発に努める。		
165			②介護講座の開催	仕事と介護の両立や介護保険サービスについて情報提供を行うとともに、介護に必要な正しい知識と実践方法等について講座を開催します。	高齢者支援課	在宅介護教室の効果的なあり方について検討する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	男性の家事や育児の参加の促進につながる講座を開催した。 「メンズクッキングいろは（基礎編）」、「イライラを減らす勇気づけの子育てとは？～生まれてきてくれてありがとうと言える自分になるために～」	男性が家事や育児の参加のきっかけとなるような講座を、検討する。	A	評価できる。引き続き、情報提供に努められたい。
B	バタニティ・ハラスメントを含むハラスメントについて特集した情報誌パリティvol.21を、市民や市内事業者に配布した。 また、育児・介護休業法などが掲載されている「ポケット労働法2018」（編集：東京都産業労働局）を産業振興課の依頼により窓口を設置した。	引き続き、情報提供を行いながら、啓発に努める。	B	評価できる。引き続き、啓発に努められたい。
B	妊娠届出時に 育児休業制度などが掲載されている東京ウィメンズプラザ作成の「パパとママが描くみらい手帳」を配布し普及啓発を行った。ファミリー学級の中の「先輩パパの話」というコーナーにて育児休業取得者については、その経験談を話してもらった。	みらいく手帳による普及啓発、先輩パパの話を継続して実施する。	A	おおいに評価できる。引き続き、啓発に努められたい。
A	①育児休業取得対象の男性職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案。 ②新人研修の中で、男性の育児休業制度や特定事業主行動計画等について説明。 ③庁内LANに男性の育児休業取得者の体験レポートを掲載。 ④平成30年度中の男性職員の育児休業取得者数：2名	継続して次のとおり取り組む ①制度及び制度利用実績の周知 ②「性的役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備。 ③業務量・業務分担等、各職場における業務改善。④配偶者が妊娠している男性職員の把握及び事前の制度説明	A	おおいに評価できる。引き続き、啓発に努められたい。
A	①介護休暇取得対象の職員に対し、個別に制度の説明を実施。個人の要望にあった休暇計画を提案 ②新人研修の中で、介護休暇制度について説明 ③平成30年度中の介護休暇取得者数：2名	継続して制度周知や活用について情報提供を行う	A	おおいに評価できる。引き続き、啓発に努められたい。
B	窓口において、介護休業についての相談実績はなし。	窓口としての周知を図るとともに	B	今年度の相談実績がなかった事については残念であるが、次年度の課題に対する取り組みに期待する。
A	在宅介護教室を12月19日・平成31年1月16日・1月23日に実施した。 開催について市報、市ホームページで周知した。	より多くの方々に参加していただけるよう開催時期や開催時間帯について検討する。	A	おおいに評価できる。引き続き、適正な講座の開催に努められたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
166	III-3 (1)	①子育てに関する相談の実施	仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	就労している母も参加可能な事業については、継続して検討していく。 電話等、来所せずに相談できる機関(民間団体含む)があるという情報の提供に努める。
167				生活福祉課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。また、HPの情報掲載について見直しを行う。
168				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
169				保育課	利用者支援事業の拠点として保育課窓口地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センター・書く保育園と相談業務ネットワークによる対応により相談業務の充実を図る。 また、定期的に家庭的保育事業者等の地域型保育事業所を訪問するなど、保育内容の指導・助言等の充実を図る。
170				児童青少年課	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図り、こそだてフェスタについては、会場を南部地域に移し開催する。
171				子ども家庭支援センター	子供家庭相談の周知を図る。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	子育てに関する相談では電話や窓口にて父からの相談も対応している。準夜間帯や休日等の相談については東京都事業の電話相談事業「母と子の健康相談#8000」や救急相談事業#7119を母子手帳交付時や健康課事業にて周知している。また休日診療や準夜帯の診療医療機関を健康事業ガイド、にて周知している。健康課事業においては 1歳児相談会参加率約70% 2歳児相談会 利用率約60% 3歳児健康診査実施率約90%となっており、この中には就労している母も多く含まれている。また父母で来所する方も増えている。	東京都電話相談事業#7119および#8000の周知、市休日診療の周知に努める。健康課事業が子育ての相談できる場として市民に認知されるよう、相談対応職員のスキルの維持向上および体制を維持していく。	B	東京都電話相談事業#7119および#8000の周知、市休日診療の周知に努めるとともに、相談対応職員のスキルアップに努められたい。
A	平成30年は東京都における民生委員制度発足100周年にあたる年であったため、都を挙げての積極的な広報が行われた。市HP掲載内容の改訂を実施した。	引き続き、積極的な情報提供に努める	A	引き続き、積極的な情報提供に努められたい。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。幼稚園の情報等については、適宜幼稚園の担当につなぎ、案内を行いました。延べ相談件数1,000件（母子961件、父子39件）	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言を行います。	A	引き続き一人ひとりの状況に応じた相談・助言に努められたい。
A	相談業務としては、利用者支援事業として総合窓口位置付けられる保育課窓口、保育園における保育実践豊富な地域子育て推進員を配置するとともに、地域子育て支援センターに配置された地域子育てコーディネーター、各保育園における相談と、ネットワークによる対応を図った。また家庭的保育事業者等の地域型保育事業者や認証保育所に対しては、地域子育て推進員や公立保育園の園長経験者が巡回訪問し、保育内容の指導・助言等を行った。	継続実施により充実を図る。	A	引き続き、相談業務において、実施の充実を努められたい。
A	地域で気軽に参加しやすい場として「子育てひろば事業」を実施し、保護者の相談に対応したり、情報提供することができた。こそだてフェスタの会場については、南部地区にある「きらっと」に会場を移し、開催することができた。	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図る。特に、不特定多数の市民への本事業の周知の場として「こそだてフェスタ」を共催する。	A	引き続き、気軽に相談できる窓口や体制の充実を図るとともに、「こそだてフェスタ」の広報に努められたい。
A	子育てに関する不安、悩み、虐待などの子育ての相談は、子ども家庭支援センターのほか、のどか広場やピッコロ広場でも相談を受け、必要に応じ関係機関へつなげ不安の解消に努めている。より多くの人に知ってもらうため、小学校・中学校の全生徒向け・保護者向けに困った時の相談先である「子ども家庭支援センター」の周知のチラシを配布した。虐待防止のためのマニュアルを作成し、子ども家庭支援センターだけではなく関係機関へも配布し、気づきを高めるための活動を進めている。電話、来所や訪問による面接で相談をお受けし、ご要望があれば心理専門相談やさまざまな専門相談機関をご紹介します。HPは、子ども家庭支援センターが担当課ではないため、関係各課の連携が必要であり、今後の検討。	引き続き、関係機関との連携強化を図る。特に未就学児を持つ家庭への周知を図る。	A	小学生の見えない虐待などが増加傾向にあるが、関係機関と連携しながら解決に結びつけられれば、件数は減少すると思われる。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
172	Ⅲ-3 (1)	②保育サービスの提供	誰もが安心して子育てをしながら仕事や地域活動に参画できるよう、多様なニーズに対応したきめ細やかな保育サービスを提供します。	子育て支援課	病児・病後児保育の既存施設への委託を継続し、平成31年度新規施設開設に向けて関係機関との調整及び整備を行ないます。
173				保育課	入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策により入園環境の改善に努める。
174				児童青少年課	今後児童数が多くなると予測される中原小学校区域で新たに学童クラブを整備する。放課後子ども教室についても引き続き連携を図ることができるよう社会教育課と調整する。さらには、小学校5年生以上の児童に対する居場所づくり及びサービス提供を見据えた、将来的な児童館・学童クラブの体制の検討する。
175				子ども家庭支援センター	子育て支援ショートステイ事業の周知を図る。一日の受け入れ人数を増やしながら、支援方法の検討をする。
176				子育て支援課	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金及び就園奨励費補助金の交付を実施します。
177		③子育て家庭に対する経済的な支援	子育て家庭の教育負担を軽減するための施策を実施するとともに、施策の充実を国や都に要望します。また、市独自の支援を実施します。	教育企画課	適切な情報提供とわかりやすい案内の作成などの事務の改善を図りながら利便性を向上する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>病児保育室は定員8名・1施設、病後児保育は定員6名1施設、2施設合計14名で実施しました。平成31年度開設に向けて、市の南部地域に病児保育室1施設（定員6名）を整備しました。</p> <p>延べ利用人数 病児・病後児保育室えくぼ 1,808人 病後児保育室ばんだ 873人</p>	<p>子育て・子育てワイワイプランに定められた事業計画に基づき、既存の2施設及び新規1施設へ事業委託を実施します。</p>	A	<p>病児保育の定員が2名増加し、新規開設園への準備も期待が高い。引き続き、ニーズと合った調整・整備を進めていただきたい。</p>
B	<p>認可保育所2園、小規模保育事業所2施設の開設準備を行うとともに、面積基準・保育士配置基準を遵守しながら既存保育施設の定員拡充にも努めることと合わせ、保育ニーズに見合った定員構成の見直しを行った。</p> <p>また地域子育て推進員が市内各幼稚園を訪問し、預かり保育の最新情報や課外授業等の情報収集を行い、入園申込者への選択肢拡大を図った。</p> <p>また、待機児童の特に多い1歳児への対応として、開設準備を進めた認可保育園2園及び既設園の1園において、1歳児1年保育の実施に向けた調整を図った。</p>	<p>入園申込者の実態把握に努め、効果的な待機児童対策を図っていく。</p>	B	<p>引き続き、待機児童対策に向けて調整を図っていただきたい。</p>
A	<p>学童クラブについては、定員超過の激しい中原小学校区域に新たに「中原学童クラブ（中原小学校校舎内）」を整備することができた。</p> <p>放課後子ども教室については社会教育課、保谷小学校学校施設開放事業運営協議会と連携し「出前児童館」を開催することができた。</p> <p>小学校5年生以上の児童に対する居場所づくり及びサービス提供の柱となる児童館・学童クラブ・放課後子ども教室の連携を強化するため、社会教育課との定例的な会議の場を設ける等を連携を強化できた。</p>	<p>今後児童数が増えると予測される芝久保小学校区域で新たに学童クラブを整備する。</p> <p>引き続き、放課後子ども教室との連携を図ることができるよう社会教育課と調整する。</p>	A	<p>引き続き、学童クラブの増設に努めていただきたい。</p>
A	<p>保護者の疾病等で、養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設で預かるもの。</p> <p>年度により利用者の傾向が異なる。</p> <p>平成28年度は、育児疲れ25%、親の用事18%、保護者の病気・入院57%。利用延べ日数は170日、利用実日数は126日だった。</p> <p>平成29年度は、養育支援・育児疲れ10.5%、親の用事13%、出産（産前産後）2%、保護者の病気・入院74.5%。利用延べ日数は448日、利用実日数は222日だった。</p> <p>平成30年度は、育児疲れ15%、親の用事24%、出産（産前産後）21%、保護者の病気・入院40%。利用延べ日数は283日、利用実日数は185日だった。</p> <p>支援を要する家庭（相談事業で関わっている家庭）の利用が多い。</p> <p>限定的ではあるが、要件を満たした利用者については、来所せずに利用申請できる仕組みを構築した。</p>	<p>支援を要する家庭の利用が多い中、その支援方法等について児童養護施設と連携を図る必要がある。</p>	A	<p>引き続き、相談事業で関わっている家庭の支援をお願いしたい。</p>
A	<p>幼稚園に通うお子さん・家庭を支援するため、国・東京都とともに、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金及び就園奨励費補助金の交付を実施しました。</p>	<p>幼稚園へ通うお子さんがいる家庭へ継続的な支援ができるように努めます。</p>	A	<p>引き続き、継続的な支援をお願いしたい。</p>
A	<p>手続に関する案内やホームページを通じた情報提供を丁寧に実施するとともに入学準備金の支給を開始するなど市民サービスの向上を図った。</p>	<p>案内等も含め、適切に事務事業を実施することで、市民サービスの向上に努める。</p>	A	<p>引き続き、継続的な支援をお願いしたい。</p>

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
178	Ⅲ-3 (2)	①子育て支援に関する相談と情報の提供	身近な地域で子育てについて相談でき、必要な情報を入手できるように、子ども総合支援センターの充実を図るとともに、地域子育て支援センターの機能の充実を図ります。また、情報誌の作成・配布や保育付き講座を開催し、情報提供を行います。	協働コミュニティ課	保育付講座の開催や情報誌「パリテ」等による情報提供を行う。
179				子育て支援課	子育てハンドブックの編集に当たっては、わかりやすく見やすい編集に努めます。情報が必要な方に届くように広く配布します。
180				保育課	地域子育て支援センター5園の各種事業の充実を図り、市報やホームページなどにより情報提供に努める。
181				子ども家庭支援センター	子育てサークルに関する情報提供を行う。 ルピナスまつりへの参加や、子育てイベントのお知らせをする。
182				公民館	子育てに関する情報を収集し、館内の掲示板等を使って提供する。 保育付き講座を開催する。
183		②地域で子育てを支え合う保育サービスの提供	身近な地域で子育てを支える、一時保育やファミリー・サポート・センターの充実を図ります。	保育課	一時保育を引き続き実施するとともに、一時保育の拡充に向けて事業者へ働きかけを行う。
184				子ども家庭支援センター	サポート会員の増加を図る。 子育て中の保護者にPRを検討する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	3月に「ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティング (CSP) 幼児版紹介講座」と題して子育て中の方向けの2回連続講座を開催した(参加人数: 延べ22人)。 男女平等推進センター主催のうち、親子向け講座を除いた講座を保育付きで開催。パリテまつり講座等についても保育付きで開催。講演会・保育付き講座開催数: 10回 参加者: 249人、保育数: 71人 パリテまつり講演会・講座等開催数: 7回 参加者: 324人 保育数: 19人	引き続き、保育付き講座の継続実施に努める。	A	引き続き保育付き講座の継続実施をお願いしたい。
A	子育てハンドブックを作成して母子健康手帳交付時に配付するとともに、市内幼稚園・保育施設利用者全員に利用施設を通して配付しました。また、市内各施設(田無庁舎、保谷庁舎、子ども家庭支援センター(のどか・ピッコロを含む)、地域子育て支援センター、児童館)に設置して希望者に配布し、ホームページにも同内容のPDFを掲載して、広く情報提供を行いました。 編集に当たっては「ハンドブック」として持ち運びしやすいサイズを損なわないように留意しつつ、フォントの大きさや太さを工夫し、見やすい編集に努めました。	引き続き子育てハンドブックを作成・配布し必要な情報の提供に努めます。作成に当たっては、見やすい編集に努めます。	A	見やすい編集に努め、広く情報提供をお願いしたい。
A	各種事業については、ホームページ等にて各センター毎に工夫を凝らした周知をするとともに、多様な講座等を実施することで参加者が興味を持てるよう充実を図った。	継続実施により充実を図る。	A	引き続き、事業の実施に取り組まれない。
A	広場では、サークル団体の紹介コーナーを設置している。1階交流ホールでは、子育てコーナー用の机を設置して、情報がわかるようにしている。 子育てハンドブックでのサークル・団体の紹介では、地域限定や広くアピールすることを辞退する団体が増えている。子育てサークルや子育てする人の交流する場である、こそだてフェスタやルピナスまつり・市民まつりに参加・協力している。	今後も継続して、実施及び周知をしていく。	A	引き続き、情報提供を継続して、周知をお願いしたい。
B	健康課や公民館での絵本の創作及び読み聞かせ等、子育てに関する市内の催し物の情報を、館内の掲示板などを活用して提供した。 保育付き講座を9本開催した。	引き続き、子育てに関する市内の催し物の情報を、館内の掲示板などを活用して提供する。	B	引き続き、子育てに関する情報収集、発信に努めていただきたい。
A	公共施設予約システムにより公平な利用かつ利便性に配慮した運用を行った。また当日キャンセル等により空いた枠に対応し、当日電話申込もできるよう利便性の確保にも努めた。	継続実施によりサービス提供	B	具体的な計画として事業者への一時保育の拡充について、次年度への課題が見えないのが、残念である。
A	市報や市のホームページに事業内容を引き続き掲載し、事業PRを行った。講習会、説明会の開催日や時間を参加しやすい時間に変更して実施した。参加の負担感を減らすために、テキスト代を無料にした。 ファミリー会員は、2253人で新規入会が246人、中学生になった、転居などの理由があったものの総体で102名の増に。サポート会員は、191人で新規入会が14人だった。会員総数としては、2,445名で、昨年度に対して88人(3.7%)の増となった。 活動内容としては、保育所・幼稚園の迎え、帰宅後の預かり、学童の放課後の預かり、放課後児童クラブの迎え・預かり、小学校通級・通所施設送迎・預かりが主で、短時間・臨時的就労の場合の援助も増えている。	今後も継続してファミリーサポートセンター事業説明会の実施、サポート会員養成講習会や研修を実施する。子育てフェスタや子育て家庭に対して、積極的に周知をしていく。	B	子どもの通園、通所などの送迎には男性の参加も可能と思われるが、サポート会員の男女比を示すなどして、需要と供給のバランスを示されたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
185	(2)	③子育てサークルの育成と支援	地域の子育て世帯の交流を図るために、子育てサークルの育成を支援するとともに、保育付き講座を開催し、参加者の情報交換の支援などを行います。	児童青少年課	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。
186				子ども家庭支援センター	子育てグループ活動室の貸出しを行う。 ルピナスまつり開催や、居場所づくりに向けて検討する。
187				公民館	・保育付き講座の参加者の求めに応じて、サークル作りへの助言や情報提供を行う。 ・保育付きのサークル同士の連絡・調整を図り、情報交換が行えるよう支援する。
188	III-3 (3)	①子育てに関する相談の実施 (再掲)	仕事と育児の両立や、在宅で子育てをしている親が、不安を抱えず安心して子育てができるよう、気軽に相談できる窓口や体制の整備・充実を図ります。	健康課	就労している母も参加可能な事業については、継続して検討していく。 電話等、来所せずに相談できる機関(民間団体含む)があるという情報の提供に努める。
189				生活福祉課	市報への掲載やリーフレットの配布など、必要とされる方に情報が周知されるような周知・広報及び市民の身近な相談役としての民生委員の周知、広報を図る。また、HPの情報掲載について見直しを行う。
190				子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談を実施します。
191		②ひとり親家庭の生活支援	ひとり親家庭に対する相談事業やホームヘルパーの派遣、母子自立支援プログラム策定事業等の就業支援事業に取り組みます。	子育て支援課	母子・父子自立支援員によるひとり親相談や、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業、母子・父子自立支援プログラム策定員による就労相談事業を実施します。 ※「母子自立支援プログラム策定事業」及び「母子自立支援プログラム策定員」は、平成26年10月からそれぞれ「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「母子・父子自立支援プログラム策定員」に変わりました。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	子育て世帯を対象とした地域のサークル同志の交流の促進を、各児童館で行った。 児童館主催の幼児向けイベントでは、イベントに参加する幼児以外の子どもを連れて参加できる講座を開催し、参加者の情報交換の機会を増やす支援を行った。	引き続き、サークル活動への情報提供及び活用支援を行っていく。	A	・中学生など生徒の居場所はあるかどうか知りたい。 →市で提供できる居場所としては児童館になります。
A	子育てグループ活動室の利用延べ件数は415件で、利用人数は4,482人だった。 世代間交流と、子育て団体の参加のもと、住吉小学校区育成会「わかば」が中心となり第3回ルピナスまつりを開催し、1,122人（前年度より267人増）の参加があった。実行委員も増えている。子どもの居場所と世代間交流として、まつりを始め、小中学生の利用時間の延長やルピナス本箱の設置、ルピナスカフェ（育成会）も始めた。	引き続き、今後も子育てサークルへの積極的な周知を図る。また子育てグループ活動室が子ども相談係となり使用不可となるので、男女平等推進センターの活動室と併用になることを周知していく。	A	・パリティの利用につながることは、評価する。
B	・主催講座から7つのサークルが立ち上がった。 ・各館とも保育室運営会議を10回程度開催し、サークル同士の関係形成を図るとともに、情報交換を支援している。 ・以前に比べ、育休中の市民の受講が増えたこと、職場復帰するまでの期間が短くなったこと等により、講座からサークル化する割合が減っている	学習支援保育の実施により子育てサークルの活動を支援するとともに、保育付き講座を開催し、子育て世代の支援する。	B	・新規に立ち上がったサークルの活動状況を観察し、支援がニーズに沿っているか検証されたい。 ・育休中の受講者が増加したことは評価する。この10回の中で、男女平等に関する講座を設定し、子育て、夫婦関係、職場などに、その意識を持って生活することを動機付ける機会とされたい。 ・育休終了後、職場復帰した受講者が求めるものが時代と共に変わってきている。サークル活動の在り方を見直すことも、必要かと考える。
B	子育てに関する相談は電話や窓口にて父母を問わず対応している。準夜間帯や休日等の子育て相談については東京都事業の電話相談事業を母子手帳交付時や健康課事業にて周知している。また休日診療や準夜帯の診療医療機関を健康事業ガイドにて周知している。 就労している母も乳幼児健診や来所相談を利用しており、1歳児相談会参加率約70%、2歳児相談会利用率約60%、3歳児健康診査実施率約90%となっており、父母で来所する方も増えている。	東京都電話相談事業#7119および#8000の周知、市休日診療の周知に努める。	B	・就労中の母親も参加可能な事業の実施も重要ではあるが、就労中の母親にとってのニーズを調査されたい。例えば、病児保育に関する施策について対応を充実しているか検討されたい。
A	平成30年は東京都における民生委員制度発足100周年にあたる年であったため、都を挙げての積極的な広報が行われた。 市HP掲載内容の改訂を実施した。		A	・民生委員の男女比を示されたい。 ・市民の身近な相談役が男女平等意識を持って相談に対応できるようにするための学習機会をを実施することを提案したい。
A	母子福祉資金・父子福祉資金の貸付、就労・資格取得、住宅、養育・家事援助、年金・手当など、個々の状況に応じた相談・助言を行いました。 延べ相談件数1,000件（母子961件、父子39件）	各課との連携を図り、自立に向けた就労支援を推進しながらも、個々の状況に応じた相談対応に努めていきます。	A	・執行状況から母子世帯が多く父子世帯が少ないと思われるが、父子世帯が相談しやすい体制になっているか、適切な情報が伝わっているか検討された
A	ホームヘルプサービス事業のホームページの掲載内容を更新しました。また、「ひとり親家庭の方の支援や制度について」のチラシを作成し、児童扶養手当の現況届提出時に配布し、周知に努めました。 【ひとり親相談】 延べ相談件数1,000件 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 派遣状況 13世帯 603回 【プログラム策定件数】 32件	引き続き、制度の周知に努めます。	A	・「ひとり親家庭ホームヘルプサービスの派遣状況」や「プログラム策定件数」で、母子・父子家庭の割合を示されたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
192	III-4 (1)	①地域での福祉に関する相談と情報の提供	介護や福祉に関する情報提供の充実を図ります。また、高齢者や障害者の見守りも含め、地域包括支援センター等における相談体制の充実を図ります。	生活福祉課	行政などからの情報提供が地域に届くよう、また地域からの声が行政などの関係機関に届くよう、民生委員に対し、「地域と行政とのパイプ役」としての民生委員が十分に機能を果たすことができるように研修等を通じて徹底を図る。
193				高齢者支援課	・地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークの強化に取り組むと共に、介護サービスを含む様々なサービスや多様な地域資源の把握・活用により総合的な相談体制の充実に努めます。
194				障害福祉課	市報、HP、障害者のしおりを活用した制度周知を図るアプリやフェイスブック等を活用し、さらなる周知に努めていく。 障害福祉課、相談支援センター、相談支援事業所が連携し、必要な相談支援を実施する。
195				生活福祉課	民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実を図るために、人材の発掘に努めるとともに、相談対応能力の向上などの内容の充実を図るために研修の充実にも取り組む
196				高齢者支援課	・高齢者配食サービス事業の周知をすすめます。 ・高齢者緊急通報システム事業の周知をすすめます。 ・ささえあいネットワークの周知を図ると共に、一人でも多くの高齢者に見守りの目が行き届くように、見守り方法の見直し及び新たな見守り方法の検討を行います。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	民生委員が、行政と地域とをつなぐパイプ役となれるよう、毎月の定例会議の場などで、行政サービスなどの情報の積極的な提供に努めた。また、可能な方には、ご自宅に掲示板を設置してもらい、提供した情報のうち、可能なものについては、チラシ等掲示するなどして、情報が広く届くよう取り組んでいる。定例会終了後には、各地区の協議会ごとで、随時班別会を行い、必要な情報交換を行うことで、スキルアップに取り組んでいる。	引き続き、積極的な情報提供に努めるとともに、研修の充実を図ることにより相談対応能力の向上も図る。	A	・相談対応能力の向上のために、男女平等参画意識の向上に関する情報提供と研修を実施されたい。
A	・相談対応件数30,729件（平成29年度）、高齢者虐待相談受理件数73件（平成29年度）。 ・認知症サポーター養成講座等の講座、介護の日等の行事を通し、警察、消防、銀行、新聞社等との連携を図っている。 ・事業者向け高齢者虐待対応研修を11事業者に向け実施（平成30年度）。 ・民生委員地区定例会（7月）、12月17日居宅介護支援専門員分科会にて虐待対応研修会の企画・開催。 ・生活福祉課との連絡会にて、高齢者虐待対応にかんするミニ講和を実施。 ・社会資源マップの作成・更新。更新時随時ケアマネ分科会にて配布。	・連携の継続と強化 ・定期的に社会資源マップの情報更新を行う。 ・包括職員向けの権利擁護、虐待対応に関する事例検討会を実施予定	A	・地域の人的社会資源のネットワーク化を評価する。 ・人的社会資源であるそれぞれの方々への男女平等参画意識の啓発のための研修を提案する。
A	保谷障害者センター（身体障害）、地域活動支援センター・ブルーム（知的障害）、地域活動支援センター・ハーモニー（精神障害）とともに3障害の相談拠点を整備し、3障害に対応する相談支援センター・えぼくくと保谷庁舎内の基幹相談支援センターと合わせて困難なケースにも対応している。女性の障害者からの相談に対しては、必要に応じて各相談機関の女性職員が対応している。	引き続き、継続実施に務める。	A	・女性に対して、女性職員が対応していることを評価する。 ・障害女性が、障害者であることと女性であることで、2重の差別を受けていないか検証しつつ対応されたい。
A	民生委員は、4/1現在の現員数が、30年度は142名、31年度は143名となっており、欠員が徐々に減少している。ほっとネット推進員は、年度内で21名の方に新規登録していただいた（3月末現在377名）。ほっとネットに対する相談件数も高位で推移している（平成31年1月末現在645件、昨年同時期：869件）。相談件数が多い要因については、関係機関、市民ともに制度の認知度が上がっていることなどが大きな要因として考えられる。	民生委員、ほっとネット推進員ともに数的な部分の充実とともに、相談対応能力の向上などの内容の充実にも取り組む。	A	・相談対応能力の向上のために、男女平等参画意識の向上に関する情報提供と研修を実施されたい。
B	・高齢者配食サービス事業及び緊急通報システム事業「介護保険と高齢者福祉の手引き」に概要を掲載し、必要とする市民の方に配布している。 また、市報（7月15日号）にて、高齢者の方への主な福祉施策として情報提供している。 ・ささえあいネットワーク事業においては、平成30年度も継続して実施している。訪問協力員の養成研修や懇話会も継続して実施しており、平成31年3月末日現在、 ささえあい協力員 1,368人 ささえあい協力団体 203団体 ささえあい訪問協力員 327人（うち男性69人、女性258人） ささえあい訪問サービス利用者数 118人 ささえあいネットワーク懇話会 12回 ・平成29年度より市内全域における取組として開始した「ささえあいメール見守りサービス」について、今年度も協力員の養成研修を1回実施し、現在協力員は27名。利用者については5名。訪問されること等に抵抗はあるが、見守りを必要とする高齢者の把握や事業の周知を進めていく。	・ささえあい訪問サービス、ささえあいメール見守りサービスともに利用者は微増しているが、見守りを必要としているがサービスに繋がっていない高齢者を、いかにして把握し、見守りに繋がられるかが課題である。	B	・「ささえあいネットワークの構成」そのものが、地域包括支援センターや民生委員組織などの繋がりが理解しにくく、市民が利用しにくいのではないかと。 ・特にメール見守りサービスに関しての説明が不十分と思われる。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
197	III-4	③NPOや市民活動団体等との協働の推進	NPOや市民活動団体等がより質の高いサービスやきめ細かな多様なサービスを提供できるよう、積極的にNPOの活動を育成・支援するとともに、連携を強化していきます。	協働コミュニティ課	次の事業を実施していくうえでは、男女平等参画の視点をもって配慮しながら、事業の企画と運営をしていく。 * 市民協働推進センター「ゆめこらぼ」 ハードとソフトの両面から市民活動を支え、地域における様々な主体の組み合わせによる協働を推進する。 * NPO等企画提案事業 市民活動団体による協働事業の提案募集を実施する。採択されると最大3年間の補助対象となり、協働事業を実施する。平成31年度実施企画提案事業の今年度実施の募集に関しては、昨年度から開始した行政提案型事業を今年度も実施し、提案事業の一層の増加につなげる。
198		(2)	①家族介護者への情報の提供 家族介護者の負担を軽減するために、福祉サービス第三者評価システムの活用促進、介護講習会の開催や、家族会・介護者のつどいの支援、高齢者等の被介護者虐待防止のための意識啓発などを行います。	生活福祉課	受審事業所数を向上させるために、従来とは違った形での受審動奨により受審事業所数の向上を図る。
199				高齢者支援課	・関係課と連携し、虐待防止キャンペーンの実施
200				障害福祉課	高齢、障害、子育てが連携し、虐待防止に努める。
201		②専門職・関係機関の連携による家族介護者への支援	家族介護者の精神的負担の軽減を図るため、専門医による家族介護者の専門相談事業を実施するほか、支援者となる関係機関の連携を強化します。	高齢者支援課	・地域包括支援センターとの連携
202	IV-1★	(1)	①女性相談の充実と男性相談のあり方の検討 男女平等の視点にたち、女性が自分自身、家族、職場の人間関係、心とからだ、DVなどの問題等について、相談員とともに解決の糸口を見出す相談事業を実施します。また、男性を対象とした相談事業のあり方について検討します。	協働コミュニティ課	女性相談開設時間・場所の一部変更後の状況を確認し検証をおこなう。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>*市民協働推進センターゆめこらぼ ①人材・及び団体育成のための各種講座を実施した。 ②協働のまちづくりワークショップの実施により地域の様々な主体と行政職員が対話と交流を図り、協働推進の機会を創出した。 ③NPO等市民活動団体向けの相談業務を実施し市民活動活性化に寄与した。</p> <p>*NPO等企画提案事業制度の強化 平成30年度から行政提案型事業の実施を開始した。テーマは「子どもの居場所づくり」とし、西東京子ども放課後カフェ事業が協働事業と採択された。次年度に向け、募集区分の表現がわかりづらいとの意見を受け、「行政提案型」を「テーマ設定型」に、従来の募集区分を「自由テーマ型」と改め、募集したところ、5団体から応募があった。</p>	<p>*市民協働推進センターゆめこらぼ NPO等市民活動団体をはじめ様々な地域の主体との連携を強化することが今後の課題である。 *NPO等企画提案事業 当補助金の活動で、NPO等市民活動団体と行政との協働の歯車の初動を後押しし、継続的な協働関係が構築されるよう取組みを進めることが課題である。</p>	B	地域の課題を市民が主体となり行政と連携して解決することは重要な取り組みである。男女平等参画の視点を取り入れた取り組みにも生かされることを期待する。また、NPO等企画提案事業についてもさらなるPRに努め、制度の利用拡大につなげられたい。
A	福祉サービス第三者評価システムの受審費用の補助制度の活用した、システム受審事業所数が29年度、30年度はともに25件であり、受審事業所数は、ほぼ横ばいで年々推移している。	基本的には、受審が必須ではないために、受審するか否かは事業所の判断になっている。受審費の補助や受審することのメリットなどを広報することなどにより、受審数の向上を図るため、引き続きの制度周知と受審勧奨をすすめていく必要がある。	A	家族介護への不安や負担の軽減につながるよう、引き続き相談事業や情報提供を強化されたい。また、福祉サービス第三者評価システムの制度を活用し、介護サービスの質の向上や利用の拡大につながることを期待する。
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援センター、障害福祉課と共に実施。庁舎パネル展示（11月）</li> <li>相談・通報先周知用ポケットティッシュの配布作成：1,000個 残数：54個</li> <li>相談・通報窓口を平成30年11月1日号市報に掲載</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年度も11月に実施を予定。パネル展示の期間を、各会場1週間程度は設けていきたい。</li> </ul>	B	関係課と連携し、男女平等参画推進の啓発に努められたい。
A	高齢者支援課、障害福祉課及び子ども家庭支援センターの3課合同で、虐待防止のパネル展示を実施した。	引き続き、継続実施に務める。	B	関係課と連携し、男女平等参画推進の啓発に努められたい。
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度と同様に、年8回虐待モニタリング会議を開催。対応の確認、地域包括支援センターとの連携を図った。</li> <li>前年度の男女平等参画推進委員会でも評価してもらっている「息子介護者の会」「娘介護者の会」については、年4回ずつの開催した。前年度の課題となっていたHP掲載を行う等、周知方法の工夫を行ったが、より効果的な周知方法等が今後の課題である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「モニタリング会議」については、次年度も年8回実施し、地域包括支援センターとの連携を図る。</li> <li>「息子介護者の会」「娘介護者の会」の参加人数が少ないため、効果的な周知方法を検討・実施する。</li> </ul>	B	事業のPRを強化するなどにより、市民の認知度を高め、効果的な事業に向けて取り組まれたい。
A	平成27年度より女性相談の利用率の低い時間帯の見直しを行いパワテだけでなく、田無庁舎での出張相談を開設し、利便的にも相談しやすい環境を整えた。その後の利用状況について確認を行った。男性相談に関しては都の相談窓口などを案内しながら情報収集を行った。女性相談の実施 女性相談447件 婦人相談526件	引き続き、利用者のニーズを確認しながら、相談を受けやすい窓口の整備に努める。	A	多くの市民が窓口を利用されている。引き続き相談体制の充実を図るなど、市民の利用促進につなげられたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
203	IV-1★	(2)	①男女平等参画の視点にたった各種講座の開催(再掲)  男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催します。	協働コミュニティ課	企画運営委員会の企画による講座として、基礎講座・共通講座・三市沿線連携事業・DV被害者支援のための自立支援講座 ・パリテまつりでの講座等を開催する。
		②センター通信の発行と配布	センター通信「パリテだより」等を発行し、市の公共施設等で配布します。市民がいつでもどこでも男女平等参画について学べるよう、支援します。	協働コミュニティ課	事業紹介と実績報告が主たる内容であったセンター通信「パリテだより」を情報誌パリテ内のコーナーへ統合することにより、さらに多くの市民へ周知する。
	204	(3)	①男女平等推進センター パリテのホームページでの情報の提供  ホームページでパリテの事業情報に加えて、広く市民の暮らしに役立つ男女平等参画情報を提供します。	協働コミュニティ課	男女平等推進センターの事業をホームページに掲載し、情報の提供と男女平等に関する意識啓発を行う。
205					

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	<p>○企画運営委員会の企画による講座 基礎講座4回 1. 「女性のための経済・金融入門」 参加者30人 託児4人 2. 「女性の多様な働き方～小さい子どもがいながら働くということ～」参加者11人 託児5人 3. 「今だから聞きたい!おとな女子の保健室」参加者11人 託児7人 4. 「知っ得!片付け術～家庭でも3S(整理・整頓・清掃)～」参加者29人 託児9人 ○共通講座5回 1. 「パパ`s絵本プロジェクト15周年ライブ」参加者親子20組50人 2. 「ペンで個性をひきだすゼンタングル®・レッスン」参加者19人 託児11人 3. 「一歩、一歩、ありがとう 妻・田部井淳子と歩いた道」参加人数:39人 託児2人 4. 2回連続講座 「ボーイズタウン・コモンセンスペアレンティング(CSP) 幼児版紹介講座」参加者延べ22人 託児延べ22人 5. 「性は一人ひとり違う～LGBTの視点から多様性を考える～」参加者22人 ○週間事業講演 2回 1. 「女性の生きにくさを考える～母娘関係、産後のしんどさ、母がキレちゃう、その他いろいろ考えます」参加者49人 託児10人 2. 「NO!ハラスメント～日本で#MeToo運動が広がらないのはなぜか～」参加者21人 託児4人 ○DV被害者等のための自立支援講座 Do it! ここからはじまる。～わたしのトリセツ～ 1. 「パーソナルカラー&lt;基礎編&gt;」 2. 「知って得する法的知識～夫婦にまつわる法律のはなし～」 3. 「パーソナルカラー&lt;応用編&gt;」 4. 「わたしの護り方～セルフディフェンス～」 5. 「相手も自分も大切にコミュニケーション」 6. 「モラハラ、発達障害～夫婦や身近な人との関係で息苦しくないですか～」計6回 参加者 延べ97人 託児 延べ26人 ○【第11回パリティまつり】 1/28から2/8まで実施の間、講演会1回、講座5回、体験会4回開催した。</p>	<p>男女平等参画に関わるさまざまな問題について、共に考え、理解し、自ら解決する力をつけるために各種講座を開催する中で、講座内容について多くの方々に知ってもらい工夫をする。受講者の自主活動につながるような支援の仕方を引き続き考える。</p>	A	<p>様々なテーマにより講座が開催されている。また、LGBTに関するテーマの講座を新たに開催するなど内容も検討工夫されている。今後も市民の関心と高いテーマを取り入れるなど講座内容を充実し、多くの市民が参加する講座の開催を期待する。</p>
A	<p>「パリティだより」は「情報誌パリティ」の中に統合した結果、情報誌パリティの増刷につながり、より多くの市民へ配布することができた。また、職員向けに事業紹介も含んだ「パリティ通信」を発行した。</p>	<p>引き続き、市の公共施設等で配布します。市民がいつでもどこでも男女平等参画について学べるよう、支援します。</p>	A	<p>引き続き、内容の充実、情報発信の強化に努められたい。</p>
B	<p>男女平等推進センターの実施事業をホームページに掲載する他、「情報誌パリティ」や男女平等参画推進委員会で作成した、「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」、「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」や「TOKYO働き方改革宣言企業」制度などの情報をホームページで提供した。 男女平等推進のお知らせという表題でセクシャルマイノリティ、DV、情報誌、パリティライブラリーニュースについて紹介するページを設け、市民への啓発を行った。</p>	<p>引き続き、見やすく、充実した情報の提供に努める。</p>	B	<p>男女平等参画推進に関連した情報を紹介するページを設けるなど内容の充実が図られている。引き続き市民の意見を聞き取るなど、市民の求める情報が提供されるよう努められたい。</p>

体系番号				担当課目標		
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画	
206	IV-1★	②男女平等参画に関する図書資料の収集・整理	男女平等に関する図書、資料を収集・整理し、市民が閲覧できるようにします。	協働コミュニティ課	男女平等に関する資料の収集及び図書の購入や図書コーナーの配置や資料の配架などの工夫を図り、また、ホームページに蔵書リストを掲載し、貸し出しの促進を図る。	
207		①男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークの形成	パリテまつりで参加団体を募り、参加団体主催による講座を開催するなど、男女平等参画に関する市民、団体等への活動支援とネットワークづくりを支援します。	協働コミュニティ課	パリテまつりで参加団体を募り、男女平等参画に関する市民、団体等の活動を支援する。	
208	IV-2	①庁内の男女平等推進会議の定期的開催	庁内の男女平等推進会議を定期的に開催します。	協働コミュニティ課	計画の実績評価報告書を通して、庁内の男女平等推進の進捗状況を共有する。	
209		(1)	②関係各課の男女平等施策に関する調整	関係各課が実施する男女平等施策について調整・推進します。	協働コミュニティ課	計画の各課事業評価を通して調整をする。
210			③苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野にいれた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。	協働コミュニティ課	情報の収集に努める。
211			(2)	①条例設置検討委員会の設置	男女平等参画社会の実現に向けた施策の積極的展開のよりどころとなる条例を検討するため、条例設置検討委員会の設置を検討します。	協働コミュニティ課
212		(3)	①関係機関との交流・連携	一自治体では取り組みが困難な施策について、国や東京都等に働きかけ、他自治体等とも連携・情報交換しながら、法令や規制の整備・改正に向けた動向を把握します。	協働コミュニティ課	沿線3市（清瀬市・東久留米市・西東京市）連携事業を実施する。



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	各市の計画や情報誌等資料・女性問題関係の各月刊誌・女性情報(女性に関する新聞記事掲載)等を図書コーナーに設置し、いつでも市民が学習できるような環境を常時整備している。また、男女平等推進センター内に新着本コーナーを設置するなど工夫した。講座等で関連する貸出図書を設置し、案内を実施した。 今年度189冊の貸し出し用図書等を増加した。 結果現在の蔵書1359冊(内ビデオ53本) ○28年度貸出し 132冊 ○29年度貸出し 118冊 ○30年度貸出し 234冊	市民が男女平等参画について学び、情報を入手できるように、男女平等に関する資料の収集や図書の貸し出しを行います。	A	前年度に比べ貸し出し数が増加した。引き続きPRを強化し、利用者の増加につなげていくことを期待する。
A	24人の実行委員と23の参加団体により、「今-自分らしく輝く社会を!!」をテーマにして、第11回パルティまつりを開催した。来館者は887人であった。 主な内容 ○講演会 「日本の男女平等はどこまで来たか?」、講師:上野千鶴子さん(社会学者・東京大学名誉教授・認定NPO法人WAN理事長)参加人数145人(託児2人) ○講座 回数:5回、参加人数:169人(託児12人) ○体験会 回数:4回、参加人数:63人(託児5人) ○パネル・作品展示 ○喫茶・軽食・手作り雑貨・生花販売、イートイン休憩コーナー 今年度はオープニングに地域の小学校(住吉小学校)合唱団を招いたり、保谷高校生がボランティアで参加する等地域との繋がりも深めた。	パルティまつりを開催し、多くの市民に向けて、男女平等参画について発信します。	A	より多くの市民が参加するイベントとなるようメニューの充実を期待する。
B	男女平等推進会議幹事会を開催し、男女平等推進会議の会長である副市長へは報告を行った。	男女平等推進会議のあり方について検討する。	B	庁内各部署での男女平等参画推進の意識の共有化につながる会議となることを期待する。
A	次期計画の策定にあたり、計画に位置づける事業及び事業内容等について、関係各課から了解が得られるまで調整を行った。また現行計画の各課事業評価において、目標の設定や執行状況の報告について、助言や情報提供し、事業がより効果的に実施できるよう努めた。	引き続き、男女平等施策について、庁内の調整を行う。	A	引き続き庁内各部署の連絡調整に努められたい。
C	次期計画の検討の中で、苦情処理機関は、条例の中に位置づけることが想定されることから、条例設置の検討の中で、苦情処理機関の設置についても検討する旨、次期計画の中に位置づけた。条例設置については検討を行ったが、引き続き検討することとなり、現状としては他自治体の条例についての情報を収集したり、報告書により苦情の件数や内容を確認しているに留まっている。	第4次計画を進めていく中で検討していく。	C	条例制定の必要性の有無を含め、検討を進められたい。
C	条例設置については検討を行ったが、引き続き検討することとなり、今年度は他自治体の条例についての情報を収集したり、都内市町村(26市3町1村)の条例設置状況を確認した。 30自治体のうち12自治体(40%)が条例設置している。(平成30年4月1日現在)	第4次計画を進めていく中で検討していく。	C	市民の意識調査を行うなどニーズを把握するなどして検討を続けられたい。
A	8/30～9/1に国立女性教育会館で開催された男女共同参画フォーラムにおいて、3市の担当者及び事業に参加された方、講師や専門家等事業の報告やワークショップを行った。 また、次期計画に盛り込む事業について、他自治体に対し情報収集や意見交換を行った。	市町村男女平等参画施策担当課長会や同担当職員連絡会、都内男女平等参画(女性)センター館長等会議などの機会を通じて、男女平等参画のあり方について情報収集や意見交換を行うほか、新たな課題への取り組みなどについて、各自自治体と情報交換を行う。	A	新たな課題に取り組み、その解決に向けて、連携と情報共有をより充実させていただきたい。

体系番号				担当課目標				
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画			
213	IV-3	①職員の意識実態調査の実施	男女平等に関する職員の意識・実態の把握を行います。調査結果を活用し、庁内における男女平等参画の推進につなげます。	協働コミュニティ課	平成29年度実施に向けて、準備する。			
214				職員課	職員の意識・実態把握のための調査については、協働コミュニティ課と連携して実施に向けた検討を行う。			
215				(1)	②職員研修の実施	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図ります。	協働コミュニティ課	バリテで実施している講座や講演会等を庁内にも周知し、参加呼びかけを行う。
216							職員課	職員研修所の研修案内及び庁内の独自研修を通じて理解促進に努める。
217		③職員の旧姓使用の実施	旧姓使用を希望する職員に対し、旧姓使用の制度を説明・適用します。	職員課	職員に対する十分な制度周知を図るとともに、適正な運用に努める。			
218		(2)	①「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知	職員に対して「西東京市ワークライフバランス推進労使宣言」の周知を図ります。	協働コミュニティ課	職員ポータルシステムの掲示板を活用し、庁内への周知を図る。		
219					②庁内のワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、西東京市特定事業主行動計画に基づき時間外勤務の縮減に取り組みます。	協働コミュニティ課	ワーク・ライフ・バランスに関する講演会等情報の提供に努める。	
220						職員課	特定事業主行動計画を踏まえて職員向けの研修を実施するとともに、時間外勤務時間の削減に努める。	
221		(3)	①管理職試験の受験に向けた継続的な環境整備	研修等を活用して、管理的立場における人材の育成に努めます。また、女性職員が積極的に管理職試験を受験できるよう、女性管理職の複数登用など環境を整えます。	協働コミュニティ課	管理職試験を積極的に受験できるように、庁内に女性活躍の大切さを伝える。		
222					職員課	女性が管理職になりやすい環境づくりのための研修を実施する。人事評価の面接を通じて勧奨していく。		
223	(4)	①市発行物の表現における男女平等ガイドラインの作成・配布(再掲)	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインを作成し、配布します。	協働コミュニティ課	市報や市発行物における表現において、男女平等の視点が徹底されるようガイドラインに代わる取り組みを実施する。			
224				秘書広報課	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。			



担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
B	市民意識・実態調査の結果と合わせ、次期計画策定の基礎資料として活用した。	調査結果を踏まえ、庁内における男女平等参画の推進のための効果的な働きかけについて、検討・実施する。	B	職員の実態調査結果を公表し、各課ではその結果を踏まえた計画の策定を実施していただきたい。
A	女性職員（主任・主事職）を対象とした女性活躍推進法に基づく、自身のキャリア、社会にとっての女性の役割、ワーク・ライフ・バランスの実現など女性が活躍できる組織についての研修を実施した。また、研修前に職員課から西東京市特定事業主行動計画の説明を実施した。（研修参加者：18名）	計画に基づく取組の実施及び進捗状況の把握、進行管理が重要となってくる。	B	女性職員を対象にした女性が活躍できる組織のための研修会をより充実させていただきたい。また策定した計画実施の進捗状況のチェックを実施していただきたい。
A	新人職員研修にて男女平等研修を実施した。また、職員研修ではないが、共通講座「性は一人ひとり違うLGBTの視点から多様性を考える～」への参加を職員に対して働きかけた。	男女平等に関する職員研修を実施し、職員の理解促進を図る。	B	新人職員研修だけでなく、女性を活躍させる組織についての研修を管理職にも実施し男女平等に関する職員の理解促進を図っていただきたい。
B	平成30年度については、自治会館で実施した男女共同参画社会形成研修に1名参加し、平成30年4月に新規採用職員を対象に庁内における男女共同参画研修を実施した。	職員への十分な制度周知を図り、適正な運用に努める。	B	男女共同参画社会形成研修は引き続き新規採用職員に実施し、さらに管理職昇任の職員にも実施していただきたい。
A	平成21年9月要綱の制定・施行及び運用開始 平成30年度中の申請者：9名	記入不要	A	これまで通り制度の周知を図り適正な運用に努めていただきたい。
A	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワークライフバランス労使推進宣言」の周知を図った。	職員ポータルシステムを利用し「西東京市ワークライフバランス労使宣言」を周知する。	C	「西東京市ワークライフバランス労使宣言」の周知はもちろんだがワークライフバランスを実行できない課題、そのための組織の解決策などを話し合い提言していただきたい。
B	職員ポータルシステムの掲示板で、「西東京市ワークライフバランス労使推進宣言」の周知を図った。	引き続き、様々な手段で情報提供をする。	B	全職員の人事評価における面接で、ワークライフバランスについて、目標と具体策を自己申告書に記入させるのはいかがか。
A	次世代育成対策推進法に基づきタイムマネジメントをテーマとした研修を実施した。また、平成29年5月のイクボス・ケアボス宣言及びノー残業デー、20時退庁などの取組みにより時間外勤務の縮減に努めた。	引き続き研修を実施し、周知を図る。時間外勤務の縮減策について継続するとともに効果を検証する必要がある。	A	引き続き研修を実施しライフワークバランスを推進させる。行った時間外の勤務縮減策の効果検証を実施し、新たな縮減策の検討と提案を行っていただきたい。
B	次期計画素案において現在の女性の管理職の実数を提示し、管理職への必要性を示した。	引き続き、情報提供に努める。	B	情報提供だけでなく、女性管理職による講演会等の実施もしていただきたい。
A	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画研修を実施した。また、昇任支援研修を実施し管理職試験の受験意欲向上を図り、管理職への昇任時に研修を実施することで管理職としての意識向上を図ってきた。	管理職研修を継続実施し庁内掲示板や所属長を通じて受験勧奨を行う。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を履行していく。	A	引き続き人事評価における面接で女性職員への受験推奨や庁内掲示板での啓発を行っていただきたい。
B	職員用定型文内に内閣府の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」と、表現における男女平等ガイドライン事例集を記載し、庁内問合せに関しては定型文を紹介した。	庁内関係部署への周知を行う。	A	ガイドラインについて引き続き庁内関係部署への周知を行う。新規採用職員には手引き、事例集を活用し研修を行う。
A	ガイドラインを活用し、男女平等の視点で市報・ホームページの記事についてチェックした。	協働コミュニティ課作成のガイドラインを活用して広報していく。	A	今後もガイドラインを活用し、市報やHP、市刊行物の表現のチェックを徹底していただきたい。

体系番号				担当課目標	
課題	施策	事業	内容	担当課	具体的な事業 又は取組み計画
225		①男女平等参画推進委員会の開催	恒常的な市民参画の組織として、西東京市男女平等参画推進委員会を開催します。	協働コミュニティ課	西東京市男女平等参画推進委員会を開催する。
226	IV-4 (1)	②事業評価の実施	西東京市男女平等参画推進委員会において、西東京市男女平等参画推進計画に掲げた事業評価を毎年度実施します。	協働コミュニティ課	男女平等参画推進委員会を設置し、毎年度「男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書」を作成する。

担当課評価			男女平等参画推進委員会評価	
担当課評価	執行状況・事業評価	次年度の課題	委員会評価	今後の課題や改善点等
A	男女平等参画推進委員会を合計8回開催した。主な議題は第4次男女平等参画推進計画・第2次配偶者暴力対策基本計画・女性の職業生活における活躍推進計画の策定と、第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書(平成29年度)について、計画策定については計画案について活発なご意見をいただいた。	引き続き、男女平等参画推進施策の推進に関することを審議、検討していく。また、委員会の内容については、ホームページで公開していくとともに、会議資料なども情報公開コーナーに設置し、閲覧できるようにする。	A	これまで通り、男女共同参画推進委員会での審議について広く市民に公開し情報提供を行っていただきたい。
A	平成29年度評価(平成30年度実施)は、「第3次男女平等参画推進計画・配偶者暴力対策基本計画実績評価報告書(平成29年度)」として取りまとめ、市長へ報告した。 評価方法については、より実行性のある計画とするための評価方法を決定したところであるが、今年度も全項目について評価いただいた。	引き続き、評価を行う。また、評価報告書は、ホームページで公開していく。	A	引き続き、適正な事業評価実施し報告書をHPで公開していただきたい。経年で評価があまり改善がなされていない事業については委員会が直接、説明を求めていきたい。

## これからの課題

男女格差の大きさを国別に順位づけした、世界経済フォーラムによるGGI（ジェンダーギャップ指数）で、日本は2012年以降毎年100位以下となっているが、その大きな原因は政治や経済の分野で女性の進出が遅れていることである。2018年12月に公表された最新のGGIでは、149か国中110位であり、特に政治分野では前年の123位から125位に、経済分野では同114位から117位に順位を下げた。これらの分野での女性の活躍が大きな課題となっている。平成29（2017）年に実施した市民意識調査でも、政治の場で「男女の地位は平等になっている」と回答した割合は、14.6%（女性8.8%、男性22.3%）と極めて低い結果が出ている。

平成30年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立・施行された。今後この法律を活かし、政治分野への女性の進出が進むことが期待される。市としても啓発等に努め、女性の意見が社会に反映されるよう、取り組みを進めていきたい。

さて、平成26年度から30年度までの第3次計画の計画期間5年間において、国レベルでは前述の新たな法律の制定やDV法改正をはじめとする女性に対する暴力への対策強化、働き方改革など様々な制度改革が行われた。西東京市においても健康市役所宣言や市長・管理職による『「健康」イクボス・ケアボス宣言』、男女平等推進センターパリティを拠点とした啓発活動、庁内各課における各種事業の実施等により、男女平等参画社会の実現に向け取り組んできた。平成30年度の各課事業評価では、委員会評価においてA評価が過去最多となり、C評価が過去最少となったことは、そうした取り組みの成果の表れとして評価したい。

一方で、前述の市民意識調査において、社会全体で「男女の地位は平等になっている」と回答した割合が15.3%だったことが示しているように、男女平等参画社会が実現されているとは言い難い。今後さらに取り組みを進めていく必要がある。

第3次計画においても、委員会の評価や提言を受け、工夫や対応をされた結果、取り組みが進んだ事業がある一方、5年間取り組みが進まなかった事業がいくつかあった。第4次計画に引き継がれた事業については、ぜひ取り組みを前進させていきたい。第4次計画においても、委員会が毎年計画の事業評価を行うこととなっている。委員会評価が関係各課の取り組みに活かされ、計画が進んでいくことが重要である。そのような仕組みづくりをお願いしたい。

2020年は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例に基づき、多様な性への理解促進や人種差別等の解消のための啓発事業などが実施される見込みである。これを機に人権尊重の意識が広く市民に定着することを期待したい。同時に、第4次計画の実施を通して固定的性別役割分担意識の解消など、男女平等参画に関する意識も当たり前のこととして定着していくよう、取り組みを進めていきたい。

令和2年3月30日

西東京市男女平等参画推進委員会

# 資 料

3. 課題ごとの指標及び目標値
4. 第3次計画の評価活動

### 3. 課題ごとの指標及び目標値

★重点課題

目標	課題		指標	現状値	H30年度 目標値	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
I 意識づくりの分野と推進の男女平等参画の	I-1 ★	男女の固定的性別役割分担意識の解消	男女の固定的性別役割分担意識の解消について、理解のある人の割合を増やす	46.5%	60.0%	-	-	-	63.4%	-
	I-2	家庭・学校・地域における男女平等教育と学習の推進	家庭・学校・地域等の社会全体で、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	19.3%	30.0%	-	-	-	46.5%	-
	I-3	政策・方針決定過程への男女平等参画の推進	市の審議会・委員会等における女性委員の割合を増やす	33.2%	40.0%	33.7%	32.3%	34.9%	32.8%	33.0%
	I-4	経済活動における男女平等参画の推進	職場において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	29.7%	40.0%	-	-	-	26.2%	-
	I-5	地域活動における男女平等参画の推進	地域社会（町会・自治会など）において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合を増やす	47.8%	60.0%	-	-	-	43.9%	-
	I-6 ★	男女平等参画の視点による防災・まちづくりの推進	防災会議における女性委員の割合を増やす	9.1%	15.0%	18.0%	18.0%	9.1%	5.9%	5.9%
II 人権の尊重とあらゆる	II-1	人権を尊重する意識の醸成女子差別撤廃条約の認知度を上げる	女子差別撤廃条約の認知度を上げる	25.4%	50.0%	-	-	-	-	-
	II-2 ★	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援	配偶者暴力防止法の認知度を上げる	35.3%	80.0%	-	-	-	31.4%	-
	II-2 ★ II-3 共通	配偶者等からの暴力の防止と被害者支援/男女平等を阻む暴力の防止	女性相談の認知度を上げる	23.0%	50.0%	-	-	-	19.2%	-
	II-4	性と生殖に関する健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認知度を上げる	未把握	20.0%	-	-	-	-	-
III ワーク・ライフ・バランスの推進	III-1 ★	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識づくり	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」	43.0%	50.0%	-	-	-	42.0%	-
	III-2	男性の家事・育児・介護への参加促進	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい男性の割合を増やす	32.4%	40.0%	-	-	-	-	-
	III-3 III-4 共通	子育てへの支援/介護への支援	「個人の生活」、「家庭生活」、「仕事」すべてを優先したい人の希望と現実の一致率を上げる	4.1%	10.0%	-	-	-	-	-
IV 推進体制等の参画の実現に向けた	IV-1 ★	男女平等推進センターパリティの事業の充実	男女平等推進センター パリティの認知度を上げる	16.6%	40.0%	-	-	-	20.3%	-
	IV-2	推進体制の整備と充実	西東京市男女平等参画推進計画の認知度を上げる	21.9%	40.0%	-	-	-	-	-
	IV-3	庁内の男女平等参画の推進	女性係長級職以上の割合を増やす	20.2%	23.0%	18.3%	24.7%	25.7%	29.7%	26.3%
	IV-4	男女平等参画推進計画の進行管理	西東京市男女平等参画推進計画の実績評価において着実に執行されている事業の割合を増やす	34.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.9%	53.5%	58.0%

※現状値の根拠については、第3次計画の82ページを参照

## 4. 第3次計画の評価活動

		平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度						
		4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月			
第3次計画	担当部門	事業実施				事業実施				事業実施				事業実施				事業実施										
	委員会					4月 委員会評価	9月 委員会評価			8月 委員会評価	12月 委員会評価			4月 委員会評価 (中間評価)	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価			4月 委員会評価	9月 委員会評価	
第4次計画		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員会評価を庁内に周知する際に、評価を踏まえた取組を依頼する。また、担当課評価と委員会評価に乖離があるものについては検証を促す。</li> <li>次年度の担当課評価で委員会評価が把握できるよう、記入シートを工夫する。</li> </ul> </div>																										
委員任期		← 7/31から2年間				← 7/31から2年間				← 7/31から2年間				← 7/31から2年間														

○上半期に前年度の実施結果への委員会評価をまとめ、当該年度の事業実施内容や翌年度の担当評価に反映できるよう、周知方法や資料の作り方を工夫します。

○委員会評価は、次年度の予算見積にも活用します。

○評価活動3年度目(平成29年度)に中間評価を行い、次期計画の中間のまとめに反映させます。中間評価に当たっては、重点課題など対象を絞ったヒアリング等も検討します。

○評価活動4年度目(平成30年度)の委員会評価も、次期計画の素案に反映させます。